

右に關し本月十七日付運戍寅第二四號ノ四及二十一日附同號ノ六を以て御照會の件拜承仕候、由來當驛に於ける貨物積卸請負の制度に就ては勞銀の不廉其他宿弊の改むべきもの不尠ニ存候へ共現今の制度を其儘に存置し之等諸點の改良を企て候は事情甚だ困難の筋にも有之且つ此の如きは彌縫姑息、到底病源を絶つての良策に無之ニ存候間此際斷然請負制度を廢し直營制度に改め度希望に有之候

由來請負制度に於ては往々會社ニ苦力ミの間に幾多の所謂苦力頭、小苦力頭乃至は下請負人の介入するの傾向を免れ難く之が爲めに苦力各自の所得は著しく減少し而も會社の支拂ふべき勞銀は幾分の高騰を見るは自然の結果に有之、殊に當地の如き多年相獨立せる苦力組合を打て一丸ミなせる特種の歴史ある地に於ては其情弊は一層甚だしきものある様被存候

上述の歴史を有する各苦力組合は現今に於ても猶各其家屋を異にし、各別に苦力頭を頂き獨立の生計を營み居候爲め彼等の生計費は勢ひ不廉ニなり從て勞銀の値下げは頗る困難なるの事情有之候

之に關しては小職に於ても嘗て彼等一同に共同生活をなさしむべく盡力致し彼等も亦之を熱望致候へ共適當の家屋なき爲め其儘ニ居申候

次に在住苦力の總數が殆ど一定致居候當地の如きに於ては作業の繁閑に伴ひ其員數を増減する事甚だ難く夏期に於て不必要なる員數を解備せば冬期に於て熱達優良なる補充を得る事難く、止を得ず夏期は多くの遊食の徒を包容するの有様に有之候而も昨今に於ては繁忙の期に於てすら猶勞作に適せざるものにして苦力頭に於ても情實上誠首

し難き寄生の徒常に數十を算し之が爲めに被る苦力の損害は莫大の額に達すべく然し此損害の幾分が勞銀に轉嫁さる、は當然の事理に有之候

從來直營制度の缺點として一般に指摘される處は作業の繁閑に從て苦力の員數を増減する事の困難なるミ監督方法の困難なるミに在るが如く考へられ候へ共、員數増減の困難は前述の如く請負制度に於ても亦同一に有之、又監督の方法に就ては從來苦力ミ恰も主従の關係にある苦力頭五名を驛員ミして之を直接監督の任に當らしめ外に驛長、貨物主任に於て相當の監視を怠る事なくば敢て困難なる處にも無之かるべくミ存候、以上の諸點に鑑み小職は此際斷然直營制度を採用し上述の宿弊を改め苦力各自の所得を増加し其生活を向上せしむるミ同時に會社の費用を節約致度、若し會社に於て彼等の爲め特に宿舍を設備さる、に於ては更に一層の好成績を收め得る事ミ確信致候、唯當驛の特産物たる木材の積卸に就ては特別の技能を要し候のみならず、目下直ちに之を直營ミ致し難き事情も有之候間、先づ普通貨物積卸に就て直營を試み漸を追て之を木材にも及ぼしたき所存に有之候

右何分の御證議相煩度別紙豫算書相添へ得貴意候也

貨物積卸を直營ミする場合の支出豫算

小口取扱發送	所要苦力ノ人數	一人ノ日給金額	一年間延人員	一年間ニ支給スベキ給金
	二〇	三五		一、五五五・〇〇



小口到着及倉庫現場	三〇	三五	三、八三二・五〇
一 車 扱	三〇	三五	三、八三二・五〇
東清連絡ホーム	一〇	三五	一、二七七・五〇
夜番其他の雑用	七	三五	八九四・二五
取 締	五	七〇	一、二七七・五〇
合 計	一〇二	三五、四〇五	一三、六六九・二五

以上の内歸省其他の休業が總延人員の百分の一とし其給料  $25 \times 324 = 12,350$  は之を控除し實際の給料支拂年額は金一萬三千五百四十五圓三十五錢となる。

外に繁忙期に於て苦力取締一名に對し金十圓其他のものに金五圓の平均を以て賞與金を支給するにせば

取締五名の分

五〇・〇〇

其他の九七名の分

四八五・〇〇

合 計

五三五・〇〇

なるが故に一年の總支出額は金一萬四千八十圓三十五錢にして之を大正二年度に於ける支拂總額(木材を除く)小洋銀二萬一千二百三十二圓五十九錢、此換算金一萬六千九百八十六圓(一圓二十五錢の割)に比するときは金二千九百五圓六十五錢の利益となる勘定也

以上は人員、給與共に充分の餘裕を見て打算致したるものに有之、苦力頭其他重なるもの、意見も徴し其異議なきを確かめ置候、從て實際に之を施行するに當り、相當の改良節約を怠ることなくば優に之以上の利益を擧げ得べき見込に候、唯苦力收容所は此際是非會社に於て設備され度之に要する費用は約四千圓位に存せられ候猶賃金の支拂は上述の如く凡て金にて致す方宜敷に存候

(註六〇)

運戊寅第二四號ノ四に對する回答(大正三年八月二十三日 松 第一七七號)

運戊寅第二四號ノ四を以て御照會に相成たる貨物積卸請負に關する件左に御答申上候

一、當驛に於ては一ケ年間僅々支那銀七、八百圓を支拂ふ事にて請負人其者が自身荷役に從事する勞働者にあらずれば引合ひ兼、從來の契約請負人は當地附屬地に居住し勞働者としては相當土地人の信用ある者にして父子共に積卸に從事し手不足なる場合は他より人夫を傭ひ入れ辛而相當の勞銀を得る有様に有之依て以上賃率引下げの餘地も無之隨て請負人變更之要も相認申さず候

二、請負料率を金建に改正之件は會社の爲め不得策にて不可能なる儀に存せられ候、何となれば苦力其者が支那人にして日常使用する通貨が支那銀を用ひ苦力の勞銀が支那銀建たる中は請負料率も支那銀建たらざる可からず、大體支那人間にては支那銀なる者は一定不變の物にして、日本金票の如きは時々相場の変動する物に認め居り候、是至極尤なる考に存じ候、日本人たる我等にても金建に慣れたる結果にや銀票或は洋銀は常に相場



上下する物の如く考へられ候

以上之見地よりして當分支那銀建を繼續せらる、様希望致候

(註六一)

貨物積卸請負に關する件(大正三年八月二十五日) 立第四〇號

來期當驛に於ける發著貨物積卸請負に就而は現在請負人の他に差當り適任者無之、是迄の振合にありても亦使用人夫の仕事に慣れ便利なる等別に差支無之者故繼續請負御承認相成度、人夫料の如きも是迄の額に置かれ度事實少量積卸の當驛にありては積卸不一定なる發著にて時に或は夜中人夫をして各貨車に手配充實せしむるは仲々難事にして折角手配したるに著發荷物のなき場合は寧ろ氣の毒に被思位、一車扱積卸料金にありては噸數相當に收入あるも亦小口扱にありては積卸數量に使用人夫に比して、満足さるべき請負額に無之營た穀類出荷季節に於て一車扱の方より幾分補填し得んかを期待し居るのみ、左ればして請負人をして満足せしむる迄の額を爲すが如きは際限なき事にて不可能なるも、現在にありては請負額を減縮する餘地も無之候、而して是が仕拂料率は洋銀を建こしあるを今更めて金建とするの可否は會社の見地を請負人の立場より見たるもの各損失あらんも支拂者なる會社側より見れば積卸少量の驛にありて金、洋銀何れにても大差なかるべく率の比に變る事なかるべければ只仕拂事務取扱方に多少の差あるのみ、多數積卸ある驛にありては定建外の貨幣にて仕拂を生じたる場合他の貨幣を時價に換算仕拂ふものなりせば是迄の通り、洋銀建にて差支なく昨今の如き換算相場變動の瀕しき折にても尙ほ洋銀建の方利

益にして若し之が金以外の貨幣にて換算仕拂を爲さざるものとする時は仕拂事務手数に於て幾分減する丈のものにて格別利する處無之候様被思、要するに是迄通り洋銀建にて差支なき様に被認他に深き考も無之候

(註六二)

運戊寅第二四ノ四に對する回答(大正三年八月三十日) 太驛第四二號

貨物積卸請負人及賃率變更に關し運戊寅第二四號を以て御照會相成候處、當驛に於ける請負人は差當り變更の必要無之又賃率に於ても當分變更の必要有之間敷を思料被致候、夏季に於ては貨物少量にて到底引合はざる由に候へども冬季出貨時季を見越し甘んじ居り候様の次第に付、此際引下げの餘地無之候得共、事情右の如くに候間敢て引上げるにも及ぶ間數當分此儘にて据置き可然被存候、而して地方取引には總て洋錢を使用致し居り候こも故、賃金は矢張洋銀建を思望致居り候  
右御了承相成度此段御回答申上候也

(註六三)

運戊寅第二四ノ四及六號達報告の件(大正三年八月二十三日) 太驛第三九號

貨物積卸請負人及賃率に對し當驛は現在より寧ろ多數の貨物有之候へば取扱安く候へ共、目下の處にては殆んき中途の有様にて引下困難に候へば從來の儘を賃率引下の餘地無之候  
尙は運戊寅第二四號ノ六による請負料率を金建に改むるは絶対に不可能に候、當地は一般小洋錢本位を致し居り候



へば金建に移すは支那人にして好まざる儀に付從來の小洋錢を希望致居候此段及報告候也

(註六四)

運戊寅第二四號ノ四に對する回答(大正三年八月二十四日 秋 譯 第二二五號)

運戊寅第二四號ノ四貨物積卸契約の件左記御回答申上候

當地の輸出貨物は殆んぎ木炭類を主とし壹個の重量百七十斤乃至二百三十斤(才積は一ヶ拾片位増すもの)籠入、其積込みには四五人を要し候、引續き從來の請負人へ扱はし度積卸賃金も金建に非らずして小洋錢を望み居り候、人夫も目下八名使役し居り此れ以上減するこも不可能被認賃率も中間車積卸小洋錢參厘小口扱積卸小洋錢壹錢從來の通り御支拂相願度此段御回答申上候也

(註六五)

運戊寅第二四號ノ四に對する回答(大正三年八月二十六日 漢 貨 第四八號)

本月十七日附運戊寅第二四號ノ四及同月廿一日附運戊寅第二四號ノ六により御下命相成候件左に及御回答候也

最近一ヶ年間請負人に支拂はれたる積卸賃及請負人が貨物積卸しに使役したる苦力數を示せば左表の通りにして一ヶ年を通じ一人一ヶ月平均收入小洋錢拾圓參拾錢餘相成候

請負人對苦力との關係は如何なる別を付し居るや之れが内幕は明かならず候

種別	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	平均
積卸高賃	二四・二	二五・三	三〇・六	三三・七	三五・八	四〇・八	四〇・八	三四・九	二六・九	三九・九	三六・九	三三・九	—
使役苦力數	二六	三三	三三	四四	五〇	五〇	五〇	三三	三三	三三	三三	三三	—
平均一人割	九・〇	八・二	九・六	五・三	二・三	九・三	八・二	八・九	二・四	一・四	一・〇	一・〇	一〇・三

翻て彼等が一ヶ年に要する生活費を見るに大略左記の通りにして固より最低限度のものに有之候

綿 袴 子	一圓六十錢	綿 襪	二圓三十錢	帽 子	八十錢
夏 袴 子	一圓二十錢	小布衫兒	二圓八十錢	襪 子	三圓六十錢
帶 子	八十錢	鞋	八圓	剃頭費	四圓
合 計	二十五圓十錢	一ヶ月割	二圓九錢		
食料、家賃、煙草、風呂、外諸雜費	一ヶ月	八圓			
合 計	小洋錢	十圓九錢			

當地は勞働賃高く煤鐵公司は一日小洋錢四十錢、地方は一日同四十五錢位支拂はれ、之れを驛積卸苦力と比較せば彼等の收入は餘程の小額に有之候のみならず、一ヶ年間を通じての平均收入と生活費を對比するも餘す處幾何も無之現今の状態にては賃率引下の餘地なきもの認め候



請負料率を金建に改むるの件に關しては當驛に於ては其必要を認め不申當驛請負人は支那人なるを以て苦力に支拂ふ勞銀も自國貨幣を便利に致候

(註六六)

貨物積卸に關する件答申(大正三年八月二十七日) 新第三〇〇號

當驛貨物積卸請負人劉廣會は平素忠實に業務に従事し居り些不都合の儀も無之、本人も引き続き請負致し度希望に有之他に之れ以上の適任者も無之候に付勞變更の必要相認め不申候、尙請負賃率は目下物價騰貴の折柄現在以上減少せしむべき餘地も無之候條總て從前通り御認可相願度存じ居り候、又支拂金は當地方は總て支那銀にて取引き致し居り候に付御差支なき限りは矢張り從前通り支那銀にて御支拂ひ相願度希望罷在候以上此段及答申候也

(註六七)

貨物積卸に關する件(大正三年八月二十四日) 遼陽乙第一六九號

運戊寅第二四號ノ四御達示に依り貨物積卸賃率に關し左に答申仕候間、御採諾の上は請負人請書進達の都合も有之候間何分の御指示相成度候也

當驛貨物積卸請負料は比較的低率に有之加ふるに本年の如く小洋錢下落に在ては殆んど此以上低下せしむる餘地無之、是を要するに基礎不確實なる銀建なるを以て請負人にして不安而已ならず、經理係支拂に於ても不勝手敷のこゝに付金建約束のこゝ中村忠治へ相談致候處、本人支拂は凡て小洋錢なるを以てやはり銀建にて差支へなく寧ろ

之を希望致居候、而して金支拂に變更するものみすれば其見積左記の通りにして異存無之旨申上候

種類	數量	金 建	現在の小洋錢建	銀壹圓貳拾八錢として増減	記 事
一車 扱	一噸	四錢五厘	六錢	・二厘四毛	例年夏季は銀下落なれども本年は又格別甚數目下の相場を標準とするは穩當に無之と被存候間既往當地に於ける平均相場即ち金壹圓に對し小洋錢壹圓貳拾八錢開きを以て計算す 毎年輸送期は此以内に騰貴するを以て通例とす ・印は減
小口 扱	百斤	六厘	七厘	六毛八	
個 數 扱	壹個	三錢	五錢	・一錢一厘六毛	
東清運路一車扱	百キロ	五厘	六厘五毛	・一毛	
同 小口扱	百キロ	九厘	壹錢二厘	・四毛八	
倉庫荷繰料	百斤	四厘	五厘	一毛二	

前記小口扱積卸料金而已金拂しして幾分増加するは其品質、異形、異種類品にして荷繰並に積卸に格別注意を要するものに付不得止ものみ存候

(註六八)

貨物積卸の件(大正三年八月二十四日) 撫順貨第一三三號

運戊寅第二四號ノ四及同號ノ六により御申越相成候當驛貨物積卸賃昨年八月より本年七月に至る一ヶ年分に付取調候處一ヶ年積卸賃給付高總計洋銀四、三三三・五八圓にして一ヶ月平均三六〇・八八八圓に相成り一ヶ年使用苦力總數延九、四七八人此苦力賃支拂高三、八八八・二〇圓一ヶ月平均三三四・〇〇圓となり積卸請負者純收入一ヶ年總計



四三五・三八圓一ヶ月平均收入三四・一一圓に有之候、當驛積卸苦力には一日洋錢四十錢小苦力頭に六十錢を請負人より支拂ひ居り候處此の額は他驛に比し平均幾分多額の様被存候得共、當地は炭坑にて多數の苦力を使用し居り之が給與驛積卸苦力に比し寧ろ宜しき爲、當驛積卸苦力を永年月使用する様請負人共相務居候、當炭坑苦力は常役及臨時苦力の二種類あり外に雜役夫有之候、常役は新參者にて一日金二十七錢若くば二十八錢にして少しく仕事に經驗を積めば金三十錢以上になり、若し雜役夫になれば夫以上給與を受居候、是を洋錢に換算せば最も新參者にて洋錢三十七錢位に當り一方臨時寄せ集めの苦力にて金二十五錢にて換算洋錢三十五錢位に相成り候、斯かる状態に付驛積卸苦力の如く體力あるものに洋四十錢以上支拂ふことは止を得ざる次第に有之候、從て當驛積卸賃率他驛に比し幾分高き様被存候も當地一般苦力賃の高き多きの苦力を各方面に要する外部の關係上致方無き次第に存候、尤も本年十月より永安橋及老虎台は廢驛なるに付ては幾分苦力の節約は出來得べく候得共請負人一ヶ月平均純收入洋銀三十四圓位の少額にして、收入最も多き時季は特產物出廻の二三ヶ月位に止り他は大したる事も無之殊に昨年八、九兩月の如きは積卸數量少き爲寧ろ損失致居候有様に有之候へば、昨年の請負賃率を引下ぐる事は實際積卸請負人に非常の苦痛になり延て經驗ある苦力を永く使用する能はざる事可相成り被存候間現在の率を變更せず請負せ被下度、又現在請負人劉子琪は至て誠實にて熱心從事致居候に付相變らず同人に御指命被下度希望致候、又苦力請負人及苦力の日常生活費及其他支拂は全部洋銀にて致居候間是迄通り洋銀建單價にて御取定め相成候方兩者に好都合に御座候、尙別紙苦力頭自身確實に記帳せる各種により積卸統計作成仕候に付添付提出申上候

右及御報告候也

(註六九)

貨物積卸に關する件 (大正三年八月二十三日 鐵驛第一〇六號)

八月十七日附運戊寅第二四號ノ四及同號六を以て御照會相成候貨物積卸しに關する件は差當り變更の必要又は他に良法無之候に付、現請負人丸上久三をして前期同様の契約に依り引續き請負はしむる事に致度候、賃率に對しては種々研究致候ひしが現賃率は已に兩度引下げを行ひたるものにして當驛貨物は大部分小口扱の雜貨にして剩へ近來著しく一車扱貨物減少せし爲め勞力を要する割合に賃銀は少額にて、殊に兩期中の如きは總體の作業少なきも連日の降雨にて積卸も停滯せるを晴天の際一時に取扱ふ事にて臨時人夫を使役せざるべからざる事相成自然損耗を生ずる時期に有之、他面驛用シートロープ等小口の社用品及手小荷物積卸の補助をもなさしめ居り候へば、目下の状態にては減率の餘地なかるべくも存じ候間當分の間從來の賃率にて繼續せしめ度御參考迄に請負人に就て取調べたる最近一ヶ年間に於ける收支概算書添付致し置き候

右及回答候也

追て賃金を金建すべき件に就ては會社側よりせば計算上等便宜多き事思考したるも、一應請負人の意嚮を聞糺し候處、請負者に於ては總ての經費は洋錢にて計算し居るを以て金建になれば勞銀の如き常に銀相場に應じ換算して支拂ひをなさるべからずして、昨今の如く銀相場の低廉なる際は利益なるが如きも、之れに反する場合は忽



ち打撃を蒙る事相承り候へば、收入支出共銀計算なれば萬事都合に付従前通り洋錢にて支拂ひを受けたき様希望致し居り候次第なれば、會社に於て格別の都合なき限り幾分にては請負者に於て利益を信じ希望するに任せ銀にて支拂ふ方可然と相考へ候、以上申添へ候也

(註七〇)

運戊寅第二四ノ四及六に對する回答 (大正三年月二十八日 奉貨乙第七四號)

本月十七日附運戊寅第二四號ノ四及二十一附運戊寅第二四號ノ六を以て御照會相成候貨物積卸人夫請負の件左に御回答申上候也

- 一、請負人は現在の對慶雲多年の経験も有之作業も誠實に有之候に付き引續き同人をして請負はしめ度存候
- 二、請負賃の收支計算は略別表の如く相成候もの被認候に付き、現行の一車扱の内積一噸に付小洋銀六錢を小洋銀五錢五厘に減じ其他は現行の率にて繼續致し度候、尙多少の利益は可有之に付き作業上の改善を圖らしむる餘裕は有之筈に候
- 三、請負賃率を金建に改むる件は御承知の通り當地支那人夫等の取引は全然小洋錢にして、請負人は會社より金にて受領するも支拂上更に之を小洋に兩替するを要し、空しく兩替屋の利鞘(普通賣相場三買相場の差額は百圓に付き三圓の割)を損する次第に候、而して一方當地經理係に於ては常に相當の洋錢收入有之候に付き、從來通り洋錢建し小洋にて支拂ふも會社の不利益には可無之存候、尤も貴課の御都合に依り金建に改むる必要

有之候は、既往數年間の賣、買兩相場を參酌し、適當なる換算率を以て換算し、且つ毛位以下の取捨に就ても御一考成被下度候

積卸請負賃收支計算表

(自大正二年十月至同三年七月)

月別	使役苦力	支拂賃銀	苦力一人一日收入	備考
大正二年十月	三〇八	一、七五・三	五五・三	<p>苦力一日一人平均小洋銀五十四錢一厘月收十六元廿三錢而して苦力頭より實際支拂額最上苦力月額十七元最下苦力月額十元平均一人月收十四元苦力の内に小苦力頭七人ありて最上賃の外月五元を加給し外に書記一人あり月給廿一元を給す。</p> <p>尙苦力頭は苦力收容上の都合により約五十坪の家屋(煉瓦作)を自營し建築費洋二千元を投じ居り苦力一人より月廿七錢を徴す、食事は苦力共同炊事にして二人の厨夫を雇ひ平均一人月食費洋三元六、七十錢にて足るといふ故に平均苦力一人月額十元位の剩餘ありて成績良好なるものは月十元を貯へつゝあり。</p>
同 十一月	三三六	一、八七・八〇	五五・一	
同 十二月	三三〇	二、二五・三四	五九・三	
同 三年一月	三六三	一、八五・二〇	五〇・五	
同 二月	三九三	一、五〇・四〇	五〇・三	
同 三月	三九八	一、四七・三三	四九・四	
同 四月	二八八	一、六七・二八	六六・六	
同 五月	二九〇	一、六六・八〇	六二・六	
同 六月	二七三	一、二二・八四	四九・六	
同 七月	三〇九	九八〇・四八	四三・四	
平均			五四・一	

(註七一)



(大正三年九月五日運成貨第二四號ノ一〇、他山、分水、沙崗、許家屯、南臺、得利寺、開原、雞冠山、福頭、通遼堡、龍頭、孤家子、李石寨、各驛長宛) 兼に貨物積卸料金率金建御希望の由御申出相成候處、引直には如何なる換算率を御使用の御考なるや不明に付折返し御追報有之度候也

追て當方は金一圓に付洋錢一圓三十錢見當に付御參考迄に申上候也

(註七二)

貨物積卸に關する示達中洋錢建貨率を金建貨率に改正の件 (大正三年九月廿六日 運成貨第二四號ノ五〇)

明治四十四年八月運丙第二四七號 (諸規定類纂甲第七七二號) 第一項、第二項の貨率を左の通改め本年十月一日より實施す

一、人夫賃	一日	十時間	金二十七錢以内
二、請負貨率	一車扱	一噸に付	金七錢以内
理由	小口扱	百斤に付	金七厘以内

- 一、洋錢拂は相場の變動に依り缺損を招くため
- 二、洋錢換算の不便及洋錢買入の困難なるため

(註七三)

金建貨率に變更の件 (大正五年九月十二日 草購甲第一二號)

次期の當驛貨物積卸請負は從來の通り城戸小四郎と申し請負貨率從來の小洋錢建を金建に變更し左記の貨率にて請負はしめ度候、右御承認相成度申請仕候也

一車扱一噸に付	積卸共	金五錢五厘
小口扱百斤に付	積卸共	金五厘
中間車扱百斤に付	積卸共	金三厘

(註七四)

小洋票流通皆無に付支拂賃金を大洋票に改め度き件 (大正八年四月二日 營驛會第一號)

當驛鐵道收入の内一部分市内營業所運搬賃及び請負作業賃の支拂(隆昌公司運搬賃、福昌公司及構内作業苦力支拂賃)は小洋硬貨建なりしも其拂底に依り已むなく奉天票及び小洋雜票(中國交通兩銀行の吉黑、長春票等)を以て收受し來り申候處、今回張巡關使の訓令に依り、昨今小洋雜票は當市場に於て全く其流通を見ざるに至り候のみならず、奉天票の如きも前年來兌換を強要せられし結果、發行銀行に於て極力之が回收に努めし爲か昨年十一月頃より流通高非常に收縮し、之又市中殆ん其流通を見ざる様相成、只今の處にては奉天興業銀行及び東三省官銀號發行大洋票のみ流通致居候(大洋票百圓は奉天票百二十元、小洋硬貨百元は大洋票百十二圓五十錢位)従つて右收支は全部大洋票を以てする外致方無之候處、當驛に於ては客年四月小洋硬貨建の收支賃金を、硬貨拂底容易に手に入り難きの故を以て稍無理に小洋奉票にて收授する事に改め、更に同年十一月右奉票又拂底の理由を以て小洋雜票を以



て之に代へ遂に今日に至り申候、而して其際は兩回共會社側の利益を慮り打歩を認めず其儘強行致候得共今回は前述の事情に依りて、大洋票收支を餘儀なくせられ候に付ては、最初債率が小洋硬貨建なりしに鑑み、其儘大洋票を以て收支する事致度候間至急御證議の上御承認相願度、尙右の如く諸作業債を支那貨幣建としての收支は荷主又は請負者側の利害は兎も角として會社としては不便尠ならず候間何れ金建に變更の要あり相認め申候へ共、今差當り右の通り大洋票建收支の儀取急ぎ御承認被下度御願申上候也

追て當驛手持及び正隆銀行預金の分は同行に於て便宜大洋票に振替呉れ候様申居候に付申添候

大正八年四月五日營業課發一三〇號電

管驛會第一號書面見た、課長の意見に依れば此際收支共金建に變更出來ぬや。意見返

大正八年四月五日管口驛長發電

一三〇號電見た、此方も金建を希望する故書面出す前一應各請負人の意見を糺せしに何れも凡て收支勘定を洋錢建にせざる關係上洋錢支拂を希望する故、今直ぐには協議纏らざるべし、そして収入は毎日の事なれば不取敢大洋建の事に御認可乞ふ。

大正八年四月五日管口驛會第四號

運搬賃及び作業賃收支建金の事に關する本日附貴電一三〇號拜誦不取敢左記の如く御返電申上置候間先著御承知の事存候、さて御申聞の儀御尤も存候、當方に於ても何れは金建に變更の必要は相認め居申候に付、前使出狀前一

應各關係者の意嚮をも相糺申候處皆收支計算の基礎を洋錢勘定に致居るを以て金對洋錢票の相場如何に依り、其收入に損得を生じ爲に其收入の不安定を免れざるを以て金建にて支拂を受くるは餘り好ましからずの申出に有之候、然し乍ら變動常なき支那貨幣建は不便尠ならず候に付會社としては金建に變更すべきは御同感に御座候も、當方の都合のみに依り今直ちに強行するも如何か存候間、豫め豫告し請負期限の到來と共に金建に改訂する事致候ては如何に御座候や、先は弊電確め旁々右貴意を得申候也

管口驛所管の一部に屬する驛收及支拂金建値變更に關する件(大正八年四月十一日營業課發)  
(管口驛長宛)

右に付管驛會第一號及第四號申出の趣了承、追て金建に變更候迄當分の内小洋錢建にて大洋票を收支に取扱ふ事にせらるべし、右通知候也

(註七五)

銀貨暴騰に對する積卸苦力賃調節の件(大正五年十二月十六日)  
(運戊辰第六二三號ノ七三)

各驛積卸苦力の請負にして其支拂金建に相成居候ものは銀貨暴騰のため甚だ困難致居候間、埠頭事務所の例に倣ひ本年十二月分以降當分の内左記に依り補給金支給致可然哉

左記

一、毎月三回(一日、十一日、二十一日)奉天市場に於ける既往一旬間の平均相場を算出し金百圓に付小洋錢百二十元に達せざる時は其差額を之に該當する期間に支拂たる賃金額に應じて支拂ふ事。



## 第三節 金建を小洋建に変更

大正八年の銀の昂騰は狂騰云ふべきか、異常云ふべきか、十月に至つては遂に二百圓を超えたことは次章に於て述ぶる所なるも當時の積卸貨率は、大正七年八月、九月銀相場が銀百圓につき金百五、六十圓臺の頃に設定せる金建貨率であるが、この固定貨率を以て翌大正八年九月末日請負契約の終期迄、銀相場の昂騰は全然異つた歩みをなす所の金建金拂制に依り支拂をなして來たのであるから、請負人としては相當苦しい立場に置かされて居たのである。それで大正八年十月の契約更新期には前期の貨率に對し二割乃至五割の値上げを斷行したのであるが(附表第三参照)銀の昂騰は益々甚だしく、これがため同年十一月二十八日安東驛にありては、銀相場の昂騰、物價騰貴に起因し、請負業者の打撃は益々甚だしく、これが對策を過り延ては積卸作業上に悪影響を及ぼす所あるを懸念し、適當なる對策を講ぜられ度しめて具體案を示し大連管理局長に申請をなすに至つた(註七六)之に對し大正八年十二月大管内第三四三號ノ一一八を以て(註七七)從來の金建率を一割値上げの上金一圓につき小洋七十錢の割合を以て小洋建に変更し十二月上旬分からの改正率に依り支拂をなす事を認容された。

其後間もなく會社の中國人僱員に對する社定換算率が設定され、これと同時に中國人僱員給料の大改正が行はれたが鐵道部にありても、小洋錢の昂騰甚だしく到底現行金建率にては銀の昂騰に順應し難く、この結果能率上にも影響する

所あるを慮り、大正八年十二月二十六日大管内第三四三號ノ一三一を以て積卸請負貨率を小洋建金拂制に改正するに至つた(註七八)これ迄は建貨幣と支拂貨幣との間に明確な區別がなく、小洋建とあれば支拂も同じく小洋拂であるものと認められて來たのであるが、此時から建貨幣と支拂貨幣とを嚴然區別するこゝになつた。

註第七八號の示達には安東驛管口の兩驛が除かれて居る。これは、管口驛は既に述べた如く、小洋建、大洋票拂制を實行し居り(註七四)安東驛は一般的に改正を見る前既に小洋建に改正されて居たからである。然し安東驛に對する大管内第三四三號ノ一一八は、この一般的の改正とは多少異なる點があつた。それで十二月二十九日大連管理局長より安東驛長に對し、金建を小洋建に引直す方法並に引直後は社定換算率に依るべきことを指示し、茲に始めて小洋建金拂制に統一を見るに至つたのである。(註七九)

然しこれに對し一部の例外がある、これは吾妻、大連並に小崗子の三驛に於ける貨率は總て金建となつて居るこゝである、この點については何うしても金建でなければならぬ云ふ深い理由はないやうであるが、吾妻、小崗子兩驛は福昌華工會社の請負であり、これより曩、華工會社が請負つて居た所の大連埠頭の貨率は金建であるから、同一請負人に對し一方では金建とし、他の方面では小洋建にするこゝは華工統制上宜しくない云ふ點を考慮したもの、如く、大連驛は地理的關係上吾妻、小崗子と同一の方法によるが得策であるを考へた結果である云ふ。

(註七六)

建貨幣改正方申請の件(大正八年十一月二十八日  
安貨第二八八號大連管理局長宛)



當驛貨車及船舶貨物積卸賃、木材運搬賃並沖荷役賃は本年三月來取極め賃率にして目下契約期間中に有之候處、本年三月契約更新の際極少部分の値上に止り大部分は依然從來の賃率に相成居る爲め近時間斷なき物價騰貴に依る勞銀の値上に對し、辛ふじて順應するの狀態に有之候處、最近銀相場の異常なる暴騰は銀支拂を本位とする請負業者に甚大の打撃を與へ、延て作業上にも影響を及ぼす恐有之候に就ては、適當なる對策を講ずるの必要を認め内情取調候處、同封計算書提出有之何れも缺損致居り候、之が原因は、

- 一、物價騰貴に依る勞銀の値上は數回に涉り増給をなし四月當時に比較し約一割の値上を致居り候
- 二、彼等苦痛の大部分を占むるものは銀相場の上騰に依るものにして、契約當時金銀比價約平準なりしものが、現今に於ては約七割の銀高を示し居り候、就ては請負人の窮狀を救済する方法として

A、金銀相場の変動に依る危険を會社に於て負擔し現行賃率に勞銀騰貴に依る一割を増し銀にて支拂ふ。

B、依然金建に契約し相當の値上を行ふ。

かの二途にあるもの被認候、銀相場の高は何人にも雖も正確なる豫測をなす能はざる儀に有之候へきも近く金銀相場平準を得る時期も無之様被認候間何分の御證議相成度候也

(註七七)

貨物積卸賃率の件 (大正八年十二月五日) (大管丙第三四三號ノ二八)

十一月二十八日附安貨第二八八號御申出相成候貨驛貨車及船舶貨物積卸、木材運搬賃並に沖荷役賃の儀は事情已

むを得ざるもの有之候に付從來の金建率を一割値上げの上小洋七十錢換に換算し本月分より小洋建率を採用可致候而して之れが支拂には大連に於ける前月分金對小洋錢平均相場を以て換算精算の事御承知相成度尙荒川組請負に係る木材作業賃の收入率改正は追て運輸部に於て證議致事し差當り支拂率丈を前顯通改正致候次第に付請負者にも其旨御傳被下精々作業の敏速を圖るこゝに盡力成被下度候也

(註七八)

貨物積卸請負賃率洋建改正の件 (大正八年十二月廿六日大管丙第三四三號ノ三二) (安東、營口を除く各驛長宛)

各驛貨物積卸請負賃率は去る十月より改正、舊率に比し約五割方の値上を爲したるも、其の後小洋銀暴騰益々甚しく到底現行率にては調節困難にして、總て作業能率に影響あるを認め先般發表せし備員給與の例に準じ從來の金建率を、洋銀建し以て、銀價昂騰より生ずる請負人の苦痛を救ひ安んじて業務に服し相當作業の改善を圖らしめんこゝを期し、左記の方法に依り十二月上旬分より改正實施致候に付充分請負者を御督勵の上今次値上の沒意義に終らざる様努力相成度申述候也

值上			
小口扱	積	百斤に付	洋錢厘毛
同	卸	同	同
一車扱	積	一噸に付	洋錢厘



一 車扱

卸 一噸に付

洋 錢 厘

大豆混合保管

積 同

同

備 考

一、在來請負賃率の他驛に比し著しく低廉なりし驛は現行率を一割乃至三割値上し一様に五十五錢替を以て換算し以て小洋建に致候

二、大豆混合保管貨物の檢斤積卸作業は他貨物の積卸賃と同額にては到底請負はしむるこゝ困難なるに付現行率を四割値上し五十五錢替にて小洋建に致候

尙混保に特別なる作業例へは解袋、口縫若くは不合格品の檢斤作業等に對しては別に請負率制定の必要可有之候間請負者に合議の上適當の賃率御申出相成度各驛の分取纏め證議決定可致候

三、支拂換算率は上旬分(前月十七日社報掲載、支那僱員給料支拂換算率による)

中旬分(當月……………)

下旬分(同上……………)

但し十二月上旬分は十一月二十一日社報掲載の分により差額を支拂ひ十二月中旬分は本月十七日の社報の分に依る。

(註七九)

貨物積卸賃率に關する件 (大正八年十二月二十九日 大連管理局長、安東驛長宛)

安貨第二八八號にて御申出相成し貴驛貨物及其他積卸請負賃率値上の件は洋銀相場昂騰より生ずる危険を會社請負人相互に於て折半負擔する事とし現行率を約一割方値上し之を六十錢替(七十錢に四十五錢の約折半)にて換算小洋建になし金額支拂方法は先般發表せし僱員給與の例に準じ左の換算率に依り金額に換算支拂十二月上旬より實施されたし。

一、支拂換算率

上旬分 前月十七日社報掲載支那僱員給料支拂換算率に依る

中旬分 當月十七日 同上

下旬分 同 上

但し十二月上旬分は十一月二十一日社報掲載の分に依り差額を支拂ひ十二月中旬分は本月十七日の社報の分に依る。



### 第五章 社定換算率

#### 第一節 社定換算率設定の要因

會社創業以來大正五年十月に至る間の銀對金相場は平均八十圓より百二、三圓の間にあり、金建金拂制の下に給料の支給を受けて居る支那人僱員は、これを自國貨幣に兩替せる場合には、實收銀額に増加を見るこゝが殆んど常態であり、彼等は生活上に何等の不安を感じるこゝもなく、安んじて社務に従事して居つたのである。

然るに大正五年十一月に至つて銀相場は稍昂騰を示し、同月の平均相場は、銀百元に對し金百十一圓餘りとなり、金建金拂制の下にある支那人僱員はこれを自國貨幣に兩替したる場合には實收銀額に減少を來すこゝとなり、會社においてはこれが對策につき研究の結果、銀の昂騰は永續すべき現象は認められず、この場合、再び銀の低下するこゝあるを想ひ、基本給は其儘とし別に補給金を支給するこゝにより減收を免れしむるこゝが、最も策を得たものであると云ふ認定に基き、大正五年十二月十三日以降次の如き割合に依つて補給金を支給するこゝになつた。

##### 第一次補給金 (大正五年十二月十三日)

日 給 額	補 給 金
二九錢以下	五 錢

三三錢以下	四 錢
三七錢以下	三 錢
四〇錢以下	二 錢
四五錢以下	一 錢

大正五年一月より十二月に至る毎月の平均相場は別に表示する所ある如く銀百元に對し金圓は八十九圓乃至百十五圓の間にあり、最低相場は八十七圓より最高百二十六圓を限度とし其間銀對金の相場線は常に高きに向ひつゝあつたが、翌六年に至るに及んで更に一段の高値を示し、八月に至つて平均相場は遂に百四十圓となり、前記一錢乃至五錢の補給金を以てしては、補給の實を揚ぐる事は到底不可能となり、補給金改正の必要に直面したのである。

##### 第二次改正補給金 (大正六年九月一日)

日 給 額	補 給 金
二九錢以下	八 錢
三三錢以下	七 錢
三七錢以下	六 錢
四〇錢以下	五 錢
四五錢以下	四 錢



四六錢以上

三 錢

其後年末に至り相場は多少の低下を見たるもそれは一時的の現象に過ぎず銀の相場線は依然として高方に向ひ大正七年六月には遂に百五十圓臺に昂り、一面金百圓に對する小洋銀相場は七十七元乃至八十一元の間を上下するに云ふが如き高値を現はし、支那人僱員の生活を脅威するにこの更に大なるものにあるに鑑み、大正七年九月一日補給金を増額し特別手當なる名目の下に次の金額を補給するに至つた。

第三次改正補給金(大正七年九月一日)

日 給 額	補 給 金
三〇錢未満	一六錢
三〇錢以上	一五錢
三五錢以上	一四錢
四〇錢以上	一三錢
四五錢以上	一二錢
五〇錢以上	一一錢
五五錢以上	一〇錢

翌大正八年は銀の狂騰時代にも稱すべきものであつて、同年末に於ける倫敦銀塊相場は七十九片八分の一に云ふ一八

三三年以來の最高記録を印した年である。今参考のために大正八年一月より十二月に至る倫敦銀塊の月別最高最低相場を記せば、

月 次	最 高	最 低
一	四八片一六分ノ七	(不 明)
二	四八片一六分ノ七	四七片四分ノ三
三	五〇片	四七片四分ノ三
四	四九片一六分ノ九	四八片八分ノ五
五	五八片	四八片一六分ノ九
六	五四片八分ノ七	五三片
七	五五片一六分ノ九	五三片
八	六一片四分ノ三	五五片四分ノ三
九	六四片	五九片
一〇	六六片二分ノ一	六二片四分ノ三
一一	七六片	六五片二分ノ一
一二	七九片八分ノ一	七三片八分ノ一
平 均	五七片一六分ノ一	

大正七年九月補給金改正當時の銀相場は百五十圓乃至百六十圓臺にあつたものが、八年六月の平均相場は百七十圓を越へ、小洋相場にありても、金百圓は六十二元より六十七元の間にあるに云ふが如き昂騰を來し、金建金拂制の給料を



得て居る支那人僱員に限りて尠からぬ不安が迫つて來た、そして茲に第四次改正補給金支給の必要に遭遇したのである

第四次改正補給金 (大正八年七月二十九日改正)

日給額	補給金
三〇錢未滿	二四錢
三〇錢以上	二三錢
三五錢以上	二二錢
四〇錢以上	二一錢
四五錢以上	二〇錢
五〇錢以上	一九錢
五五錢以上	一八錢

然し銀の高騰は最初に豫想したる如く決して一時的の現象ではなく、而も逐次其程度を高め停止する所を知らず、之に處するに補給金のみを以てすることは、對策としては實益に乏しく、より以上の方策、即ち基本日給に對し臨時昇給を認むるの已むなきに至り、大正八年十月一日附を以て現日給に特別手當を加へ、それに一割五分の割増をなしたるものから、特別手當を控除したる額を改正日給とし、之に對し更に從來の特別手當を支給することに改正された。

其後銀の騰貴は依然として停止する所なく、大正八年十一月に至り大連錢鈔取引所の公定相場は遂に二百圓を突破し、

最高相場は二百五十四圓七十錢云ふ不自然な高値を現はし、一面金圓對小洋銀相場は四十一元六十五錢より五十五元九十五錢(附表第二)云ふが如く、金圓の價值は殆んど半減さるゝに至つたのである。

これより養會社にありては、これが根本策につき、慎重なる研究を續けつゝ、取引市場相場の動きを注視して來たが、近く銀の低下するが如き模様は更になく、今日迄踏んで來た所の方策は對策の根本を離るゝものであつて、日常銀を以て生活を營んで居る彼等に對しては銀建金拂制に依り給料を支給することが最も機宜に適するものであると認められ支那人僱員の建貨幣改正の嘆願に相俟つて大正八年十一月十六日を期し銀建金拂制の實施を執行するに至つた。

建貨幣改正に關しては大正八年十一月人第四二四二號の通達に依り(註八〇)明なるも改正の要點を摘録すれば、

一、現在既定日給額に特別手當(補給金)を加へたるものを金一圓につき小洋五十七錢八厘の換算相場を以て銀に換算し、十一月十六日附を以て給料を銀建とする。

二、毎月末に支給する給料は前月十六日より其月十五日に至る大連に於ける金對小洋銀の平均相場に依り、金を以て換算支給する。

にある、そして第一回の社定換算は同年十一月二十日經理部長名に依り、小洋銀百元につき邦貨百八十五圓と指定された(註八一)今この第一回の社定換算率算定方法を實例につき説明するに、



大正八年十一月二十日發表社定換算率算出實例

日 別	銀 對 金	銀 對 洋	洋 對 金
一〇月一六日	二〇一・六七〇	一一六・一四五	
一〇月一七日	二〇一・五三五	一一五・五四五	
一〇月一八日	二〇四・〇六〇	一一五・五九〇	
一〇月一九日	二〇四・七八〇	一一四・七八五	
一〇月二〇日	二〇四・五三〇	一一三・五七〇	
一〇月二一日	二〇一・一六五	一一二・八六五	
一〇月二二日	二〇一・三七五	一一二・六〇〇	
一〇月二三日	二〇〇・〇二〇	一一二・七二〇	
一〇月二四日	二〇一・七四〇	一一二・五六五	
一〇月二五日	二〇二・三五〇	一一一・九七〇	
一〇月二六日	二〇二・五〇〇	一一二・二〇〇	
一〇月二七日	二〇〇・六八〇	一一一・八〇〇	
一〇月二八日			
一〇月二九日			
一〇月三十日			
計			

日 別	銀 對 金	銀 對 洋	洋 對 金
一〇月三十一日	一一九・九三〇	一一一・二一〇	
一〇月三十二日	二〇〇・二〇〇	一一一・〇五〇	
一〇月三十三日	二〇二・一三〇	一一一・〇七〇	
一〇月三十四日	二〇三・三五〇	一一〇・七〇五	
一〇月三十五日	二〇三・七四五	一一〇・二〇〇	
一〇月三十六日	二〇五・六九五	一一〇・六二五	
一〇月三十七日	二〇七・三〇〇	一一〇・〇九〇	
一〇月三十八日			
一〇月三十九日	二〇九・四七〇	一一〇・六九五	
一〇月四〇日	二一一・九九五	一一〇・八〇〇	
一〇月四一日	二一一・九一〇	一一〇・三三〇	
一〇月四二日	二二二・八七〇	一一〇・九八五	
一〇月四三日	二二四・九六〇	一一〇・九六〇	
一〇月四四日	二二四・七四〇	一一〇・五二〇	
計	五・二四・七〇〇	二・七六・五七五	一八五・三七〇

5,124.700 = 185.370 四捨五入 185.00  
2,704.575



社定換算率制定の翌十二月から大正九年三月迄は別表社定換算率表に示す如く毎月二百圓以上の率が現はれたのであるが、四月に至つて大連錢鈔取引所の平均相場は二百圓を割り、従つて社定換算率も百八十五圓に指定され、其の後の相場は漸落の氣運を示し、大正九年十二月の換算率は遂に百圓を割り九十九圓になつた、翌大正十年倫敦銀塊相場が一九一六年（大正五年）以來の記録三十片八分ノ五に低下した三月の社定換算率は、更に低率の八十一圓に指定されたのである（註八二）然し會社にありては換算率が斯くの如き低下を來した結果彼等の生活に不安を感ぜせしむる虞なきやを考慮し、當分の間金對小洋銀同額の限度に於て、金が小洋銀よりも下落する場合には、實際の金銀比價を商量し、毎月の換算相場發表の際臨時手當として、定備員並に常役夫の給料に限り（註八三ノ一）特に相當の増率を指定しこの率に依り給料を換算支給することになつた（註八三）即ち同年三月分の換算率は八十一圓であるが（註八二）同月十七日社長名を以て特に九十五圓に指定され（註八四）翌四月十六日經會第一四號に依る換算率も八十一圓であつたが（註八五）前月同様一割七分を加給された九十五圓に指定されて居る（註八六）

（註八〇）

（大正八年十一月十七日）  
（人第四二四二號）

支那人備員（備夫並滿洲線に在勤せる朝鮮人を含む）の給料は從來金建なりし所此度之を小洋銀建に改正し左記方法に依りて換算し金を以て支拂ふことに決裁相成候、右は最近金貨に對する銀貨の昂騰益甚敷、到底現行支那人備員特別手當を以てしては之を調節すること困難に認められ候に付本通牒の如くし、以て銀本位に依りて生活する

使用人に對する會社の給與をして銀貨の高低に順應せしめ、銀貨騰貴に因る彼等の生活上の壓迫を救済し生活上に安定を與へ安んじて業務に服せしむるの趣旨に依り多大なる損失を顧みず給料銀建制を斷行せしものに有之候に付右誤解なき様所屬支那人備員に了解せしめられ度、依命此段及御通牒候也

記

一、現在の改定日給額に特別手當を加へたるものを金壹圓に付小洋銀五拾七錢八厘（大正八年十月中金對小洋銀の平均相場）の換算相場を以て小洋銀に換算し十一月十六日附を以て給料を銀建に改正すること（換算は別表に依る）

二、毎月末日支給する給料は前月十六日より其の月十五日に至る大連に於ける金對小洋銀の平均相場に依り金を以て換算支給すること

但し解備其他の事由に依り臨時支拂を要する場合は前月末支給日に於ける指定換算相場に依る

三、前二號に於て計算上より生ずる厘位は切捨ます

四、第二號に依る支拂換算相場は經理部長之を定め毎月二十日社報に掲載すること

右經理部長に於て定めたる支拂換算相場に對しては異議を挾むことを得ざる

五、本案施行の日より特別手當の支給は之を廢止すること

六、各所に勤務する支那人職雇員に對しては現在の儘にて改定せざる



七、自今新規採用者にありては初任給標準を以て別表に依り小洋銀に換算したる額を以て申請すること  
八、辭令書は不日後送のこと

注 意

(一) 二項臨時支拂を要する場合前月末支給日に於ける指定換算率とは第四項形式に依り示されたる前月の換算率の意なり

(二) 仕出の方法は左記様式によらるべし(用紙は從來の給料明細書)

姓 名	小洋給料	勤務日数	其ノ月ニ於ケル小洋給料計	其ノ月二十日ニ示サル換算率	金支給額

(三) 支拂傳票には最後の金の合計を計上すべきものとす

(註八一)

中國人備員換算率

大正八年十一月十七日人第四二四二號支那人備員給料建貨幣改正の件第二號但書に依り換算率を左の通り指定す。

大正八年十一月二十日

經 理 部 長

支那人備員給料支拂換算率

小洋銀百元に付邦貨百八十五圓

(註八二)

經會第三二九號

大正八年十一月人第四千二百四十二號支那人備員給料建貨幣改正の件中第二號に依り換算率を左の通り指定す。

大正十年三月十七日

經 理 部 長

支那人備員給料支拂換算率

自 大正十年二月十六日

至 同 年三月十五日

小洋銀百元に付邦貨八十一圓

(註八三)

人第九一六二號

大正十年三月十六日

運 輸 部 長 殿

社 長 室 人 事 課 長



支那人備員及常役夫に對し臨時手當支給の件

支那人備員及支那人常役夫の給額は銀價下落の爲換算支拂額減少し生活上の壓迫を感じるに至れるを以て、當分の間金對小洋銀同價の限度に於て金が小洋銀よりも少額なる場合、實際の金銀比價を商量し毎月の換算相場發表の際臨時手當として特に相當の増率を指定し支給することに詮議相成候條、此段依命御通牒候也  
追て右手當は臨時詮議相成候ものにて永續無之旨無洩御懇諭の上支給相成候様致度

(註八三ノ一) 人起第十四號

大正十年四月二十一日

社長室 人事課 長

運輸部 部長 殿

支那人臨時備員に對し臨時手當を加給したる換算率に依り換算支給せらるゝ向有之候得共臨時手當及今回御通牒申上候昇給は支那人定備員及常役夫に限り適用し臨時備員には適用せざる趣旨に有之候條此義洩れ無く御通知相煩度此段及御通牒候也

(註八四)

社定換算率 (大正十年三月十七日 人第九一七三號)

自大正十年二月十六日至同年三月十五日支那人備員及支那人常役夫給料支拂換算率小洋銀百元に對し金八十一圓ミなるを以て臨時手當として一割七分を加給し適用換算率小洋銀百元に對し金九十五圓ミす

大正十年三月十七日

社長 工學博士 野村 龍太郎

(註八五) 經會第一四號

大正八年十一月人第四千二百四十二號支那人備員給料建貨幣改正の件第二號に依り換算率を左の通指定す  
大正十年四月十六日

經理部 部長

支那人備員給料支拂換算率

自 大正十年三月十六日  
至 同 年四月十五日

小洋銀百元に付邦貨八十一圓

(註八六) 達乙第一號

自大正十年三月十六日至同年四月十五日支那人備員及支那人常役夫給料支拂換算率小洋銀百元に對し金八十一圓に臨時手當として一割七分を加給し適用換算率小洋銀百元に對し金九十五圓ミ定む  
大正十年四月十六日

社長



第二節 換算率の種類並に適用範囲

大正八年十一月建貨幣の大改正以來大正十年四月迄は、定備員、臨時備員、常役夫及び鐵道貨物積卸請負賃の總てに對し同一の換算率を適用して來たのであるが、是より先會社に於ては支那人備員の金銀兩貨幣使用の實狀を究研し、臨時備員は電車を利用することも殆んどなく、電燈を取付けてある住居も見當らず、點燈の必要の時刻に至れば臥床するか若くはランプを點するに云ふ程度であるが、定備員にありては電車代、水道代、電燈料、公課金の負擔等彼等の生活費中約三分の一は金に依つて居るに云ふ推定の下に、銀の下落の折柄支那人備員の生活をより安定ならしめんとため、定備員の換算率に對して三分の一を金銀同額とし、次の如き算定方法に依り五月分より二種の換算率を設定するに至つた（註八七）

$$x = (100 \times \frac{1}{s}) + (100 \times \frac{2}{s}) \times \text{大連市場 自前月16日 平均相場}$$

この改正の結果臨時手當に關する通牒（註八三）は四月十五日限り廢止になつた（註八八）それで五月分の社定換算率は當然二様の率が併記されて指定さるべき筈なるに、同月十六日社報面の指定を見るに（註八九）大正十年四月、人給第一四一號の趣旨に依り換算率を左の通り指定すにありて、三分一金銀同額の率即ち九十圓のみを示されてある、然し六月分にはこの區別が確然され（註九〇）七月分の指定方法は更に簡明になつて居る（註九一）

大正十年五月改正された換算率の算出合式は四月十五日人事課長の發せる通牒に明示されて居るが（註八七）今實例

に依り換算率の算出方法を示せば、例を大正十年七月分に採る。

大正十年七月分社定換算率算出實例

日	種別	銀對金	銀對洋	洋對金
六月 一六日		九八・九〇〇	一一七・〇七五	
一七日		九九・五五五	一一七・〇〇〇	
一八日		九九・四二〇	一一七・〇〇〇	
一九日		九九・四二〇	一一七・〇〇〇	
二〇日		九九・六一〇	一一七・〇四〇	
二一日		九九・六一〇	一一七・〇四〇	
二二日		九九・四〇〇	一一七・〇六〇	
二三日		九九・一七五	一一七・〇六〇	
二四日		九九・六〇〇	一一七・一〇〇	
二五日		九九・七三〇	一一七・一五〇	
二六日		九九・七三〇	一一七・一五〇	
二七日		九九・六七〇	一一七・一九五	
二八日		九九・六〇五	一一七・一八〇	
二九日		九九・五六〇	一一七・一三〇	



計	七月	三〇日
	九九・五九〇	一一七・〇三〇
	九九・五九〇	一一七・〇三〇
	九九・六四五	一一六・八九五
	九九・六四五	一一六・八九五
	九九・七一五	一一六・九〇〇
	一〇〇・七七〇	一一六・八一〇
	一〇一・八九〇	一一六・七〇〇
	一〇一・〇二〇	一一六・七二〇
	一〇一・三二〇	一一六・六二〇
	一〇一・七三〇	一一六・三八〇
	一〇一・七三〇	一一六・三八〇
	一〇一・六六〇	一一六・四五〇
	一〇一・二二〇	一一六・三六〇
	一〇一・二一五	一一六・〇四〇
	一〇一・四九五	一一五・六〇〇
	一〇〇・九八〇	一一五・五六〇
計	三、〇〇六・二〇〇	三、五〇三・五五〇
		八五、八〇〇

$3,008.10 = 85.80$  四拾五入  
 $3,503.55$   
 臨時備員ノ換算率 千86.00

$(86 \times 2) + 100 = 91$   
 $3$   
 定備員ノ換算率 千91.00

二種の換算率の中一方は定備員並に常役夫及び之に準ずべき者に、他の一方は臨時備員に對し適用し請負賃の支拂もこの臨時備員の率に依つて來た。然し後に述ぶるが如く昭和二年四月鐵道貨物積卸請負賃の支拂換算率は特殊の算定方法を用ひ、社報に依らずして會計課より直接各驛に對し指定することに改正された、それで昭和二年四月以降に於ける請負賃ミ云ふのは貨物積卸請負賃以外のものを意味して居るのである。

支那人備員は給料建貨幣改正以來大正十四年七月迄は會社より受くる金拂給料をして、兩替手数料自辨の下に銀に兩替し支拂に便して來たが、元來彼等は薄給にして、収入の殆んご百%を第一生活費のために消費する者であるから、些少なる兩替手数料も彼等ににりては相當の負擔ミなり、この負擔は會社が金を以て給料の支拂をなす結果必然生ずる負擔であるから、この手数料を會社に於て支辨され度しミの希望が次第に高まつて來た。會社が金建金拂制を銀建金拂制に變更したのは會社の給與をして銀價の高低に順應せしめ、其生活上に受くる苦痛を緩和し、安んじて業務に服せしむる趣旨であつた。然るにこの結果兩替手数料を負擔せしむるに至つたのは、本制度實施の根本、即ち生活上より受くる苦痛を緩和せしむるの意義に矛盾を來たすミ云ふ點に鑑み、會社に於てはこの手数料をも負擔する事になつた。(註九二)としてこれが實現を見たのは大正十四年八月一日からである(註九二ノ一、九三)尙算出の方法は(註九三ノ一)



$$(100 \times 2/a) + (100 \times 2/a \times \text{大連市場}) \times \text{皇前月16日 平均相場} = x$$

$$x + ¥1.00 (\text{運手手数料}) = \text{社定小並換算率}$$

後に表示する社定換算率表に依り明かなるが如く、大正十三年五月以降十四年七月迄は定備員と臨時備員との換算率が同率に指定されて居る（此關係は第三節に述べる）が、八月以降に於ては假令算出の結果が過然一致する場合であっても定備員の率は臨時備員のそれに比し常に一圓丈けは高率に指定されることになつた。

社定換算率創定以來昭和二年三月迄は二種の率を示されたのみであつた。そして會社にありては受給者につき十分な調査を行ひ、二つの換算率の中何れを適用すべきか、定備員に準すべきか、臨時備員に準すべきかを決定して來た、そして等しく名簿に登録されて居る會社の直轄華工であつても、大連埠頭の常備華工に對しては臨時備員の換算率を適用し、撫順炭坑にありては常役華工に對しては勿論のこと（註九四）請負華工及び臨時華工に對して迄も定備員の換算率を適用し（註九四ノ一—九四ノ三）鞍山製鐵所にては大正十五年五月社定換算率が、定備員に對するもの九十一圓、臨時備員の社定換算率八十五圓に指定された際、臨時夫の給料に對して九十圓の換算率を特に設定の上適用し（註九五）爾後臨時備員の換算率が九十圓以下に降る場合は常に定備員の換算率を適用する事に定められて居る。

然るに昭和二年四月に至り更に各驛に於ける貨物積卸請負換算率なるものを設け、從來の如く社報に依つて發表せず別途の形式に依り指定する事に改正された。つまりこの時より社定換算率が三種設けられたのである。

この貨物積卸請負換算率なるものは從來の算出方法と異り、

一、一句毎の平均相場に依り

二、會計課より直接各鐵道事務所、各驛、各地方事務所に電報に依り通知する

と云ふのであつた。（註九六）

何故この特殊の換算率を設定したか、これが詳細は第十三章の大正十五年十二月長春驛華工減少問題の中に記されてある如く、十一月十七日の社報面に二種の換算率を併記されて居り、華工賃銀は其中低率なるものに依り換算の上支給されるものであると云ふことを華工等の知る所となり、遂に十二月一日の華工減少問題の主因を醸成するに至つた、茲に於て鐵道部にありては

一、二種の換算率を社報面に併記するは不得策なること

二、積卸賃は毎旬打切り計算をなして居り其間常に相場に變動あるを以て、社定の率と、市場相場とを可及的接近せしむる意味に於て一句毎に打切り算出すること

の改正案を建て（註九七が其要因の一なる）翌年の契約更新期よりこの特定率に依り換算の上支拂をなすことになつた。次貨にこの物積卸賃率の算出方法につき實例を示せば、



昭和四年六月下旬分社定貨物積却請負賃換算率算出實例

種別	日	銀對金	銀對洋	洋對金
計	六月 二一日	九五・二八〇	一一三・七四〇	七七・三四〇
	二二日	九五・一四〇	一一三・七七〇	
	二三日			
	二四日	九四・六六〇	一一三・七二五	
	二五日	九四・七八〇	一一三・七〇〇	
	二六日	九四・八五〇	一一三・七三五	
	二七日	九四・八五〇	一一三・七四〇	
	二八日	九四・七二〇	一一三・七四五	
	二九日	九五・一六〇	一一三・七九五	
	三〇日			
計		七五九・四四〇	九八一・九五〇	

$$\frac{759,440}{981,950} = 77.34 \quad \text{四捨五入 } \yen77.00$$

換算率の打切日数が短期間であればある程、市場相場に近い率が現はれて来る、この意味から考察すれば、貨物積却

請負賃の換算率は備員に對する換算率に比しより實際的である云ひ得る、前者は市場相場に接近し先んじて動き、後者は其跡を追つて行くの觀がある。従つて相場が日毎に低下の歩調を示す場合は、從來の一ヶ月間平均に依る率の方が多少高率となり、反對に相場が日毎に昂騰する場合は一旬間打切の方が高率となる場合が多い、然し相場は常に騰落しつゝあり、この二つの率を比較し、受給者に取りて何れが適するかは相場の變動狀態並に其速度の如何に依り、速断を許し難きも、短期間を以て打切れば打切る程、市場相場に接近した換算率が現はれることは論を要しない。

以上述べたるが如く、三種の社定換算率を制定し各々適用範圍を異ならしめて來たが、昭和四年一月准職員制が設けられて以來、支那人准職員の給料換算率は、定備員に對するものを適用することに決定され、この結果昭和四年二月分より社定換算率の指定記事の中に「准職員」を加へ（註九七）今日に至つて居る。

（註八七） 人給與第一四一號

大正十年四月十五日

社長室 人事課長

支那人備員給與は最近金貨に對する銀貨下落の傾向著しき爲に社定の給料銀建金拂の方法に付き生活上一種の不安を抱くに至り作業能率にも影響を及ぼすべきを考慮し曩に一時的緩和の方法として臨時手當を加給せり、而して彼等に生活の安定を與へ安んじて業務に服せしむるの趣旨に依り給與の根本的調査を進めたる結果一般に増給して生活の壓迫を緩和し能率を上げるを得策認められ候へ共之を全般に互る増給するよりも今回の定例昇給基金として所屬長に交附し其の範圍内に於て各別なる種類素質を有する使用支那人に適合せる給與を與へ得る方機宜に適



したる策ニ存候に付左記方法に依るこゝに決裁を得候、今回の昇給及換算率の有利なる建方に依り近時屢動搖を起せる支那備員の給與問題は打切解決のこゝに、御了承相成度、右洩れ無く貴部所屬備員に了解せしめられ度、依命此段及御通牒候也

尙昇給割合算定の基礎は大正三年一月戦前の金平均給料を其の當時の金對小洋銀の交換相場に依り算出し、支那人流通貨の標準たる小洋銀の收得額を得たり、而して一方支那人に對する物價の關係を調査せるに大正三年に比し現在に於ては約一割七分の騰貴なるを以て、前掲大正三年當時得たる給料の小洋銀收得額に一割七分を加給すれば（大體に於て生活に支障なかりし）戦前に比し大差なき生活を維持するこゝを得ニ斷定せざるべからず、之を現在支那備員平均給料に對比し約一割の増給の必要を認めたり、又將來の金銀比價の動搖に對する策として支那人は其の在勤する土地の狀況に依り多少の等差あるも、幾分金拂生活を營むの事實あるを以て給料三分ノ一額は金銀同價として之を保障し三分ノ二額は從來の通平均時價に依るこゝに、し會社に於て此の趣旨に基き支拂換算率を定むるこゝに、致度

追て昇給實施の上は別紙様式に依り御報告相成度申添候

左記

- 一、昇給は四月十六日現在員に對し行ふこゝに
- 二、昇給基金は各日給合計額の一割とし其の金額の範圍内に於て所屬長に於て適宜證議するこゝに

三、定備備員に準ずべき常役夫は前各項に依り昇給を證議するこゝに

四、大正八年十一月人事課長通牒第四二四二號支那人備員給料金建を銀建に改正の件中左の通改正す

- 二、毎月末日支給する給料は前月十六日より其月十五日に至る左式に依り算出したる社定金對小洋銀の平均相場に依り金を以て換算支給するこゝに 但し解備其の他の事由に依り臨時支拂を要する場合は前月末支給日に於ける指定換算相場に依る。

$$Z = (100 \times \frac{1}{s}) + (100 \times \frac{2}{s}) \times \text{大連自前月16日平均相場}$$

至其月15日

- 五、大正十年三月人事課長通牒人第九一六二號支那人備員及常役夫に對し臨時手當支給の件は四月十五日限り之を廢止するこゝに

大正十年支那人備員昇給報告 (様式)

區分	四月十六日現在		昇給		摘要
	人員	昇給額	人員	金額	
定備備員					
常役夫					
計					

備考 昇給ノ最高及最低額ハ摘要欄ニ記載ノコト



大正十年支那人備員昇給明細書 (様式)  
四月十六日

昇給額	前給額	所屬	職名	氏名	摘要

備考

- 一、明細書へ昇給報告トハ別紙ヲ以テ作成スルコト
- 二、本明細書ノ昇給額へ昇給セシメタル後ノ日給額ヲ記載スルコト

(註八八) 經會第二二號

大正十年四月十六日以降に於ける支那人備員の勤務に對し次回換算率指定前臨時給料の支拂を要する場合は大正十年四月人事課長通牒人給與第四百四十一號の趣旨に依り三分ノ一額金銀同額ニして左の通換算率を適用せらるべし

大正十年四月二十六日

經理部 部長

小洋銀百元に付邦貨八十七圓

追て右に對し大正八年十一月人第四百四十二號支那人備員給料建貨幣改正の件中第二號に基き大正十年四月

十六日經理部長指定率銀百元に付邦貨八十一圓を適用し(臨時手當一割七分は前記人給與第四百四十一號に依り廢止せられたり)既に支拂を了したるものは本通牒に依り遡及して追給するに及ばざる儀ニ了知せらるべし

(註八九) 經會第三六號

大正八年十一月人第四百四十二號支那人備員給料建貨幣改正の件並大正十年四月人給與第四百四十一號の趣旨に依り換算率を左の通指定す

大正十年五月十六日

經理部 會計課 長

支那人備員給料支拂換算率

自 大正十年四月十六日  
至 同 年五月十五日  
小洋銀百元につき邦貨九十圓也

(註九〇)

大正八年十一月人第四百四二號支那人備員給料建貨幣改正の件支那人備員給料支拂換算相場は自大正十年五月十六日同年六月十五日小洋銀百元に付邦貨八十四圓なるも大正十年四月人給與第一四一號に依り支那人定備員及之に準ずべき常役夫の勤務に對する支拂換算率は三分ノ一額金銀同格ニして左の通り指定す



大正十年六月十六日

經理部 會計課長

支那人僱員給料支拂換算率

自 大正十年五月十六日

至 同 年六月十五日

小洋銀百元に付邦貨八十九圓

(註九一) 經會第七三號

大正八年十一月人第四千二百四十二號支那人僱員給料建貨幣改正の件に依り支那人僱員給料支拂換算率相場は自  
大正十年六月十六日至大正十年七月十五日小洋銀百元に付邦貨八十六圓なるも大正十年四月人給與第四百一十一號に  
依り支那人定僱員及之に準すべき常役夫の勤務に對する支拂換算率は三分ノ一額金銀同額にして左の通指定す  
大正十年七月十六日

經理部 長

支那人定僱員及之に準すべき常役夫の給料支拂換算率

自 大正十年六月十六日

至 同 年七月十五日

小洋銀百元に付邦貨九十一圓

支那人臨時僱員給料支拂換算率

自 大正十年六月十六日

至 同 年七月十五日

小洋銀百元に付邦貨八十六圓

(註九二) 人給第七七一號

大正十四年七月十八日

社長室 人事課長

鐵道部長殿

中國人僱員給料兩替手数料補給に關する實施期照會の件

先般御贊同を得ました中國人僱員給料兩替手数料補給の件は重役に於ても其の趣旨充分諒解せられ可成早く實施  
するを可みせらるゝを以て八月分より該給與を實施しては如何か存じ居るも一應本件實施期に付貴所の御意見承  
り度付至急何分の御回答相煩度此段御照會す

追て埠頭事務所、沙河口工場へは本件直接照會致したるに付申添ふ

(註九二ノ一) 鐵庶人第三五號ノ四二ノ二

大正十四年七月二十日

鐵道部長



人事課長 殿

中國人備員給料兩替手数料補給に關する實施期の件

人給第七七一號を以て御照會になりました首題の件八月分より實施するに御取計願ひます

(註九三)

大正十四年八月十日

經理部長

人事課長

鐵道部長 殿

中國人備員給料兩替手数料補給制度の制定の件

十四年七月十七日經會第十三號に依り、中國人備員給料銀建金支給の社定換算率中に小洋銀百元に付金一圓の兩替手数料を含ましむるに、抑も中國人備員の給料は大正八年十一月十七日附人第四二四二號通牒の通從來の金建を銀建に變更し毎月經理部長に於て小洋銀對金の換算率を指定し、之に依りて支拂給與する規定なるが右は該通牒主文の如く、會社の給與をして銀價の高底に順應せしめ其の生活上に受くる苦痛を緩和し、安んじて業務に服せしむる趣旨に外ならず、然るに會社より受くる金給料は各自必要の洋錢其の他に交換せんが爲には、夫々多少の兩替料を負擔せざるべからざる實狀に在り、本制度は當時會社が多大なる損失を忍びてまでも中國人備員の利益の爲にせし給料銀建金支給制採用の根本義に鑑み、更に此の兩替手数料をも會社に於て救濟的に負擔する意味を

含み小洋銀百元に付金壹圓也を補給し、以て一層其の利益を擁護する趣旨に依り定められたるものなり、要之右は中國人備員に待遇の向上を實現したる儀にして之に依て事實上幾分の増給を受くるに同一の意義を生じ關係従事員としては從來に比し二重の恩典を受くるに、なりたる次第なれば、貴部所屬箇所中國人備員に對し洩なく會社の好意を諒解せしめ社務に精勤努力すべき様御傳達被下度、右依命通牒す

追て定備備員に準すべき常役夫に對しても同様均霑せしめ特に本件適用し得るに相成たるに付其の旨周知せしめられたし。

(註九三ノ一) 人給第九一八號

大正十四年八月一日

社長室 人事課長

鐵道部長 殿

中國人備員給料金建を銀建に改正の件中改正の件

大正八年十一月人第四二四二號中國人備員給料金建を銀建に改正の件第二號左の通改正せられたるに付右通牒す

二、毎月末日支給する給料は左式に依り算出したる社定小洋銀對金の換算率に依り金に換算支給することに但し解備其の他の事由に依り臨時支拂を要する場合は月末支給日に於ける指定相場に依る

$$(100 \times \frac{1}{s}) + (100 \times \frac{2}{s} \times \text{大連市場}) = z$$

自前月16日平均相場



2071.00(西曆手数料) = 社定小洋銀額金換算率

(規程類纂第一編通規第二類經理四一八頁参照)

(註九四)

支那人備員給料支給に係る件(大正八、一二、二二) 撫達第四〇一號

支那人備員の給料は従來金建なりし所別紙寫(註、大正八年十一月十七日人第四二四二號を指す)興業部長の移牒に依り大正八年十一月六日以後之を銀建に改定す

追て常役華工に對する給與は總て支那人備員に準す

(註九四ノ一)

所定換算率適用の件(大正一〇、五、一七) 撫達第四〇一號ノ三

小洋銀建を適用すべき左記作業の工賃支拂に關しては大正十年五月十六日より撫達第四〇一號ノ二に據る所定換算率(註本達は人給第九一八號に同じ)を適用す

記

一、大正九年三月二十二日撫達第四二四號採炭所請負作業稟議内規第二項に依る請負作業工賃

二、採炭工賃

三、坑内臨時華工工賃

(註九四ノ二)

支那人備員並常役華工に對する銀建給與換算率の件(大正八、一、二三) 撫達第四〇一號

撫達第四〇一號を以て小洋銀建に改定せられたる支那人備員並常役華工給與に關する換算率は毎月十七日經理部長の指定通牒に依るこゝ、心得べし

右相達候也

(註九四ノ三)

支那人常役夫給料銀建準用の件(大正八、一、一八) 人第四二五〇號

貴礦勤務支那人常役夫に對し支那人定備々員同様給料銀建制並其の方法各號を準用のこゝに證議相成候此段及御通知候也

(註九五)

臨時夫(仕切夫を含む)賃銀支給換算率特別認定の件(大正一五、五、二〇) 鞍鐵第一五一號決裁

従來臨時夫の賃銀は毎月社定の換算率中第二項換算率に依り換算支給し居りましたが、社定換算率次第に遞下して今月は八十五圓になりました、斯くては生活の最低限度の賃金を臨時夫は賃銀に異動なきも銀相場の遞下に依り生活に脅威を受くる虞あるに付特別の例外として來月も今月同様の換算率九十圓にて換算支給するこゝ、し今後備員の換算率か九十圓以下に遞下する場合は備員に對する換算率により支給するこゝに致度



(註九六)

貨物積卸人夫賃並貨物雜作業人夫賃支拂換算率適用方改正の件(昭和二年一月三十一日)  
各職道事務所長宛

昭和二年四月一日以降首題人夫賃支拂換算率を左記に依り決定通知の事に改正致しますから右の旨貴管内各驛に  
通牒實施方御計ひを願ひます

記

一、換算率決定の根據

當該旬間の平均相場に依る

一、通知の時期及通知先

毎旬末を期し經理部會計課より直接各職道事務所及各驛各地方事務所宛電報通知す

(註九七)

長春國際支店東支聯絡南下貨物積替作業に就て(大正十五年十二月七日長運第六九五號)  
長春國際支店長、事務取締役宛

銀暴落に就て今春來苦力間に偶々話題に上りつゝありしこは屢報の通ですが十一月十七日附滿鐵社報(經會乙  
第六〇八號)を以て支拂換算率を常備夫の支拂小洋銀百元に付邦貨八十四圓人夫賃同七十四圓を發表(自十月十六  
日至十一月十五日支拂換算率もあるも事實は自十一月十六日至十二月十五日此換算率に據る)されたるを苦力等一

般の知るところとなり滿鐵は常備夫も吾々に十圓の率差を附し支拂するは不公平なりて稍々動搖の兆ありたるた  
め十八日夜全苦力頭を集め事情を愉し(一班二十四五名乃至三十名)一句毎に金二十圓乃至三十圓宛を米利堅粉  
代りして給與し慰撫に努め不穩なからしむるを期し尙深甚の注意を拂ひ居たり。

苦力の動靜及作業狀態次の通り

前述の給與に依り表面小康を保ち居りしが彼等の不満を去除するに至らず劇務の翌日又は氣温の降下毎に怠業す  
る者次第に増加の傾向を認めたるを以て極力苦力の 體備班増加を計り作業の圓滑に努めつゝありたるところ本月  
一、二日の滿活に當り降雪俄然氣温降下の結果曩の換算率差の不滿が加味し怠業者激増し遂に作業溢滞を來すに至  
れり依て應急し他苦力の狩集めに力むる外開原、四平街等より六十一名の應援を得て就業せしめたるも劇務不馴  
れのため半日にして半数以上の休業者を續出する状態にして待むに足らず溢滞作業の圓滑を計るには熟練せる怠業  
苦力の復活に俟たざるべからざるを痛感したるを以て二日作業の終るを待ち夜間十二時頃苦力頭十名を招集し右復  
活獎勵方を協議したるに、

苦力頭等曰く

支拂料金の換算率を小洋銀百元に付金八十四圓にせられたし

當方

滿鐵は他に影響するところ甚大なるは勿論契約期間半なれば請願するも雖直に採納せられざるべし然し此儘推



移するときは作業は益々澁滞し當社の面目にも關するこゝなれば負擔は苦痛なるも餘儀ないから當分當社に於て負擔し諸君の意見通り八十四圓の換率にて支拂はん是にて全作業の圓滑を期し得らるゝや

苦力頭

確實に請合ふこゝ能はず昨今は従前に比し苦力等の最も難作業とする東支五〇噸積メリケンカーが非常に多く疲勞甚しく且つ最近苦力間に於て吉敦、吉長、東支等は酒手多く收入優良なりこの噂高ければ彼等を定着せしめ萬全を期するには別に獎勵方を講ずる必要あり

當方

如何にすれば可なるや

苦力頭

東支聯絡一社車金一圓自驛發一社車に付金五十錢の割増金を給與されたし

當方

換算差十圓の負擔も非常に苦痛なるに其上右の如き多額は到底負擔し得ざる所以並情理を縷述し押問答を重ねたる結果次の通り決定せり

十二月三日作業分より當分の内

支拂料金換算率を小洋銀百元に付金八十四圓ミす

外に左の割増獎勵金を給與す

連絡積換(南滿)	一車に付	金五十錢
同 ホーム卸(同)	同	金二十錢
同 ホーム積(同)	同	金二十錢
東扱所積(同)	同	金二十錢
中扱所積(同)	同	金二十錢
小口扱締切積、卸	同	金十錢

右協議を終り苦力頭は直に一般苦力に傳へ翌朝苦力の出勤状態を監視し居たるに前日に比し百二十三名増加し且つ作業振り緊張味を帯び前日連絡作業二三三車に對し三三〇車を完了し猶時間短縮の餘裕を示すに至れり

此間東支の慣手段たる宣傳並に烏鐵派遣員の煽動又は赤化或は東支の政策妨害杯ミの流言蜚語傳り憶測が誇大に新聞紙上等に吹聴さるゝに至りしこゝを甚だ遺憾に存じます

真相右の通りにして目下のこゝろ流言の如き原因は認められませんが地勢柄油斷を赦しませんから此點特に不斷の注意を拂つて居ります

尙東支連絡は現状若くは以上當分繼續する見當の下に一層苦力の結束ミ充實を計るに努め二日以降本日迄に他地より應援又は募集致しました



苦力数は

開原八八名、四平街二四名（此分不良に付七日送還）公主嶺三三名、吉長線三九名計一八四名  
（七日午後現在總人員八三五名）

前記換算及割増金を給與する損害概算次の通り

- 一、換算率差十圓は當社が割ねつ、ありし利益を吐出し多少不足を免れざるも假りに一杯見做す
- 二、連絡一日平均二五〇社車ミし一車に付金五十錢補給一日金一百二十五圓
- 三、東扱所及中扱小口締切車一日の全補給金二十五圓

計一日金一百五十圓今後一箇月間繼續するものミし金四千五百圓見當の損害ミなりますから豫め御承認願ひます  
但し充實ミ絶對安全の時機を見計らひ難作業ミする五十噸車作業のみ（十二月十五日より割増は五十噸車に限れり）  
二割増を附するこミ、し他は廢止する豫定であります

當経緯及經過等に就ては當地鐵道事務所並に驛長に報告常に接觸専念致し居ります故御放念願ひます

（註九八）

中國人准職員同備員換算率（昭和四年二月十六日  
經會乙第五九號）

自昭和四年一月十六日至二月十五日中國人准職員及同備員給料並請負賃銀支拂換算率下記の通り指定す

昭和四年二月十六日

經 理 部 長

中國人准職員及同定備員並之に準すべき常役夫の給料支拂換算率

小洋銀百元に付邦貨九十圓（兩替手数料一圓を含む）

中國人臨時備員給料並請負賃銀支拂換算率

小洋銀百元に付邦貨八四圓

### 第三節 銀相場の變動と社定換算率

定備員の換算率なるものは彼等をして臨時備員より以上に生活内容を充實せしめんために、銀相場の稍下落の徴を示した大正十年三月「金對銀同價の限度に於て金が小洋銀よりも少額なる場合實際の比價を商量し毎月の換算相場發表の實際時手當ミして特に相當の増率を指定する」事になり其の後間もなく定備員の換算率が設けられたのであるが、この制度は金が小洋に比し常に高價なる場合は、この社定換算率制定の趣旨を十分に發揮し得るも、反對現象が現はれ、小洋が金に比し高價になればなる程臨時備員の換算の方が定備員のそれよりも高まつて行くものであつて、この實例は換算率表に明確に表はれて居る如く、二種の換算率制定の直後大正十年十月に臨時備員金百四圓、定備員金百三圓ミ指定され、更に翌年一月及十月の前後三回同一現象が具現されて居る、當時この指定に接した關係箇所において、この率に従へば定備員並に臨時備員の日給が同額の場合には臨時備員の収入は定備員のそれよりも増加する云ふ結果に陥り



人事政策上放置し難しし、これが對策につき研究を進め、其後同一現象が再現するに似た場合には換算率の指定に當り、適當なる對策を講じて來た、然るにこれには反對に、銀相場が金以下に下落した場合を考察するに、下落の度が多ければ多い程、定備員に對する臨時備員の換算率の開きが甚だしくなつて行く、これは金が三分ノ一加味されて居るに否に依り必然起る現象である、そして大正十年以降大正十五年十月迄は兩者の開きが十圓に達しなかつたが、十一月に至つて十圓の差を生じ、臨時備員並に請負賃の換算率は七十四圓、定備員は八十四圓に指定され、これが遂に長春驛華工の減少問題の原因となつたのである（註九七）

最近に於ける銀の下落は一層甚しく大正六年大連錢鈔取引所開所以來の最低記録を印するに至り、金百圓に對する小洋銀相場は附表第二の如く九月中の最高百四十五元二十錢、最低百三十七元〇五錢、十月中の最高は百四十二元八十五錢、最低は百四十四元四十五錢となり、十月及十一月分の社定換算率は七十圓對八十一圓即ち十一圓の差を生ずるに至つた、そして十一月に入るに及んで連日示される金圓對小洋銀相場は百四十四元以下に下落し、之を逆に見るならば小洋銀百圓に對し金六十九圓四十錢迄低下するに至つた。

社定換算率（單位圓）

年 月 次	中國人備員換算率	年 月 次	中國人備員換算率
大正 八、一、一	一八五	一、二	二二三

大正 九、	一、二、三、四、五、六、七、八、九	大正 一〇、	一、二、三、四、五	臨時備員換算率
九	二二二	一〇	二二三	九〇
八	二一八	〇	一一三	九五
七	二〇四	一	九九	九五
六	一八五	二	九三	九二
五	一五二	三	九二	九五
四	一三五	四	八二	九五
三	一一九	五	八二	九五
二	一二六	六	八二	九五
一	一二九	七	八二	九五

大正 一〇、六、七、八、九	一〇、一、二	大正 一一、	一、二、三、四、五、六、七	定備員換算率	臨時備員換算率
八九	一〇二	一	一〇二	一〇一	一〇二
九一	一〇三	二	九九	九九	九八
九二	一〇四	三	九九	九九	九二
九四	一〇四	四	九五	九五	九三
九八	一〇二	五	九八	九八	九七
九	一〇二	六	九九	九九	九九
七	一〇二	七	九九	九九	九九



昭和二、四	年月次	昭和一、二、三、四、五
八二	定備員	
七二	臨時備員	
七五 七三 七三	積卸請負費	
五	年次月	昭和二、三、四、五
八四	定備員	
七四	臨時備員	
八二 七六 七六	積卸請負費	

貨物積卸請負費換算率

左中右

上旬 中旬 下旬

大正一三、一	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	大正二、一	二	一	〇	九	八						
九六	九五	九三	九三	九三	九三	九三	九五	九五	九六	九六	九六	九五	九五	九五	九七	九八	九九	九九						
九四	九二	八九	九〇	九〇	八九	九〇	九三	九三	九四	九四	九四	九三	九三	九五	九九	九九	九九	九九						
													大正一四、一	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二
一〇	一〇	九九	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	九七	九六	九七	九七	九七	九七	九七	九七
一〇	一〇	九九	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	九六	九四	九五	九五	九五	九五	九五	九五



二	一〇	九	八	七	六
九〇	九〇	九二	九二	九〇	九二
八四	八四	八五	八五	八四	八五
八四 八四 八四	八四 八四 八四	八三 八三 八四	八六 八六 八五	八六 八四 八四	八四 八四 八四
五	四	三	二	昭和四、 一	二
八七	八八	八八	九〇	九一	九〇
七九	八〇	八一	八四	八五	八四
七八 七八 七八	七八 八〇 八〇	八〇 八〇 八二	八一 八一 八三	八四 八四 八四	八五 八五 八四

二	一〇	九	八	七	昭和二、 六
八九	八八	八六	八八	八八	八八
八二	八一	七七	八〇	八〇	八一
八四 八四 八三	八一 八一 八一	八一 七九 七八	七七 七七 七八	八一 八一 八〇	八〇 八一 八二
五	四	三	二	昭和三、 一	二
八八	八六	八六	八七	九四	九二
八〇	七七	七八	七九	八四	八五
八七 八四 八〇	七九 七八 七七	七七 七八 七八	七八 七八 七九	七九 八二 八四	八四 八五 八五



九	八	七	昭和四、六
八三	八四	八六	八六
七三	七五	七七	七八
七〇	七三	七五	七七八七
七二	七四	七六	七七八七
七三	七三	七七	七七八七
昭和五、一	二	二	一〇
八〇	八〇	八一	八一
六九	六九	七〇	七〇
(六九)			
七五	六九	七〇	七〇七〇
七五	七〇	七〇	七〇七〇
七五	七〇	七〇	七〇七〇

# 第六章 直營の可否

## 第一節 直營の意義及び形式

明治四十四年七月五日より八日迄本社に於て開催せる驛長會議の議事録を繕けば、貨物係提出の諮問事項の中に「貨物積卸を請負制にするに日傭人夫制の可否」云ふものがある、そしてこれを議するに先立ち、議長西村氏は

現今主要なる驛では請負制になつて居ります、而うして其料金云ふものは處に依つて違ひますが、一屯積込賃大概洋銀の八錢位、夫から安くて六錢位になつて居ります、蓋平みか其他如彼云ふ風な處で日傭制でやつて居る處もあります、其統計を取つて見るに日傭人夫制は請負制より大變安い統計が出て居ます、果して是れが全体に對して日傭人夫制が行ひ得られるにしますれば非常に儉約になるに云ふ考から之を出しましたのであります、之を研究するに最も必要なことは毎度御話する通り冬期忙しい時傭つた者を、夏期の閑散なる時減ぜねばならぬ、夫が自由自在に出来るか何うか、若し出来ないにすれば却つて高くなりはしないか、又多くの荷物を扱ふ處で監督が巧く行くか何うか實際に仕事をして居らる、皆さん方でなければ、夫が判らぬから其點を御研究願つて全体に行ひ得らる、や否や、又經濟になるか何うか、云ふことを定めたと思ひます。(二二三頁)

そして稍論議が交された後更に同氏は、

大体に於て常備でやつてゐる驛の方が、賃金が安い云ふ事が統計に出てゐるのであるけれども、之は寧ろ一番忙



しい驛でなく中位の驛でありますから、忙しい驛でもこの制度が據められまして安く行くにすれば經濟ではないか云ふ考から研究をして居るのであります。

云つて居る、この場合直營云ふ用語が用ひられては居らないが、日傭人夫制度は明かに直營制度であり、これに依つて見るに既に直營の可否云ふことが、明治四十四年頃熱心に研究されて居たことが判かる。

この人夫制の可否云ふことも中位の驛でなく、主要驛に於て實行するにして果して巧く行くか何うかが研究の主たるものであつた、この點については鐵道部としては勿論各驛に於ても引續き研究され、この研究の延長が大正三年九月一日主要驛長に對して直營の可否につき照會をなす所となつたのであるが、これに對し各驛長が如何なる回答をなしたかそれは第二節に述ぶる所があるから、こゝでは單に積卸作業上「直營」云ふ言葉が如何なる意味に用ひられて來たかを簡單に記すことに止める。

管口驛に關する大正十二年前の積卸關係書類を見れば、直營云ふ用語が散見されて居る、然し過去に於て管口驛が直營を實行した事實がない、それで種々調べた結果、管口驛の所謂直營は一車扱の積卸が荷主負擔であつた明治四十二年前の制度に對して、其後原則として會社が積卸をなすことに改正されたことそれ自体を稱して積卸は會社直營である云つて居たのである。

次に會社と華工との關係が、請負人——華工頭——華工と云ふ三つの段階を踏んで居る場合、請負人を廢し華工頭に直接請負はしむることを直營云つて居る場合が少くない、即ち明治四十四年四月一日から四平街、公主嶺兩驛に於て、日本人請負人を解雇し華工頭に請負はしめたことがあるが、この場合名義上の請負人を廢したことを直營云つて居る。(註九八ノ一)

斯くの如く直營云ふ用語は種々な意味に用ひられ、單に直營云つたのみでは如何なる意味を含んで居るのか判別に苦しむので、純直營であるか、準直營であるか、云ふ用語に依つてこの意味を明確にしようとして居る、それで最初中位の驛に於て實行した常傭人夫制度は其作業の範圍は小口扱に限られて居つたが、制度其ものとしては所謂純直營と稱すべきものである、尙中間介在者を排除したのは請負制度の段階を少くし、この制度をしてより合理化せしめたのみであつて、謂ふ所の直營に更改されたのではない、それは勞働管理の一切が華工頭(請負人)にあつた事が、記録を通して歴然されて居るからである、茲に純直營とは作業管理と勞働管理の總てが會社側にある場合を云ふのであつて、作業管理の總てと勞働管理の一部とが會社にある場合は準直營云ふべきものと思はれる。

(註九八ノ一)

積卸請負變更の件(明治四十四年二月二十七日電報)

四平街、公主嶺、千金寨各驛長宛)

貴驛に於ける貨物積卸は兼て話ある通り直接苦力頭に請負はせる事に變更の件は三月一日より實行出来るか否か知りたし。

(四平街は關守光治、公主嶺は眞壁哲造、千金寨は福田寅一に何れも請負はしめてゐる)



四平街驛(明治四十四年三月二十二日四驛甲三五號)

貨物積卸請負人關守光治に對し本月限り契約を解除し四月一日より左記料金を以て直營致候間御承認相成度候也  
追て苦力は是迄使用せるものを其儘使用致度爲念申添候

一車扱	積卸	洋	七	錢
一車扱	積卸	洋	六	錢五厘
小口扱	積卸	洋	七	厘
小口扱	積卸	洋	七	厘
個數扱	積卸	洋	三	錢
個數扱	積卸	洋	三	錢

貨物積卸承認の件(明治四十四年三月二十五日運丁第九六一號)

本月二十二日附四驛甲三五號を以て申出相成候貨物積卸賃の儀承認候條四月一日より御實施相成度候也

追て苦力頭氏名御報告相成度申添候也

右に對する回答(明治四十四年三月二十六日四驛第三八號)

來る四月一日より貨物積卸直營實施致候に付ては左記の者を苦力頭として使役致候間左様御承知相成度候

一車扱積込 苦力頭 馬貴清

一車扱卸及小口扱

全

張風祥

公主嶺驛(明治四十四年四月一日公驛乙第一號)

當驛貨物積卸人夫供給方は迄眞壁哲造をして請負はせ居候處、都合に依り昨三十一日限り解約し更に苦力頭梁福山に相命じ候、別紙解約通知書及苦力頭請負書寫相添此段及御届候也。

### 第二節 直營の利害得失

會社創業以來大正二年頃迄は何事につけ試練の時代であつた云ひ得る、一車扱貨物を會社が積卸をなす事になつたのは明治四十二年運輸規程が創定された時からであるが、當時の事情につき會社十年史を繕けば、

開業以來一車扱貨物の積卸は荷主に之を負擔せしめ、自然各驛に運送取扱業者の存在を必要ならしめたが、明治四十二年以降原則として全部會社に於て之を實行することに改む。廣軌第二次の運賃改正に際會し小口扱率一車扱率との間隔の減少、一車扱率適用貨物の限度及積卸が、會社直營と相合して多數の運送取扱業者に、致命的影響を與へたるを以て會社は之が慰藉のため明治四十一年度收納運送額の四分即ち金三十六萬圓を運送業者に分與せり(三二〇頁)。

こある

一車扱の積卸を會社が直接行ふ事に改正さるゝと同時に主要驛は大同組を始め其他の請負人に積卸を請負はしめたことは既に第二章に於て述べた所なるも、此當時は請負期限なきは一定して居らなかつた、それで請負制度上の問題は必



要の生じた其都度、各驛對鐵道部の間に交渉を爲して居たのである。

然るに大正二年一月二十五日運丁第一〇三六號(註四〇ノ三)に依つて請負期間を、十月一日より翌年九月末日迄に定め、爾後請負期末の近づく頃、次期の請負契約締結に關し請負人、或は賃率等につき、改善を望む點なきや否やを特に各驛長に對し問ふ方針を採つた。それで大正二年度の期限の近づく大正三年八月當時常備人夫制に依つて居た數驛を除きたる各驛長に對し、請負率の引下げ、若くは請負人變更の必要なきや否やを照會したのであるが、(註一四四)之に對し長春驛長は請負制度の缺點を續々述べ、直營制度に變更の希望並に直營案をも示して來た。(註一一一)これより先鐵道部としては請負制度に對しては相當改善の餘地があるものと認め研究を進めつ、あつた折柄この回答に接したので、この問題につき更に充分なる研究を爲す必要があると云ふ所から、大正三年九月一日運戊寅第二四ノ九を以て特に扱貨物の多い奉天、鐵嶺、開原、公主嶺、本溪湖、四平街、沙河鎮、昌圖、双廟子、郭家店、范家屯、長春、旅順、煙臺、撫順、新臺子の各驛長に對し直營(純直營)の可否につき照會をなしたのである。(註九九)この結果公主嶺驛は長春驛と共に直營の實行案の作成を急ぎ十月一日を期し直營制度に更改したことは第七章に述ぶる如くである。沙河鎮驛にありては一ヶ年總經費二千五百四十四圓四十錢を以て、十三名の常備華工を、一名の日本人監督者を以て直營を爲すべく之が實行案迄作成し、愈々實行に取かゝる迄になつたが、請負人が賃率を極度に引下げ、更に一層努力をなす旨の申出があつたため遂に實行を見るに至らなかつた。(註一〇三)

其他の驛長の意見は、直營制度には可否の両面がある、そして請負制と比較考究の結果は請負制度の存続を希望する

と云ふにあつた。今この回答に基き直營制度の利害得失の要點を列記せば、

#### 一、直營制度の利點

(イ) 經費を節減し得

(ロ) 華工を常役夫とする故に積卸に附帶した雜作業等にも自由に使役するこゝが可能である。

#### 二、直營制度の不利なる點

(イ) 繁閑二期に依る人員の調節が困難である。

(ロ) 貨物取扱上から起る事故は總て會社が責を負はなければならない事になる。

(ハ) 華工頭對華工間に於ける親分兒分の關係が薄くなる。

(ニ) 請負賃は減少するが、反面に於て監督者を必要とし、比較的小なる驛にありては經費が返つて多く費かる。

(ホ) 作業が粗暴になる。

尙各驛長の回答の全文は

奉天驛 (註一〇〇)

鐵嶺驛 (註一〇一)

公主嶺驛 (註一〇二)

沙河鎮驛 (註一〇三)



遼陽驛	(註一〇四)
煙臺驛	(註一〇五)
撫順驛	(註一〇六)
新臺子驛	(註一〇七)
四平街驛	(註一〇八)
開原驛	(註一〇九)
本溪湖驛	(註一一〇)

(註九九)

貨物積卸作業直營の可否につき主要驛長へ照會の件

大正三年九月一日運戊寅第二四ノ九  
遼陽、煙臺、奉天、新臺子、鐵嶺、開原、  
昌圖、双廟子、四平街、郭家店、公主嶺、范家屯、  
旅順、撫順、本溪湖、沙河鎮、長春各驛長宛

次期積卸作業請負の件につき過般各驛よりの意見を徴し候處未だ充分改善の餘地あり認めらるゝものにして已に現状満足の色見ゆるもの不尠、殊に如何なる名義を以てするを問はず、驛構内迄持込又は引取の際會社が公表せる以外の負擔を荷主に強制するの一事は料金を公明にし且つ荷主負擔の輕減を計る會社の根本的方針に抵觸致候へ

ば銳意廢絶を圖るべき性質のものに有之候間この點特に十分御注意相成度候、猶今回長春驛より積卸直營の計畫申出候に付参考のため左に其大要を摘記致候間他各驛に於ても此際此問題につき充分研究相達げられ度此段申進候也  
追て講究の結果は九月十五日迄に御報告相成度候也

長春驛積卸直營案大要(木材を除く)

- 一、苦力九七人を冬夏を通じ常備す  
各人日給 金三五錢 冬期賞與金五圓
- 二、苦力頭五人を苦力取締ミして驛員に採用す  
各人日給 金七〇錢 冬期賞與金十圓
- 三、本案により節約し得べき金額は大正二年度の支拂額  
金一六、五八三圓六二錢(洋錢二二、二二二圓五〇錢を換算す換算率一・二七九圓に當る)より金約二、一〇一圓  
八八錢の計算(給料金一四、四八一圓七四錢及取締五人被服料金一〇一圓三九錢、積卸器具代金約三〇〇圓合計  
金一四、四八一圓七四錢を支出ミす)

(註一〇〇)

運戊寅第二四ノ九に對する回答(大正三年九月十日)  
奉貨乙第八二號)

九月一日附運戊寅第二四號ノ九を以て御申越相成候貨物積卸の義務承仕候、他驛に於て所定積卸賃の外に特種の



貨主に對し請負人が若干の照拂料を内密に要請し居る由往々聞知仕候に付き、當驛に於ても常に精々注意仕居候も幸に未だ斯る惡慣習を見聞したるこゝ無之斷じて斯る弊風無之と確信仕候。

長春驛長の計畫に係る積卸直營案に就き講究仕候結果左に御回答申上併て積卸に關する卑見開陳仕候

積卸直營の利害得失

貨物積卸作業直營の可否は慎重講究を要する難問題に有之、會社が發著手数料制度制定の初種々研究の結果直營は其方法だに宜敷を得ば費用を節約し、請負制に伴ふ弊害と世人の誤解を免れ理想として請負に優るものに有之候も之れが實行上種々の困難有之苦力の使役操縦には特別なる技能を要すべきこゝなるに付き係員が使役に慣熟し得る迄請負に委するが上策ならんとの御決定を見し様記憶致居候。

爾來數年を経過したる今日の實情を見るに未だ苦力使役上の困難は依然として残存し、俄に直營法に改むるも果して能其美果を收め得らる、や否やは斷言致兼候、寧ろ支那苦力の本性上結局請負法に依るが好結果を獲るにあらずやと愚考仕候、左に其利害を詳説可仕候。

(甲) 直營に依る利益

一、費用の節約

長春驛の案に準據して假りに直營に依るこゝせば當驛一ヶ年間の費用は約金一千三百餘圓を節減し得る計算に候、即ち、

内 譯			
最近一箇年	(自昨年九月 至本年八月)	の支拂苦力賃	
			小洋 一七、五六一・六九
			@ 一二八、〇〇金 一三、七二〇・〇七
夏	季(自五月 至十一月)	定備苦力八十人	日給金卅五錢外に賞 與金一人に付金五圓 (八十人には五圓)
冬	季(自十二月 至三月)	同 百人	(二十人には三圓)
苦力頭五人		日給金七十錢外に賞與金一人に金十圓	金 一、三二七・五〇
積卸用具代			金 三〇〇・〇〇
苦力頭被服費			金 一〇一・三九
計			金 一二、四〇八・八九
差引金			一、三二一・二八

(間接に要すべき費用及増額は算入せず)

(乙) 直營の缺點

一、苦力の作業能力を減殺す

從來の請負人其配下苦力とは密接なる主従關係を保有し居候、然るに今直營法に改めんか請負人たる大苦力頭は少額の日給を以て驛員なるを欲せず配下の苦力等も多年の恩義を忘れて大苦力頭と別れて殘留するを望まず大



部分の熟練せる苦力は離散し、止むなく不熟練なる風來の苦力を驅り集めざるべからざるに至るべく候、假りに舊來の苦力全部が残留せんも彼等苦力の個性にして常備人夫となり一定の日給を與ふることせば必ずや極力勞を厭ひ逸に就き最少の仕事に日を送らんし、從來八十人にて足りし作業もより以上の人夫を要し一定時間を限りて行はざるべからざる作業を悞るが如き場合を生ずべく、之れが監督督勵は非常の難事に屬し四、五の小苦力頭に委して充分なる結果は得難かるべく候。

二、勞苦の監督、作業督勵の困難（多額の費用を要せん）

勞苦を避け、遊逸に趨かんとする彼等支那苦力を監視せんには、別に専門的技能を有する適當なる邦人係員を置き、早朝人員點呼を行ひ各發著取扱線に於ける當日の作業分量を按照して相應の人員を配置し、充分なる監視の下に作業を督勵するにあらざれば忽ち彼等は其本性を發揮し密に物隠に午睡の夢を貪るに至るべく、延ては竊に貨物の中味を抜取るに至るべく候。

三、積卸作業粗暴になり損傷の程度を大ならしめん

從來の請負に於ては作業上苦力の故意、過失に起因する一切の結果は請負人の負擔とし、請負人は之を責任ある苦力に適當に轉嫁せしを以て、苦力は利害關係上作業比較的丁重なりしも、直營の場合に於ては責任者が顯著なる場合之に制裁を加へ得るに止まり、多くの場合之等の責任は會社の負擔となり苦力等は係員の眼を窺みて其勞を厭ふの結果投げ荷を行つて積卸をなし、貨物の毀損を多からしめ貨主の批難を受くるのみならず會社が賠償する金額

をも増加せしむるに至るべく延ては次項の如き寒心すべき惡風を馴致する虞有之候。

四、貨主に對し或料金を強要する弊風馴致

前項所述の如く積卸作業粗暴ならんか、貨主は貨物の毀損毎に相當額の賠償を請求すべきも繁雜なる手續（格別繁雜ならざるも支那人荷主は些の手数をも厭ふ）をなして尙且多大の時日を要する賠償要求を避けんし、彼等の永き慣例上別に苦痛させざる照拂料を苦力頭若くは苦力に贈與し、自己の貨物取扱に特別の注意を囑するに至り、其厚薄に依りて苦力は取扱に手加減をなし兩々相倚りて其弊風は遂に紀極する所なきに至るべく候。

五、定備苦力の會社に對する責任の歸着點なし

請負に於ては使用苦力の一切の行爲に就き請負人其責に任ずるを以て、配下の苦力を集むるも其身元を嚴査し多くは其郷人を探りしも、直營に於ける苦力頭は驛員にして苦力は名義上會社に於て直接（實際は苦力頭をして苦力を集めしむるの外ならんも）備入するを以て苦力の行爲に依る責任は會社之を負はざるべからず、苦力頭に對しては相當保證人を立てしむること敢て困難ならざるも朝に來り夕に散する多數の苦力に對して一々保證人を立てしめんことは實行難にして、去りて苦力の不正行爲に因る責任を僅々日給七十錢の苦力頭に負はしめんは酷にし、偶々不幸にして多數苦力中巧に貴重なる貨物を拐帶し去るが如き事故發生せんか、結局會社之れが結果を負擔し當務係員亦之れが責に座せざるべからざるは稍酷に過ぎる感も有之候

以上列記の各項缺點は要するに監督の如何、苦力使役能力の如何に依る義に有之、適當なる方法其人を得れば



敢て之を杞憂に終らしむるこゝ絶對に無之候も、當驛多年の經驗に現在苦力使役の狀態に依りて考察するに、直營は未だ請負に比して好果を收め得る充分の確信無之候、或は机上に論をなすもの其敢て難事にあらず係員に於て之れが取締をなすは格別のこゝにあらず、若し之をなし得ずせば當務者は無能云はざるを得ず、難せんも支那苦力の如き極端なる保守的の者に對しては實行上の困難は想像以外に候、少しく事情は異なり候も如何に支那人が慣習に囚はれ居るやを一例を以て示さんに、曾て當驛連絡線に於て邦人荳某なるもの馬車輸送組合なる幽靈組合を作り連絡線に出入する支那人馬車に對し洋五分の課金を徴し居るを發見し、警察署に告知し該署より詐偽取罪として領事館に告發し調査の結果被告も金員徴集せしこゝを告白し被害支那運送店七、八戸も皆課金せられし事實を認めしも、其何の目的を以て納金せしや自己の意思に反し詐取せられしやとの間に對しては、何れも皆只單に何等かの利便なるを以て贈與せしものにて決して詐偽に陥りしものにあらず辯明せしを以て、該件も遂に犯罪成立の要素を缺き無罪なりしが如き、如何に支那人間に慣習上照拂料なるものが正當の費用なりとの意識を有し居るやを知るに足るべく、吾人が常識を以て判じ得ざる點少からず候、若し一旦使役苦力主貨主間に斯る弊風を醸成せんか、其授受や極めて隱密の間に巧妙に行はれ相互庇護して事態を曝露せず、容易に之を除去し得ざるべく寧ろ初めより之を防止するが上策に候、當驛に於ては決して積卸の現状に満足し居るものに無之、直營よりは請負に依り之を改善して費用の節約を圖るが支那苦力の個性を利用する上に於ても又作業上に於ても最善の法にあらずやこ思考せられ、主義として既往一ヶ年間の経過を注視し逐年其請負賃率を低下し請負の缺點を補はんこ期し居候、但

他の事情も有之急激に之れが引下を行ふを避け漸進の法を取るが利益に存じ居る次第にて現に次期に於ても一ヶ年優に三百餘圓を節約し得る見込に有之候。右御回答申上候也

(註101)

貨物積卸作業の件(大正三年九月十一日  
鐵驛乙第六九號)

運戊寅第二四號ノ九を以て御申越相成候件了承仕候、積卸直營の儀は無論最善の制度に相違無之候得共、若し其運用を誤り名實相副はずんば却て其結果の請負制度に劣るが如きこゝなきを保し難く候間、之が取捨は充分に事情を講究せる上に於て御決定あらんこゝを希望仕候、參考として長春驛計畫に係る積卸直營案御示し相成候處、右は其儘當驛に適用し難き點有之候に付大體を右に準ずるこゝ、し現状を斟酌して直營に要する經費の支出を概算すれば別表(甲)に示せる如く、一箇年分金六千九百八十七圓五十錢ニ相成候、而して今後に於ける當驛發送貨物の數量を假りに最近三四年間内に於て最も好況を呈せし大正元年十月より二年九月迄の滿一箇年間に取扱ひたる數量と同様に見積り過般答申せし鐵驛貨乙第五九號の改定賃率にて其積卸請負料金を算出すれば別表(乙)の如く金七千四百九十七圓八十一錢ニ相成候間、即ち其差額金五百十圓餘は積卸直營の結果に由り生ずる一箇年間の利益に見るべきものに有之候。

長春驛の積卸直營案には夏冬を通じて同數の苦力を常備するこゝに相成居候得共、當驛にては夏季ニ冬季ニ由り繁閑の度を異にせるが故に、常備苦力は最少限度を標準として之を定め、出廻時期に當りて臨機増備を爲すの見



積込致候、若し夫れ長春の如く一年間を通して作業に差支なき底の苦力を常備するにせば勢ひ最大限度に近き人員を用意せざるべからず、左すれば其費額別表(甲)中朱書の如く一箇年金七千九百八十六圓五十錢に上り、前記請負料金に比し却て金四百八十八圓餘の超過に相成可申候。

長春驛の積卸直營計畫案が那邊の理由に由り夏冬同数の苦力を常備すること、せしかは推測に苦み候得共、多分相當事由の存するものならんに被存候、乍去、滿鐵全線を通ずれば獨り當驛のみならず他の各驛中にも亦一箇年を通じて同数の常備苦力を置くの必要を認めざるもの多かるべしに存せられ候、申す迄も無之儀に候得共、積卸直營を爲さんとするに當り最も慎重の考慮を要し且つ最も苦心の存する點は作業の繁閑に應じ適宜に苦力増減の按排を爲すこと、及び苦力備入に付ての嚴密なる監督方法並に之が日備賃金の支拂方法に御座候、右に付ては無論御成案も有之候はんに存候間、若し直營制度を一般に御實施相成候節は豫め其方法御示し被下度相願置候。

要するに直營の主義に於ては毫も間然する所無之候得共、其實行に就ては之に伴ふ困難も亦不尠候間猶ほ相當研究の餘地有之候様に被存候、且つ經費の計算に於ても過般答申せし改定賃率に據ること、せば其差僅に五百圓餘の額に過ぎ不申候間當驛にては先づ以て當分の間作業上何等不便不都合なき現行制度の儘に致置度き希望に御座候。右答申仕候也

(甲)

費目	人員	日給額	年額	金	記	事
世話方給料	二	一、〇〇	七三〇〇〇		備人資格	
苦力小頭給料	五	四五	八二一・二五		積卸貳名、發著小口倉庫壹名	
定備苦力給料	三一	三五	三、九六〇・二五		B C倉庫貳名	
臨時備苦力給料	一八	三〇	一、九七一・〇〇		一車扱積卸、B C倉庫々出入十八名	
世話方徹夜料	三六五		九七二・〇〇		小口發四名、小口著四名、倉庫荷線五名	
苦力徹夜料	二、一九〇		三六・五〇		約六ヶ月増備ノ見積(百八十日分)	
世話方賞與金	二		一〇九・五〇		一日一人ツツ	
苦力賞與金	三六		二〇〇〇		一人日給金一圓ノ十日間分ツツ	
世話方被服費	二		一八〇・〇〇		一人金五圓ツツ、定備ニノミ支給	
苦力補助子	六〇		二八〇〇		一人概算金十四圓ツツノ見積	
賠償金			三〇〇〇		豫備トモ六十人分一個金五十錢ノ見積	
積卸器具費			五〇〇〇		貨物減失毀損見積	
苦力負傷治療費			三五〇〇		スコップ、バール、踏板等一切補修見積	
經費合計			一五〇〇	金	豫想見積	
			六、七、九八六・五〇		(印ハ朱書ニ相當ス)	
			六、九八七・五〇			

(乙)



種	類	數	種	貨	率	料	金
小口	發	一六、一一五、八二〇斤			五・五		八八六・三七
同	發	一九、三二二、二八四			五・〇		九六五・六一
一車	發	七六、六五三			五・五		四、二一五・九二
同	發	二八、三六六			五・〇		一、四一八・三〇
個數	發	二九			三・〇		八七
同	發	三五八			三・〇		一〇・七四
料	計						七、四九七・八一

(註二〇二)

貨物積卸直營の件 (大正三年九月一四日)  
(公主嶺驛長)

運戊第二四號ノ九により大正二年度を標準とし講究致し候計畫大要左記の通に有之此段報告候也。

左記

直營に要する人員並に費用明細 (小洋)

名	稱	人員	日給	月額	年額	總額	賞與	被服費	記	事
常	苦力頭儲	一	一・〇〇	三〇・〇〇	三六〇・〇〇	三六〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・二八		

常	小	常	同	臨	計	前表の諸給與金額	器具料	月間臨時備入レ
苦力頭儲	力頭儲	先生	力	力	計	二五二・〇〇		十一、十二、一、二、三、五ケ
一	一	五	二五	三〇		一〇・〇〇		月間臨時備入レ
七〇	七〇	六〇	四〇	三五		五〇・〇〇		
二二・〇〇	二二・〇〇	一八・〇〇	一二・〇〇	一〇・五〇		一〇一・四〇		
二五二・〇〇	二五二・〇〇	二一六・〇〇	一四四・〇〇	五二・五〇		一〇一・四〇		
二五二・〇〇	二五二・〇〇	一〇八・〇〇	三六〇・〇〇	一五七・五〇		一四一・九六		
二五二・〇〇	二五二・〇〇	一〇八・〇〇	三六〇・〇〇	一五七・五〇		一四一・九六		
二五二・〇〇	二五二・〇〇	一〇八・〇〇	三六〇・〇〇	一五七・五〇		一四一・九六		

金七千八百八十八圓九十六錢

前表の諸給與金額

金三十圓

器具料

合計金七千八百八十八圓九十六錢也

大正二年度に於ける請負者の取得金額次の如し

金七千二百八圓三十七錢 (換算率一、二七九) 會社より支拂たる總金額  
(洋九二九圓五一錢)

金八百九十一圓三十二錢 (同二四〇圓) 驛長承認の下に荷主請負人間にて受授せし改装其他の總金額

合計金八千九十九圓六十九錢也

右收支決算左の如し

會社より支拂たる金額との差引残高

金八十九圓四十一錢也

改装其他の金額を加算したる決算

金九百八十圓七十三錢也

第六章 直營の可否



驛長承認の下に荷主請負人間に行はれし作業賃金を除けば僅に八十九圓餘の利得に過ぎざるも、實施の場合は改装の爲め荷主の人夫を構内に入らせしむるは取締上不都合に付驛の直營にせば多少前年度よりは減収を見るならんも大體九百圓位の利益あること、見て大差なからん。

今荷主請負人間に於て驛長承認の下に行はれつゝ、ある重なる作業は次の如し、依つて此際會社にして改装賃率を制定する必要あり。

一、麻袋改装 二、荷主積卸負擔の石炭卸

現在の賃率次の如し

麻袋改装 (口縫看貫共)	一	袋	洋	二	錢
同 (何レカ)	同	同	同	一	錢五厘
石炭取卸 (一方ノ時)	一	噸	同	六	錢

當驛の如き夏期冬期異なる驛に於ては全員常備するときは現制度より支拂を増し不利益なる、故に繁期五箇月間は臨時備入れの方法により次第なり、從て給額人員は從來の經驗に徴し推定せし故多少の差異は免れざるも大差を生ずることは無之を被存候、尙常備の給額の如きは其時の場合により三十錢に極めあるも時には四十錢にて備入る、こゝもあるべく或は人を減して高給にて使用するこゝも寧ろ得策のこゝもあるべきに付、此點に就いては融通をなし得らる、様驛長權限の範圍を擴大せられ度希望す。

(註103)

運戌寅第二四號ノ九に對する回答 (大正三年九月五日) (續譯第一〇〇號)

九月一日附運戌寅第二四號ノ九を以て御照會に相成り候積卸直營問題に就て種々講究致し候結果計畫したる當驛直營案は大要別紙の通りに有之一年間總經費二、一五四・四〇圓に相成り之れに對し最近 (自大正二年八月) 一箇年間の支拂額は金二、三四三・六八圓 (洋錢三、〇九七・五七錢換算一、二七九) にして差引金一八九・二八圓の利益なるも以上直營の計算は多少の餘裕を見積りたるものなれば常備苦力の定員を減し繁忙期に於ける苦力の使役及作業の方法等に就き直營後追々經驗を積むに從ひ經濟的に改善すべく研究せば相當の節約をなし得べき見込みなるを以て請負者に對しても御照會の主旨に依り其要項を示し此際極度の引下をなしたる見積書を差出すべく命じたるに同人よりは一年間を通し積卸し共一車扱一噸に付銀四錢金三錢小口扱百斤に付き銀四厘金三厘迄引下ぐべき旨申出で有之、此率を以て前記一箇年間の積卸數量に依り計算せば金一七八〇・五〇圓 (銀二、三七〇・一三) にして直營の計算に比し三七三・九〇圓を低減さるゝ事と相成前述の如き直營の計算にして爾後幾分の節約をなし得れば低減したる賃率にて計上したる金額に近きものと相成り候に付何れか一方に採用被下度右御報告申上候也。

沙河鎮驛貨物積卸直營案

一金二千一百五十四圓四十錢也 一箇年間總經費

内 譯



- 一金一千五百十八圓四十錢也 常備苦力十三名給料
- 一金三百六十五圓也 苦力頭(日本人)一名給料
- 一金六十五圓也 常備苦力十三名賞與金
- 一金三十圓也 苦力頭一名賞與金
- 一金八十四圓也 苦力頭社宅料
- 一金二十圓也 苦力頭被服料
- 一金二十四圓也 積卸用器具補充並に修繕料
- 一金二十四圓也 辨償金
- 一金二十四圓也 常備苦力病症手當
- 一金四十圓也 以上
- 積卸用器具購入代

備考

苦力十三名を冬夏を通じ常備し日給金三十二錢を與ふ

苦力は目下日給金三十錢にて備ひ得れども從來請負者に於て銀四十錢(換算平均金三十錢なる)を給し住宅燈火を供給し居りしを以て其家賃及燈光料の代りとして一日金二錢を増す、依て會社より收容家屋に電燈(十六燭

光位)一個を給せば一人金三十錢にて備入る、事を得。

從來請負者の常備苦力十名なりしを十三名にせしは請負者に就き取調べたる最近一箇年間(自二年八月至三年七月)の臨時備入れ苦力は七百八十五人にして平均一日二人強なるを以て、直營になれば苦力使役上經驗に乏しきもの、之れに當るに於ては多少の不經濟は免るべからざる所を思考したるに付き三名を増員すべく計畫したる次第なれども、昨今の如き閑散なる状態なれば常備十名にて充分なるに依り、特に多忙を極むる際(山崩又は奥地特産物等の出盛期天候の關係等にて)に於て以上一日平均三名の範以内にて適宜臨時苦力を備入る、事せば相當經費を節約し得べし、然れども臨時備入れの苦力は第一不安なるのみならず、作業の成績及勞力に堪ゆる程度にも到底常備苦力の比に非ず、二人に對する三人を以てするも及ばざるべく尙又容易に臨時苦力の備入を爲し得る方法として常備苦力を切詰め置きては少しく作業多ければ直ちに臨時苦力の備入れを希望するが如く、常備人夫をして自然怠惰に傾けしむる嫌ひなしとせず、反て種々なる弊害を生ずべければ平素多少の餘裕を有し置きて殆んど絶對的に臨時備入れをなさざる方針を爲し置くを寧ろ良策と認む、但し萬已むを得ざる場合に遭遇せば特に其事情を具申し適當の方法を講ずる事とす。

苦力取締として日本人一名驛員に採用し日給金一圓を與ふ。

苦力取締(苦力頭)を特に日本人にせしは從來請負人の使用し居りし日本人を其儘採用の見込みにて日給も金一圓は稍高きが如きも同人は數年間當驛貨物積卸苦力頭として周圍の事情に精通し相當の土語をも解し居り爲に殆



んき苦力と同様の勞役に従事し極めて重責なる人物なれば萬事都合なるべく、苦力頭の良否は直ちに日常の作業に影響するものにして日本人に支那人は責任感念に於て著しき差違あり支那人にては相當手腕ありて信用し得べき者は容易に得難きを以て是非同人を採用し從來請負人より受け居たると同額の（日給金一圓の定めにて外に毎日純益の一割を給與さる、由なるも、前報告の請負人の收支計算には之れを洩したり）給料を與へ充分活動せしむるの考案なり。

常備苦力十三名に對し年一回（年末）賞與金五圓を與ふ

苦力取締に對し年一回（年末）賞與金三十圓を與ふ

前二項の賞與金は假りに長春驛案に倣ひたるものにして苦力の分は減額又は全廢さる、も無差支苦力取締に對して驛員並の賞與金を得らるれば何れにても可なり

苦力取締の社宅料は安東經理係の支拂はる借家料を標準せしものなり（假りに散宿せしむるものにして計上したるなり）

苦力取締の被服は長春驛案に依り算出したる概算なり。

積卸用器具の補充並に修繕料辨償金、常備苦力病症手當は最近一箇年間に於て現請負者が支出したるものに依り算出したたり。

積卸用器具備付

自大正二年八月一箇年間收支計算書（銀）  
至同三年七月

月別	收入					支出					計	差引
	會社ヨリ受領セシ積卸賃	苦力監督日本人給料	常備苦力給料	臨時苦力給料	使用人借家料及電燈代	辨償金	積卸用器具補充及修繕手當	計	利	益		
二年八月	二六・三三	四・〇〇	三〇・〇〇	三三・〇〇	四・五〇	〇	二〇・〇〇	三〇・〇〇	〇	四〇・〇〇	四・〇〇	二六・〇〇
九月	三〇・〇〇	四・〇〇	三〇・〇〇	三三・〇〇	四・五〇	〇	二〇・〇〇	三〇・〇〇	〇	四〇・〇〇	〇	三〇・〇〇
十月	二五・〇〇	四・〇〇	三〇・〇〇	三三・〇〇	四・五〇	三・九〇	二・五〇	三三・〇〇	〇	四〇・〇〇	〇	三三・〇〇
十一月	三八・二〇	四・〇〇	三〇・〇〇	三三・〇〇	四・五〇	〇	二〇・〇〇	三三・〇〇	〇	四〇・〇〇	〇	三三・〇〇
十二月	三三・六六	四・〇〇	三〇・〇〇	三三・〇〇	四・五〇	〇	二〇・〇〇	三三・〇〇	〇	四〇・〇〇	〇	三三・〇〇
三年一月	二五・六五	四・〇〇	三〇・〇〇	三三・〇〇	四・五〇	一・五五	〇	三〇・〇〇	〇	四〇・〇〇	〇	三〇・〇〇
二月	一六・八八	四・〇〇	三〇・〇〇	三三・〇〇	四・五〇	〇	二〇・〇〇	三三・〇〇	〇	四〇・〇〇	〇	三三・〇〇
三月	三九・八八	四・〇〇	三〇・〇〇	三三・〇〇	四・五〇	〇	二〇・〇〇	三三・〇〇	〇	四〇・〇〇	〇	三三・〇〇
四月	三九・〇〇	四・〇〇	三〇・〇〇	三三・〇〇	四・五〇	一・三〇	〇	三三・〇〇	〇	四〇・〇〇	〇	三三・〇〇
五月	三六・二五	四・〇〇	三〇・〇〇	三三・〇〇	四・五〇	〇	二〇・〇〇	三三・〇〇	〇	四〇・〇〇	〇	三三・〇〇

藁口、擔棒、橋板、「スコップ」、木材取扱器、貨車手押器等の諸器を要す  
此總價格は約金四十圓に見積りたるも一時的の經費なるを以て繼續的經費中に計上せざりし

以上



第六章 直營の可否

二五八

平均一箇月收入	二五八・一三圓
平均一箇月支出	一九八・八二圓
平均一箇月利益	五九・三〇圓

  

計	六月	七月	計	六月	七月	計	六月	七月
三、〇九七・七七	二、〇九六・九六	三、〇九七・七七	一、一〇〇・〇〇	一、一〇〇・〇〇	一、一〇〇・〇〇	一、一〇〇・〇〇	一、一〇〇・〇〇	一、一〇〇・〇〇
五、四六・五〇	四、四六・五〇	五、四六・五〇	一、四九・九〇	一、四九・九〇	一、四九・九〇	三、二七・〇〇	三、二七・〇〇	三、二七・〇〇
一、八二・五	一、八二・五	一、八二・五	五、四六・五〇	五、四六・五〇	五、四六・五〇	一、八二・五	一、八二・五	一、八二・五
空・〇〇	空・〇〇	空・〇〇	二、二八・五	二、二八・五	二、二八・五	二、二八・五	二、二八・五	二、二八・五
七・二五	七・二五	七・二五	一、五七・五	一、五七・五	一、五七・五	一、五七・五	一、五七・五	一、五七・五

(註一〇四)

運戊寅第二四號ノ九に對する回答 (大正三年九月八日 遼驛乙第一八五號)

運戊寅第二四號ノ九を以て貨物積卸し請負方法改善の餘地ありしして御指示に候得共、曩に申請仕候通り比較的  
 低率料金をを以て之を尙低下せしむることは絕對に不能には無之候得共、經營者も幾分餘裕なきに於ては  
 全力を傾注熱心に從事するを缺く嫌も有之候間此邊は程度として餘り切詰めざることに致度候、參考として  
 長春驛計畫に據る積卸し直營は最も利益を被存候、當驛に於ても既に四十五年四月遼驛乙第三〇號を以て申請仕候  
 得共、御都合により承認相成ざりしが若し當時實行せしものすれば昨二年度に於て確に銀一千圓は減少し得しこ  
 こ、存候、乍併利害の相伴ふは免れ難きものにして直營すれば次の害は必ず相生するこゝ、存候間此點は豫め御  
 承知ありて可然儀存候。

中介者なき取扱は貨物事故發生の場合自然荷主と妥協を缺き爲めに少量の荷減又は毀損等に在ても公式手續をな  
 す數増加可致し存候、如斯推測は道理に合致せざるも御否定も可有之哉も難計候得共、物に表裏ある如く毛厘の支  
 出融通出來ざる直營使用人へ緩急接衝を成し得る請負人は此間多大の相違有之處に候、獨り夫而已ならず苦力の  
 過失に際し請負者として荷主に懇談するに多くは悪感を懷かず融和落着致候。

直營苦力にすれば現在の苦力頭に於ける親分兒分の情義は自然薄らぎ從て苦力頭の下に集まり居る苦力も四散す  
 るの虞あり、之を防止し一致の行動をなさしむるには少なくも會社に於て適當なる宿舍を用意し之に收容するの必  
 要生すべき儀存候、元來苦力頭の働きは急難相救ふ的の俠義なければ有名無實を被存候、殊に個人性發達の支那  
 人に在ては恩義なき心服は絕對に不可存候。

追て本達の内御注意に依る驛構内までの持込み及引取運搬も會社が公表せる賃金に準據するが如き御趣意に候得  
 共當驛は未だ市内配達實施致居ざるを以て該當仕らず尤も持込みの際し馬車積卸し若くは引取馬車積等の料金は絕對  
 に貰受けしめず候若し如斯弊あるにすれば積卸し料金を極度まで低減するは大に考慮を要するには非ずや存候。

(註一〇五)

運戊寅第二四號ノ九に對する回答 (大正三年九月十四日 烟第一一六號)

運戊寅第二四號ノ九を以て御申聞けの儀拜誦仕候、當驛貨物積却人夫賃支拂額の一箇年間に於ける平均額を算出  
 し見るに未だ常備苦力を置く迄の域に到らず畢竟常備として積却人夫を置くは却て不利益を被存候、據て從來通り



請負制度とし本月下旬分より左記々載率に引下げ支拂可致候間左様御承認相成度、此段及御報告候也。

追て本社の御主意の存する處は能く了承致居候間今後迎も猶講究し出來得れば直營制度に改め度存意に有之候。

小口扱分積卸共	小洋錢	七	厘
噸扱分發著共	同	七	錢
		以	上

(註一〇六)

積卸作業請負の件 (大正三年九月七日)

無價貨第一三七號

運戊寅第二四號ノ九にて御申越相成候積卸作業に付ては種々考究仕候得共當驛にては現在の請負による方得策ならん存候長春驛長の提案に係る積卸直營は會社取扱貨物直營の本旨に適ふ良案にて各驛持込貨物の檢斤倉庫保管貨物の入庫及出庫倉庫整理に伴ふ積替の場合の如き積卸請負人の苦力を使用致候得共是等に對しては殆ん無料なるを以て請負人に不平はなくも義理上餘儀なくするの傾向は各驛にて見らる可し存候尤も到着貨物數量多き驛にありては其入庫の勢力に對し幾分積卸賃に色合を付けるも大部義務的なるを以て是等に使用する場合命ずる方にて幾分氣兼ね免れざる可く候然るに直營にして驛備人及驛常備苦力を使用せば是等不便は全然除き得らる。を以て此點に於て直營は遙に好都合存候然れども一得一失は到底免る可からず假令苦力取締を設けるも是等の間に主従の關係あらざるを以て其命ずる儘に働かする事は甚だ容易にあらざる可く候之に反し現在の如く請負作業に

せば兩者間主従の關係あるを以て自己の意の儘に働かする事を得べく必要によりては朝早くより夜遅くなるも彼等は何の厭ふ模様見え候、勿論積卸は苦力に一任するに非ず日本驛員之を取締るも雖も其手数を要するも甚だしかる可く候、特に一箇年内使用苦力數大差ある驛にては臨時苦力を雇ひ入る、事非常に困難ならん存候當驛にては四月頃より九月頃迄は苦力數十三人乃至十五六人なるも十一月頃より三月頃迄は五十人乃至七十人を要し候其必要の場合多數の苦力を備ひ得る事容易ならざる可く、假令人數に於て揃ひ得候も積卸の如き經驗あるものは望み得ざる可く又相當の体力ある者を集むる事至難存候故に一箇年中に大差ある當驛の如きは現今の如き方法が望ましく候、長春の提案は簡にして明瞭ならず候得共多數の苦力を使用する場合彼等をして一箇所若くば數箇所に起臥さする必要は可有之從て家屋の貸與費及び公務員傷の場合其缺員の補欠、賃金及び施療費の如きも加算せざる可からざる事存候當驛は當地炭坑苦力賃金關係密接なるを以て取調候に炭坑にては雜役夫、運搬夫の社備人常備苦力及臨時苦力の三種に區別しあり臨時苦力の備入は坑外取締をして當らせ居り、毎日夕方に各課より必要數を坑外取締に通知し坑外取締は之を苦力供給請負人より供給致させ居候、是等臨時苦力は全部日々苦力賃を支拂はれ供給請負人は別に日々供給料として一人に付金一錢五厘を支拂はれ居候、是れ請負人をして把頭口錢を食るを防ぐ爲に御座候、臨時苦力は一日金二十三錢外に獎勵票なるものあり一枚金一錢にて苦力中仕事に熱心なるものに與へ居候、臨時苦力の勞務時間は冬季は午前七時より午後五時迄にして若し午前早くより勞務させる時又は遅く迄仕事させる時は是に獎勵票を與へ賃金を増加せしめ居候、故に當驛にても直營にして臨時苦力を備ふにせば勢ひ周圍



の事情により炭坑に倣はざる可からざるに至る可く候、若し之に倣ふにせば日々勘定其他非常に複雑となり又一方現在の積卸料金以下にて積卸し得るや疑問に候、炭坑各課中其勞務、驛積卸に類似せる用度課にて取調候も全課は積卸の外各課配給運搬は同一苦力を使用し居候爲積卸に一噸幾錢を要し居るやの統計を得る能はず候、然れども是れに當れる社員に問合せたるに現在驛の積卸賃より遙か以上を要し居る様被察候、勿論驛の勞務は炭坑より簡單なれば尙整理の餘地は可有之考へられ候得共一時に多數の苦力を備入るゝの困難に加へ日々勘定をなす事もなれば其複雑は一通りに非ざる可く又積卸賃も大差有之間敷候に付外部苦力需用及勞金の關係上當驛にては現在の如く請負作業とする方得策存候、尙炭坑用度課臨時苦力賃金統計作成添付申上候

右及御報告候也

月次	本 票		賞 票		把頭口錢	合 計	臨時苦力一人に付 支拂費(日本金)
	延人員	賃 金	票枚數	賞 票			
大正二年六月	一〇九四	二五・三〇〇	四七	四・七	一六・四〇〇	二七三・七〇	二四・九
七	六〇	二・〇〇〇	五	五	一・三八〇	三三・四〇	二五・三
八	七〇〇	三三・一〇〇	四〇	四・〇〇	八・五〇〇	一四一・八〇	二二・三
九	一四七	三〇・五〇〇	一	二・八	一九・二五	三六一・三三	二二・〇
一〇	五三〇	一三・八〇〇	八	八・六〇	八・七〇〇	一五・一九〇	二二・九
一一	五三二	一三・一〇〇	一	一〇・八	一〇・八	三三・六〇	三〇・八

大正三年	本 票		賞 票		把頭口錢	合 計	臨時苦力一人に付 支拂費(日本金)
	延人員	賃 金	票枚數	賞 票			
一	一、二九〇	二五・九〇〇	一、四〇九	一四・〇九	二、七〇〇	三三〇・八〇	二五・一〇
二	三、三三〇	七五・五〇〇	二、六三三	二六・三三	四九・三〇〇	八八・三〇	二五・三
三	六、三〇〇	一五〇・一九〇	九〇三	九・〇三	九・七五	一六九・〇五	二五・八八
四	八、五三二	一九六・四〇〇	五七〇	五・七〇	三三・三八〇	二五五・五〇〇	二五・八九
五	一、二五・六	二六七・四〇〇	七三	七・三	一七・七五	二九三・四七〇	二五・一六
六	九、三〇〇	三三八・〇〇〇	六八	六・六	二三・五〇	三四八・六五〇	二五・三〇

(註一〇七)

運戊寅第二四號ノ九答申(大正三年九月七日)

(新驛第三七號)

當驛貨物積卸賃其他に付き現狀左に列記し併せて愚見陳述仕り候

大正元年度貨物積卸請負賃率(小洋銀建)

一車扱一噸に付き	卸積	六八	錢
小口扱百斤に付き	卸積	六一	厘錢
同年度貨物取扱高(一車扱卸小口扱積卸數量を含まず)			
一車扱積込高一萬四千五百八十噸			

右に對する同年度貨物積卸賃支拂高

第六章 直營の可否



第六章 直營の可否

一車扱積卸賃千二百三圓二十九錢也

小口扱積卸賃百六十五圓二錢也

合計千三百六十八圓三十一錢也

大正二年度貨物積卸請負賃率（小洋銀建）

一車扱一噸に付き

積卸 五七 錢錢

小口扱百斤に付き

積卸 五八 厘厘

同年度貨物取扱高（一車扱卸及小口扱積卸量を含まず）

一車扱積込高一萬六千七百四十七噸

右に對する同年度貨物積卸賃支拂高

一車扱積卸賃千百十六圓三錢也

小口扱積卸賃百三十四圓三十錢也

合計千二百五十四圓三十三錢也

以上に對する請請人常備苦力使用數

毎年夏期七人

冬期十二人

外に冬期特に多數積込ある場合は臨時三、五人の人夫を備ひ居れり又請負人は苦力頭ミして右人員外常に

勞働に従事し居れり。

現在の實況右の通りに有之候付ては冬期間當驛の出貨高に對し苦力使用數多きに過ぐるが如き感有之候得共、實は構内線路の狀態上配給を受けたる空貨車の手押入換に多くの時間ミ勞力ミを要する點より十車近くの積込を爲すには少なくとも十二、三名の苦力は是非必要に有之候、又夏期に於ける苦力使用數も出貨高に對し甚だ多き様相見え候得共、何分當驛は該期間の出貨高は日々非常に不平均にして或る數日間は積卸共僅少の爲め二三名の苦力にても充分の事有之、時には七八名の苦力にても列車停車時間内には到底積卸共悉皆取扱ひ得ざるが如き日も有之候様に之れ又不得止七八名の苦力を常備し置くの必要有之候、右は現在請負人に於て爲し來りたる實況を其儘申上たる次第に有之全く請負者が苦力の使用人員に於て格別過當數ミは認め居らざる次第に御座候。

右に付き今般御諮問に對し假りに之れを驛直營ミ爲す精神にて前二箇年の貨物取扱高を標準ミし業務に差闕ざる程度に於て精々切り詰め設計するも左の如き結果ミ相成り候

自四月至九月 六箇月間

日給金三十錢

苦力 五 名

この賃金二百七十四圓五十錢也

自十月至翌年三月 六箇月間

日給金三十錢

苦力 十二 名

第六章 直營の可否



この賃金六百五十五圓二十錢也

日給金四十錢

苦力頭一名

この賃金百四十六圓也

右一箇年間日給額合計金千七十五圓七十錢也

小洋銀一圓四十錢換にて千五百五圓九十八錢なる

以上の如く長春驛豫算よりは日給率を減じ賞與金等は支給せず、其他被服費積卸用具費等は一切計上せず、且つ現在請負人の使役する苦力數よりも夏期に於て二三名を減じ冬期間も臨時人夫傭入費の如きものを計上せずして而かも猶此の如く兩年度間支拂の賃金よりも多額の經費を要する次第に有之候條、當驛は不相變從前の儘請負に付する事致し度就ては賃率の點も過般復命致し候通り現在以上低減せしむるの餘地無之存せられ候、萬一本社に於て可然御考案有之候得ば何分の御内訓相仰ぎ度、答申旁此段及御願候也。

(註一〇八)

運戊寅第二四號ノ九に對する回答(大正三年九月四日  
四驛甲第五二號)

九月一日附運戊寅第二四號ノ九御照會拜誦仕候積卸直營の件に付ては二三年來の問題に有之以來研究致居候へども右直營には作業及利益關係上一得一失有之候も直營には左の二要素を必要と認候。

一、驛の大小を問はず一年を通じ發着貨物の數量に増減甚大ならざるこゝ。

二、直營驛附近に於て隨時苦力を傭入れ得ること。

右二要件を備居候へば直營をなすべきものも存候も而も長春驛長案の如く有利なるものなるやは疑問に候同案に於ては直營の結果二千餘圓の利益を計上致候へども右は前年度の請負に比較してのこゝにて同驛の積卸賃率は殆ど同様の状態にある他驛假令は奉天、開原若くは四平街に比し甚だ高率のものに有之候結果該案の利益を生むも長春驛の請負率を如上の驛の如く低率と致候へば決して該案數字の如く利益あるものも認められず假に當驛に於て同案に依り計算致候事は前回提出の調書に依り十箇月間に金二千二百餘圓の損失を生じ候尤も當驛一箇年の常備苦力五十四人は前報告の事情に依り比較的多數に候へども假に手小荷物運搬夫夜警を除外し尙普通苦力を最も節減し三十五人致候も尙且二百四十九圓の損失にて同案の如く賞與、被服器具等を驛持と致候へば五百圓以上の損失に候右事情に有之候間直營の問題は長春案數字を以て最も適當とすべきものに非ずして同驛從來の請負率は非常に高率なるを示すものにて大に引下ぐる餘裕有之のみならず、其改定に依りて該案よりも利益を生じ得るものも思慮致候尙本案及年末の研究に依り調査致候に長春に於ては該案の示すが如く從來請負の場合苦力一人一箇月の收入洋十八圓二十錢と相成候も奉天に於て曾て調査せし結果は苦力頭が苦力に支拂ふ金額は高低平均洋十三圓當驛に於ては前回報告の通り八圓五錢に有之候(當驛の分は總收入少なり止むを得ざる結果)若し事情奉天と大差なき長春に於て苦力に支拂つた金額同一なりとせば請負業者は昨年度に於て洋四千九百餘圓の利益を得たるなるべく然らざれば各個苦力は他驛に比し約四割以上の增收有之候ものも存候、之等利益は多額に失するこゝ明瞭なれば大に低減の必要有之とすれば長春



案の利益を占める所は必しも絶對的のものに非ずして只單に自驛從來の支出に比較せしものに外ならず候、請負者が直營案よりも割安に請負ふものあれば會社は該制を以て利益を認めらるべく又請負者は必ず其以下にて請負得るものも存候。其理由は貨物積卸苦力は晴雨に係らず一年を通じて勞働に従事し得るを以て一箇月平均洋十三圓内外の收入は他の勞働者に比し有利なる次第に有之候。

事情右の如くに候間直營請負の可否は單に數字の損益を以てのみ論ずること困難にて「請負は直營に比し給與を減ずるも荷主及驛に對し満足に作業し得るや」の問題に歸着すべきものも存候若し直營にして支出少なくて荷主及驛に對し満足なる作業をなすものもせば直營をなすは論を俟たざる次第に候請負直營兩者は其當務者に於て嚴重に監督致候へば作業の効果は同一なるべきものも信候從て直營案に對し會社より支出し得るより低額を以て請負ふものあれば其方反て有利なるものも存候當驛に於ては前述の通り發着貨物の數量に増減甚だしく又臨時に苦力を備入る、こと困難にて旁直營よりも請負の方が有利と認められ作業に於ても荷主及驛に對し不都合の點無之候間前回申上候通り請負制を踏襲致度も存候追て當驛に於ては構内に於て何等の負擔をも荷主に強制すること無之爲念申添置候

(註一〇九)

運戊寅第二四號ノ九の回答 (大正三年九月七日)

開原驛長

當驛次期貨物積卸作業請負の件に關し過日愚見申告致置候處若し改善の餘地ありと認めらる、點有之候は、御用捨無く御照會に預り度、當驛に於ては御來旨に基き此上とも一層研究して遺漏無きを期す可く候、又當驛に於ては

貨物持込又は引取の際會社が公表せる以外の負擔を請負人が荷主に強制するの事實は以前は知らず現今は之を認め不申候。

積卸直營に關しては嘗て貴部員渡邊精吉郎氏より調査を依頼せられたること有之、其他二三氏も意見を聞したること有之、表面上は明に有利に有之候得共或は懸念す可き點も有之、依て當驛に於ては未だ實行の勇氣無之候、併し人夫の取締りに遺漏無くば好結果を上げ得ること疑無之候得共一二驛に於て試験的に實施せしめられ其結果によりて會社の方針を確立せらる、が適當も存候也。

(註一一〇)

貨物積卸直營の件 (大正三年九月七日)

溪貨第五二號

本月一日附運戊寅第二四號ノ九を以て御下命相成候儀に就ては當驛に於ても豫て研究致居候次第にして客月廿六日溪貨第四十八號にて御報告申上候通り最近一箇年間に於て苦力一人一箇月平均十圓三十錢餘の收入にて殊に彩合公司開業以來一般荷主の石炭託送數量を減じ從て彼等の收入は益々減少せらる可く斯る状態に於て地方勞役費に相當する勞銀は收支相償はざるを以て支給し難く要するに當驛の現状は時機尙早も存候條此段御報告申上候也。



## 第七章 長春並公主嶺驛に於ける直營制度

### 第一節 概 説

各驛にありては曾て積卸作業を日傭人夫制度即ち直營制度を採つたことのあるは既に第二章に於て述べた所なるも、當時直營制度を實施したのは小口扱貨物の積卸作業のみに限られ、直營作業ではあつたが、今日謂ふ所の直營とは相當の隔りがあつた、そして所謂純直營制度を實施したのは、大正三年十月一日を同ふして開始した長春並公主嶺兩驛のそれである。

然し直營實施後滿四年一箇月を経過した大正七年十一月長春驛にありては華工の伸縮力に自由を缺いて居るに云ふ點から、又公主嶺驛にありては直營實施後僅か二箇月と二十四日を経過した同年十二月二十四日、長春驛と同じ意味の不便を感じ何れも請負制度に復歸するに至つた。

この兩驛に於ける直營の實際を見るに、常役夫の員數を決定するに當り長春驛にありては、其標準を繁忙期にこり成るべく臨時傭入れを少くする方針を採り、公主嶺驛にありては標準を比較的低位に置き、臨時傭入れに依り調節せんとした、これがため長春驛に於ては夏期間散期に際し華工の利用に苦心し、公主嶺驛にありては臨時の傭入れに當り、大きな悩みを感じたことが請負制度復歸の主因の如くである。

### 第二節 長春驛の直營

#### 第一項 直營の實施

大正三年九月末日の請負契約更新に先立つ八月十七日營業課より各驛に對し請負人又は賃率に變更の必要なきや、賃率を金建とするの可否につき照會をなせることは次章に於て述ぶる所なるも、この照會に對し長春驛にありては八月二十六日長驛乙第六二三號（註一一一）を以て、直營實施案を示す所があつた、この案なるものは總經費一萬三千六百餘圓にて一箇年間の常役人夫賃に充て、請負制度上の缺點を除去し十分の成果を上げる確信を有するもの、如く、之に對して八月二十九日逕戊寅二四ノ八を以て、華工收容所の件は他日に期するとして充分慎重の準備を以て直營實施に向はれ度しと云ふ（註一一二）回答があつた。それで長春驛としては大いに意を強くし、計畫案の具體化に向つて努力を續け愈々成案を得て十月一日から實行の運に至つたのである、そして同じ日附を以て採用された直營華工は百三名であるが、これを細別すれば次の如くなる（註一一三）

職 名	日 給	額	人 員
驛 夫		・七〇	一
苦 力		・六五	一
同 締		・六〇	三



同 苦 同	力	・五〇	・二
		・四〇	・四
		・三五	・九

長春驛の材木積卸作業は泊邦三郎をして請負はしめあり、これは直營作業の圏外に置いて居たのであるが、三年九月末日契約更新期を機会に、夏期閑散期に於て直營華工を有意義に利用する一手段として、四月より九月に至る六箇月間材木作業を會社の華工をしてさしめんとし、從來の契約書の中に「會社自ら之を爲す場合の外」を追加することになつた(註一一四)

(註一一一)

貨物積卸請負契約に關する件(大正三年八月二十六日)  
長春乙第六二三號營業課長宛

右に關し本月十七日附達戊寅第二四號ノ四(註一四四)及二十一日附同號ノ六を以て御照會の件拜承仕り候、由來當驛に於ける貨物積卸請負の制度については、勞銀の不廉其他宿弊の改むべきもの不尠ニ存候へ共現今の制度を其儘に存置之等諸點の改良を企て候は事情甚だ困難の筋も有之候、且つ斯の如き彌縫姑息到底病源を絶つの良策に無之ニ存候間此際斷然請負制度を廢し、直營制度希望に有之候。

由來請負制度に於ては往々會社も苦力ミの間に幾多の所謂苦力頭、小苦力頭乃至は下請負人の介在するの傾向を免れ難く之が爲めに苦力各自の所得は著しく減少し而も會社の支拂ふべき勞銀は幾分の高騰を見るは自然の結果に

有之、殊に當地の如き多年相獨立せる苦力組合を打つて一九ミせる特種の歴史ある地に於ては其情弊は一層甚だしきものある様被存候。上述の歴史を有する各苦力組合は現今に於ても猶各其家屋を異にし、各別に苦力頭を頂き獨立の生計を營み居り候ため彼等の生計費は勢ひ不廉ニなり從て勞銀の値下げは頗る困難なるの事情に有之候之に關しては小職に於ても彼等一同に共同生活をなさしむべく盡力致し彼等も亦之を熱望致候へも適當の家屋なき爲め其儘ニ居申候。

次に在任苦力の總數が殆んど一定し居候當地の如きに於ては作業の繁閑に伴ひ、其員數を増減する事甚だ難く夏期に於て不必要なる員數を解備せば冬期に於て熟達優良なる補充を得る事難く、止を得ず夏期は多くの遊食の徒を包容するの有様に有之候、而も昨今に於ては繁忙の期に於てすら猶勞作に適せざる者にして苦力頭に於ても情實上誠首し難き寄生の徒常に數十を算し、之がために被る苦力の損害は莫大の額に達すべく、而も此損害の幾分が勞銀に轉嫁さる、は當然の事理に有之候。

從來直營制度の缺點として一般に指摘さる、處は作業の繁閑に從て苦力の員數を増減する事の困難なるミ、監督の方法の困難なるミに在るが如く考へられ候へ共、員數増減の困難は前述の如く請負制度に於ても亦同一に有之、又監督の方法に就ては從來苦力ミ恰も主従の關係にある苦力頭五名を驛員として之を直接監督の任に當らしめ、外に驛長貨物主任に於て相當の監視を怠る事なくば、敢て困難なる事なかるべくニ存候。

以上の諸點に鑑み小職は此際斷然直營制度を採用し、上述の宿弊を改め苦力各自の所得を増加し其生活を向上せ



しむるに同時に會社の費用を節約致度、若し會社に於て彼等のため特に宿舍を設備さるゝに於ては更に一層の好成績を收め得る事確信致候、但當驛の特産物たる木材の積卸については特別の技能を要し候のみならず、目下直ちに之を直營に致し難き事情も有之候間先づ普通貨物積卸に就て直營を試み漸を追て之を木材にも及ぼし度き所存に有之候。

右何分の御證議相煩度別紙豫算書相添へ得貴意候也。

貨物積卸を直營にする場合の支出豫算

作業箇所別	所要苦力數	一人日給額	一年間の延人員	一箇年間に支給すべき給額
小口發送	二〇	三五		一、五五五・〇〇
小口到着及倉庫	三〇	三五		三、八三三・五〇
一車扱	三〇	三五		三、八三三・五〇
東清連絡ホム	一〇	三五		一、二七七・五〇
夜番其他雜用	七	三五		八九四・二五
取締	五	七〇		一、二七七・五〇
合計	一〇二	三五	三五、四〇五	一三、六六九・二五

以上の内歸省其他の休業が總延人員の百分の一に其給料、

$$35 \times 354 = ¥123,90$$

はこれを控除し實際給料支拂額は金一萬三千五百四十五圓三十五錢となる。

外に繁忙期に於て苦力取締一名に對し金十圓其他の者に金五圓の平均を以て賞與金を支給するにせば、

取締五名の分 五〇圓  
 其他九七名の分 四八五圓  
 合計 五三五圓

こなるが故に一年の總支出額は一萬四千八十圓三十五錢にして之を大正二年度に於ける支拂總額（木材を除く）小洋銀二萬一千二百三十二圓五十九錢此換算金一萬六千九百八十六圓（一圓二十五錢の割）に比する時は金二千九百五圓六十五錢の利益となる勘定なり。

以上は人員給與共に充分の餘裕を見て打算致したるものに有之苦力頭其他なる者の意見も徴し其異議なきを確かめ置候、從て實際に之を施行するに當り相當の改良節約を怠る事なくは裕に之以上の利益を擧げ得べき見込に候唯苦力收容所は此際是非會社に於て設備され度之に要する費用は約四千圓位に存せられ候、猶賃金の支拂は上述の如く凡て金にて致す方宜敷に存候。

（註一二）

積卸直營に關する回答（大正三年八月二十九日）  
 運戔寅第二四號ノ八長春驛長宛



貨物積卸直營の件に付八月二十六日、長驛乙第六二三號御申出の趣了承、苦力收容所建設の儀は事業緊縮の折柄に付姑く他日に期するの他無之候に付他に方法を求むるに於て大なる支障相生せず候は、御計畫の直營に十分慎重の準備を以て御實行有之度右申進候也。

(註一一三)

直營作業人夫採用の件(大正三年十月一日) (長驛甲第一三二號運輸部長宛)

豫て得貴意候當驛貨物積卸の苦力直營の件本日より實施致左記の人員を左記給額に依り本日附採用致候間此段及報告候也。

追て給額は最初申請致候分多少相違有之候へも右は止を得ざる事情有之多少の按配を致候結果に有之全體として會社の支出額には一箇年金一百八十二圓五十錢の超過を見たる次第に有之候へ共、從來停滯貨車監視料として苦力請負人に對し積卸賃年額小洋錢約百四十四圓を支給致居候處今後之が支給を廢止致候結果、大體に於て少額の超過に被存候條右御承認願上候。

人名

苦力取締りして驛夫に採用するもの	日給金七〇錢	李	萬	福
苦力取締りする者(社服支給に及ばず)				

苦力取締	日給金六五錢	吳	賈	玉
同	日給金六〇錢	李	廣	發
同	日給金五〇錢	吳	式	平
同	日給金五〇錢	邱	芳	元
同	日給金六〇錢	魏	有	常
同	日給金六〇錢	張	鳳	山

苦力に採用するもの(人名を略す)

日給金四十錢を支給する者張聚林外三名  
日給金三十五錢を支給する者秦秀山外九十一名

(註一一四)

材木積卸作業の件(大正三年九月二十五日) (長驛貨第四七一號)

當驛一車扱木材の積卸及之に關聯する作業の請負人泊邦三郎との契約は本月三十日限り満了の處、今回左記諸項を考慮し現契約に多少の改正を加へ來る十月一日より別紙契約書に基き現請負人泊邦三郎に其作業請負をなさしめ度存候に付、御詮議の上御許可被下度此段申請候也。

(一) 來る十月一月より一車扱材木以外の貨物積卸直營に相成候に就ては夏期閑散期に於て其使用苦力に木材の積卸作業を慣熟せしむるに共に一箇年間に於ける其勞働功程を大ならしむる目的を以て、四月一日より九月三十日



迄の半期間吉長南滿連絡ホーム及小口線に於ける材木の積卸は會社苦力をして爲さしめ度依て契約書の前書「木材積卸及之に關聯する作業」の次に、「會社自ら之を爲す場合の外」を追加致置候。

(二) 會社の積卸債支出の輕減を計る目的を以て請負人の意嚮をも斟酌し現契約書第七條の積卸賃率每一噸積金十四錢を金十三錢に卸金十二錢を金十錢に低減致置候。

(三) 從來請負人は荷主の依頼に依り木材置場貸付地より積込場迄特別の荷繰をなしたる場合相互間にて荷繰料を授受し居たるも十月一日より小職又は其代理者の監督の下に荷繰作業及荷繰料の授受をなさしむるため第八條を追加し以下順次繰下げ置候。

以上

契約書

南滿洲鐵道株式會社長春驛長に於て、職務上爲すべき一車扱木材の積卸及之に關聯する作業は、會社自ら之を爲す場合の外請負人に於て左記條項に従ひ完全に之を遂行すべし。若し違背したる時は之に因り生じたる一切の損害を保證人連帶を以て會社に對し賠償すべし。

第一條 契約の期間は、大正三年十月一日より翌年九月三十日迄す但し會社の都合に依り何時にても契約を解除するを妨げず。

第二條 總て作業に關する一切の事項に就ては驛長又は其代理人の訓令を誠實に遵奉して違反する事なし。

第三條 作業に従事する人夫は常に一定の徽章を帶ぶべし。

第四條 積卸には總て會社所有のクレーンコロモチープを使用し之に附屬する器具の外は請負人の自辨す。

第五條 請負人は自己又は其使役人夫の行爲に依り生じたる一切の損害に付會社に對し賠償の責に任す。

第六條 賃金は當分の間左の通りなし一個の重量又は人夫若くは勞力の過多等に依る特例を設けず。

每一噸 積 小洋五 錢

同 卸 同 四 錢

夜番每一人 同 四十 錢

第七條 前條クレーン機不良又は故障に依るクレーンコロモチープを使用せず積卸をなしたる時は、料金は左の通りす。

每一噸 積 小洋十三 錢

同 卸 同 十 錢

第八條 請負人に於て荷主の依頼に依り木材置場貸付地より驛構内へ材木持込のため特別の荷繰料を荷主に對し請求する時は豫め其作業の性質荷繰料金を驛長又は其代理者に届出其許可を受くべし。

第九條 賃金は作業の實量に依り一句計算を以て支拂ふものす。

第十條 請負人は驛長の適當に認むる保證人を立つるを要す。

第十一條 前各條の外請負人は會社の諸規定を尊重し總て驛長及其代理者の指揮に従ふべきものす。



大正三年九月三十日

長春新市街第二區六號地

右請負人

泊 邦 三 郎

長春新市街東十四區二十四號地

右保證人

山 下 直 七

長春驛長殿

## 第二項 賃 銀 制 度

常備華工の作業意識をして自發的ならしむる爲には賃銀制度の合理化に俟つ所が大である、この點については長春驛が最初實行せる單式時間給は、勞働意識をして消極化せしむる缺點がある云ふ所から、鐵道部としては最初から賃銀制度の改正の必要を認めて居た如くなるも、現行直進につき熱心なる驛側の努力に對しては、積極的に改正の主張をなさなかつたのである。直營當初賃銀制度に付き長春驛の意嚮の概要は次の如きものであつた。

次に記す處は大正四年一月十六日長春驛長が、西村營業課長に宛てたる回答書の全文である。

直營制度苦力日給支給方に關し御下問の趣拜承仕候然る處、右給料支給方法に關しては該制度施行の當初小職に於ても充分研究考慮を重ねたる處に有之、一定のミニマム、チャージを定め置き夫れ以上はピースウオークウェージ制度を採用致さんかこも存候得共、種々複雑なる事情有之加ふるに當驛の苦力は數年前より使用致居候ものにて單に一

定の賃金に對し勞力を賣る云ふ關係以外に情誼的の姻縁も有之候間、時間拂賃金制度にては充分其効果を收め得る事ミ信じたる次第に有之候、而て其後該制度實施以來種々の困難にも遭遇致候得共幸にして現今迄は別に制度の上にては不可なる理由を發見仕らず兎に角十一月は約金七百五十圓、十二月は約金千三百圓の苦力賃節約を見、又苦力作業の上にては昨年請負制度の時に於て彼等の最高の作業力が一日一人十四噸七分なりしもの本年に於ては二十二噸餘の「レコード」を示し、現に十二月の如き過日報告致置候通り一日一人平均作業力十五噸五分に有之昨年の成績に比し何れの方面に於ても之を劣れるものミは認め難く小職共に於ても實は内心大に本制度の成功の端緒を見たる事ミ喜び居候次第に有之候、惟ふに昨今貨車の配給兎角意の如くならずして荷主各位の満足を買ふに足らず爲に荷主中には貨車配給不足の原因を種々に揣摩致し之を苦力の賃金支拂方法に歸因して説をなすもの有之候様に見受られ候得共、事實は以上數字の示す通りに有之候間目下の處、制度變更の必要は毫も無之事ミ被存候

右取敢ず貴酬迄早々如斯御座候

ミ深い自信を持つて居た、そしてこれだけの實績を擧げる爲には驛員の監督指導上の努力が如何に大であつたかは想像に難くない、然し如何に信用を置ける華工であつても、直營實施後滿一箇年に近附かんミする頃から、追々彼等の本性を表はし賃銀制度改正の必要に迫られて來たのである、改正制度に關しては大正四年十月三十一日長貨第一八五號（註一一五）に理由を説明してあるが要點は從來の單式時間給を賞與附タスク制度を應用し基本勞銀を金三十錢ミ定め、これに對して義務勞働量を八噸ミなしては居るが、八噸に達しないものにも金三十錢は時間拂勞銀ミ同じ意味に於て支給



し、八噸を超へた場合には一噸を増す毎に金二錢六厘を追給するに云ふにある、この改正案に對しては十一月三日運成卯第三四號ノ六六に依り本部の承認する所となり、貨物積卸賃金計算規則を設け（註一一六）大正四年十一月十日より本制度の實行を見るに至つた。

長春驛が直營實施の大正三年十月頃の銀相場は銀百元に對し金八十八圓程度であつて、當時は日給金三十五錢を支給されて居た九十餘名の華工は日給を自國貨幣に兩替すれば四十錢以上となり、一般華工としての標準賃銀を取得して居たのであつたが、十一月は銀對金の平均相場は更に下落し七十九圓となり小洋相場は金一圓につき一元四十錢乃至一元五十五錢、即ち日給金三十五錢の積卸常備華工は小洋日收五十錢以上となつた事さへもあつた（註一一七）然るに大正五年五六月頃から銀相場は漸次昂騰し十二月に至つては更に甚だしく、小洋錢動定に於ては却つて減少するに至り優良華工の逃亡するものが少くなく、結局次の如き對策を設け本部の諒解を得四年十二月一日から實施する事になつた（註一一八）

- 一、人夫賃支給に際し小洋錢一元二十錢に對し金一圓を標準とし金圓下落する時は其差額だけを補給すること。
  - 二、小洋錢相場は日々の長春に於ける現物相場を毎十五日間平均し決定すること。
  - 三、この方法は臨時の處置として採用し、作業の繁閑に金銀比價の變動を參酌し適當なる時期に於て廢止すること。
- 其後大正六年十月一日以降直營の範圍を擴張し、且賃銀制度の一部を改正し、從來基本勞銀を三十錢とし、能率の標準點を八噸をなし、八噸を超へたる者に對しては金二錢六厘の割増をなして來たが、この改正に依れば八噸を超へたる

者に對しては、最初の一噸から計算し一噸當り金四錢とする事になつた（註一一九）其他材木に對しても、特殊の賃率を設け、一面華工制度にも改革を加へ、從來普通貨物の方面を擔當せる華工頭は四名であつたが、之を廢し大華工頭制にした、尙直營の範圍を社用品の積卸に迄擴張し、且荷練賃の支拂に關する規程をも追加するに至つた（註一二〇）

（註一一五）

直營積卸苦力賃金支拂方法改正の件（大正四年十月三十一日 長驛貨第一八五號）

謹啓 昨年十月御許可を得て富驛貨物積卸作業を直營に致候、以來既に一年を経過致候處、幸に請負制度時代に比し多少の好成績を擧ぐるを得たるは、一に御指導其宜しきを得たるに基因する事と感佩罷り在候。然る處從來の苦力賃金支拂制度は全々日給制度に有之、作業の多寡に關らず一人一日金三十五錢を支給を定め候爲、苦力中には時々怠隨心を起し徒に時間の経過のみを圖る者を生じ、監督上多大の手續を要する缺點有之候に付、今回之を改め別紙案の如き制度を立て一定の最低支給額を定め、作業が一定の量を越ゆる時は相當の割増賃金を支給する事とし、以て彼等の勞働心を刺戟し貨物積卸作業上遺憾なきを期し度き所存に有之候。

尤も新制度に依る時は、別表之を示す如く毎年度も同量の貨物發著するものとし、且つ平均一人一日の最高作業量を十五噸とし、之以上は更に臨時苦力を備入るゝの必要ありませば、現在の制度に比し會社の支拂金額は金五百五十九圓六十一錢を増加する事となり可申、假に一人一日の最高作業量を十八噸とするも、猶金六十七圓二錢の増加を見る次第に有之、單に會社の經費節約の方面のみより之を見れば、新制度は現制度に比し寧ろ劣るが如く



に有之候へ共、昨年度に於て特に多量貨物の落着を見たるは、一に歐洲戰亂の結果にして、今後引續き之と同量の貨物の出廻あるや否やは頗る疑問たるべき所被存、出物少なければ會社の支拂ふべき金額は現制度に比し却つて其節約を見得べき道理に有之候、且從來の經驗に徴するに昨年度日給制度の時に際しても、彼等の作業量は一日一人平均二十噸を超へたる事も屢々有之、從て新制度に依る時は一人一日最高作業量十八噸の成績を見るはさまで困難の事に非ざるに存候、加之一方新制度に依る時は苦力の作業力從來に比し増大する事となり、從て輸送期に於て貨車逼迫の時期に於ける貨車の停滯時間を節約し得る事となり、又新制度に依る時は夏季閑散にて常備苦力に餘裕ある時は其一部を割きて會社内他個所の作業に安價なる賃金にて勞働せしむるも、現制度の方に融通する如き夏季閑散の時期に於ける苦力の所得が、冬期繁劇なる時期よりも却て増加する様なる不合理の懼れなき故、出來得る限り他個所の需要に應じ得べきに依り、各箇所に於ける苦力備入經費を節約し得べく候、其他現制度と新制度と比較する時は其苦力監督の難易同日の談に非ざるべきを以て、從來此點に注げる従事員の力は之を他の有力なる方面に集中するを得べく之より生ずる利益又僅少ならざる事被存候。

右事情御監察の上賃金支給方法改正の儀御許可相成度此段御及申請候也。

## 長春驛貨物積卸賃金支拂制度改正案

(一) 一車扱積一噸(實斤量一五二斤)を以て噸數計算の標準とす。

理由 貨物積卸作業は其種類に従ひ難易の差あるを以て、其作業の種類如何を問はず凡て積卸の實噸數に依り苦

力の勞働量を算定し賃金を支給するは不公平なるを以て、最も取扱數量の多き一車扱積込の場合を標準とし、其他の作業は之に應じ相當差を設け以て賃金支拂の基礎たるべき作業噸數を算出せんとの意なり。

(二) 一車扱卸一噸は標準噸〇・七噸とし計算す。

理由 從來當驛に於ける經驗に依れば、苦力十五名にて一車の積込に要する時間平均三十分前後にして、略同一事情の下に於ける取卸は二十分前後なり、又貨物積卸請負制度時代に於ける請負賃金は積は一噸小洋八錢にして卸は六錢五厘なり故に積込と取卸の比は時間に於ては、一三〇・六六の比となり、賃金に於ては一三〇・八一二の比となるを以て、之を折衷して一三〇・七の比に定めたるなり。

(三) 小口扱積卸一噸は標準噸一・二噸とし計算す

理由 小口扱積卸に要する平均時間は、締切の場合に於て十五人の苦力にて平均四十分位を要し、一車扱積の三分十分なるに比し一・三三の比となり、又請負制度時代の請負賃率一車扱積一噸小洋八錢(即ち百斤五厘二九の割)に對し小口扱の積百斤小洋七厘卸百斤小洋六厘五毛にして、平均六厘七五なるを以て其比は一三一・二七なり、乍然新制度の方にありては請負時代の如く小口扱積及び卸を各別に計算すれば其繁に堪へず、且小口扱貨物は時として零碎のものありて、其取卸に相當手数を要するものあるを以て、小口扱は積卸の別なく一括して之を計算せる事とせしのみならず、小口扱貨物積卸場所は一車扱のそれに比し設備完全し苦力疲勞の程度割合に少きを以て、之等を斟酌し一車扱の積一噸を一三〇・七の比に對し小口扱は積卸に論なく、一噸を一・二噸とし計算する



事にせり。

- (四) 動物積卸は小口扱しし會社所定の換算法に依り斤に換算す。
- (五) 賃金支拂の基礎たるべき噸數は前四項の定むる所に依り實噸數を標準噸數に換算したるもの(以下之を計算噸數と稱す)に依る。

(六) 苦力一人平均一日の最低責任勞働量を計算噸數八噸とす。

理由 當驛常備苦力中實際積卸の勞に當るもの現在九十名なるが從來の經驗上、夏期最も閑散なる時に於て普通勤勉なる苦力の一人當りの勞働量は略七噸餘なるを以て之を標準とし、義務勞働量を八噸と定めたり。

(七) 苦力一人一日の最低賃金を金三十錢とす。

理由 之は苦力生活の最低限度に相當すべき金額即ち當地の如きにありては先づ金二十五錢位に定め之以上の金を得んせば、更に勤勉するを要する事し以て彼等の勞働心を刺戟せんしたるも一方彼等現在の日給が金三十五錢なるを以て、假令一方に割増の制度あるにもせよ夏期閑散の際彼等の生活の安全を保證すべき最低賃金を急に金二十五錢に引下ぐる事は事理を解せざる彼等に多大の不安不平を與ふるの虞あるを以て、最低賃金を三十錢と定め同時に責任勞働量前述の七噸餘より稍高くし之を八噸とせり。

(八) 苦力一人平均一日の勞働量が、計算噸數八噸を超へたる時は計算噸數一噸を増す毎に金二錢六厘を支給す、但し噸未滿の端數は之を切捨つ、又苦力に支給の厘位は之を切捨つ。

理由 從來の經驗上一箇年平均の勞働量が先づ十噸強と測定さる、を以て、平等にありて略從來の日給制度時代の所得と等しからしむる爲、責任噸數以上の割増金を金二錢六厘と査定せり。

(九) 苦力の賃金は當驛所屬苦力全體につきて毎日之を計算し其支給すべき總額を定め、之を苦力頭及苦力に分配す。但し苦力頭には苦力所得の一人八分の賃金を支給す。

理由 直營制度の本旨よりするも、果た苦力勞働心を刺戟するの點より見るも、賃金は個人各個に計算するを上乗せするも、斯くては其計算頗る繁雜となり、到底一二従事員の能くする所に非ず。因て苦力全體につきて一日の總勞働量を見て賃金の總額を決定し、之を彼等間に平等に分配する事とせり、此點は猶將來充分研究の餘地ある問題なれども、現今にありては右の外他に良策なきものも考へらる、猶苦力頭の所得を八割増とせしは現在制度と其均衡を得せしめん爲なり。

(一〇) 發著貨物多大にして常備苦力にて間に合はざる時は、營業課長の認可を得て、一日一人金三十五錢以下の日給にて臨時苦力を傭入するものとす。

理由 臨時傭入の苦力は作業力常備苦力に比し少きものなるを以て、若し常備苦力と等しき賃金支給制度に依るものもせば、常備苦力と作業力に差違あるも、其所得は同一となり、從て優秀なる常備苦力の所得を幾分減せしむる事なるのみならず、又一方計算上甚だしき手数を要するを以て、臨時傭入の苦力に對しては日給制を取る事として日給額は現行常備苦力の日給金三十五錢以下と定めたり。



直營苦力賃支拂方改正に付長春驛長へ回答（大正四年十一月三日）  
（運戌卯第三四號ノ六六）

十月三十一日附長驛貨第一八五號を以て御申出相成候直營苦力賃支拂方改正の件御申出の通り計算支拂方承認可  
致候間實施期日は貴方に於て決定御報告相成度、右申進候也。

苦力賃支拂方改正期日の件（大正四年十一月七日）  
（長驛貨第一八五號ノ六）

十月三十一日附長驛貨第一八五號を以て申請致候當驛直營積卸苦力賃支拂方改正の件十一月三日附運戌卯第三四  
號ノ六六にて御承認を得候に付ては、實施期日は本月十日より相定め候間此段及御報告候也。

（註一一六）

貨物積卸賃金計算規則（大正四年十一月十日）  
（實 施）

第一條 一車扱積一噸（實斤量一五二斤）を以て噸數計算の標準とす。

第二條 一車扱卸一噸は標準噸〇・七噸として計算す。

第三條 小口扱積卸一噸は標準噸一・二噸として計算す。

第四條 動物積卸は小口扱とし會社所定の換算法に依り斤に換算す。

第五條 賃金支拂の基礎たるべき噸數は前四條の定むる所に依り實噸數を標準噸數に換算したるもの（以下之を計  
算噸數と稱す）に依る。

第六條 苦力一人平均一日の最低責任勞働量を計算噸數八噸とす。

第七條 苦力一人一日の最低賃金を金三十錢とす。

第八條 苦力一人平均一日の勞働量が計算噸數八噸を超へたる時は計算噸數一噸を増す毎に金二錢六厘を支給す但  
し噸未滿の噸數は之を切捨つ、又苦力に支給の厘位は之を切捨つ。

第九條 苦力賃金は毎日之を計算し其支給すべき總額を定め之を苦力頭及苦力に分配す。但し苦力頭には苦力所得  
一人八分分の賃金を支給す。

第十條 發着貨物多大にして常備苦力にて間に合はざる時は營業課長の認可を経て一日一人金三十五錢以下の日給  
にて臨時苦力を備入するものとす。

貨物積卸賃金計算規則追加

第一條 吉長代辦貨物（驛貨物積卸場吉長頭道溝驛間の運搬）の一噸は二噸として計算す。

第二條 社用品の積卸は營業貨物に準じ計算す。

第三條 貨物積卸倉庫に寄託倉庫間の貨物荷繰一噸は二噸に計算す。

第四條 貨物寄託倉庫への入出庫（庫内普通預及庫内發送預）は小口扱の率に依り計算す。但し第三條に競合する  
場合は第三條に依る。

第五條 覆布、綱の積卸、運搬、整理の作業に従事する苦力に對しては日給金三十五錢を支給す。

第六條 馬車卸兼門衛並に夜番の勤務に従事する苦力に對しては日給金三十錢を支給す。



(追加六ヶ條は大正四年十一月十五日長國貨第一八五號ノ八を以て申請し、十一月二十二日運戔卯第三四號ノ七三を以て承認されたるものなり)

(註一一七)

貨物積卸作業に關する報告の件 (大正三年十一月五日) (長國貨第一一九號)

當驛發著一車扱木材以外の貨物積卸作業直營實施後僅かに月餘にして、未だ充分に請負直營の兩制度の利害得失を比較致す事は困難なる處に候へ共、一箇月間の経過に徴する時は、直營制度も積卸人夫の監督如何によりては、確かに會社の積卸費用、荷主に對する關係及人夫の收得する勞働賃金の諸方面より觀て誠に有望なりと斷定を下すも早計に非ざる様被存候へ共其監督に至りては至難中の至難に御座候。直營制度の初期に於て最も懸念致されし點は概して義務觀念の乏しき人夫に單純なる時間拂(日給)の方法にて賃金を支給する事に依り、彼等に充分なる活潑的動作を豫期し得らる、や否や、貨物の取扱の粗暴に流る、嫌なきや否やに有之候へ共、本日迄の處幸にして其活動振は請負制度時代に勝り候も劣る事なく、且種々の附帶作業をも命ずる儘に爲し、又貨物の取扱も係員の監督苦力取締の活動相俟て宜しきを得何れも杞憂たるに過ぎず候。

次に各車共其積卸に際しては苦力取締充分に監視し居る上に係員も常に巡視監督致居候へば、貨物積卸も其監督の周到たるを得て、今後益々經驗を積むに至り候へば貨物積卸直營制度も充分に好結果を擧げ得らる、事と存候。今年十月分の貨物取扱數量を昨年度の請負制度の儘にて其苦力賃を計算する時は小洋銀一千五百三十三圓となり

昨年十月當地に於ける小洋銀の最低相場金一圓につき一圓二十二錢の割合にて金に換算致し候へば金一千二百五十六圓五十六錢と相成り、本年十月常備人夫に對する給額一千七百七十六圓四十五錢に比較し、金八十圓十一錢の過剩を見る事に相成候へ共、今年は歐州大戰亂及其餘波たる東南兩洋に於ける日獨戰爭の影響を受けて、財界の恐慌となり、農産物の下落、露貨及銀の大暴落を見小洋銀の如きは金一圓につき一圓四十錢乃至一圓五十錢となりしため今年の金建は之を小洋建の換算する時は、昨年より頗る多額と相成り曩に人夫一人に付小洋銀四十錢乃至四十五錢の日給見當にて定めし金三十五錢の日給は、小洋銀五十錢乃至五十五錢と相成り申候、從て昨年十月支拂の前記小洋銀の苦力賃は本年十月小洋銀相場にて金に換算する時は、頗る低廉になり來り今一圓四十五錢の相場にて金に換算するも、金一千五十七圓二十五錢と相成り、本年十月分の人夫に對する給額に比較し候へば、金百十九圓二十錢の缺損を見る次第に有之候へ共、人夫の作業餘力は尙充分に有之候に付積卸賃支出の方面より見ても懸念少なき様被存候。

(註一一八)

直營苦力の勞銀に關する件 (大正五年十二月十六日) (長國貨第一四八號)

當驛本年度下半年に入りて發著物の數量は實に異常の激増に有之、寔に御同慶至極に御座候、而して貨物積卸作業に従事する常備人夫も亦略豫期の能率を發揮し、昨年十一月より本年十月迄滿一箇年間の平均每一噸の單價金三錢六厘一毛に當り先月の如き一噸當り、金三錢四厘弱の低廉なる勞働を購ひ得たる如きは、微かに好成績と心中存候、然る所最近に於ける如く多量の貨物發著し、殊に東清、南滿連絡南行貨物の如き未曾有に有之、然して之等貨物



は總て一定の極めて短時間内に積卸を了せざるべからざるに當り、人夫數を節し各人の能率を間斷なく發揮せしめ且毎噸の單價を廉ならしめ各一人の所得を多からしむるを目的とする現制度を未だ完全ならざる事を経験し得候。蓋し積卸時間を節する爲には假令一日の勞働量より見れば過多に失する程の人數を使用せざるべからず、過多の人數を使用せば從て各一人の所得を減じ、優良なる人夫の逃亡を來たし、且つ却て每一噸の單價は高くなる結果を齎し候、昨今は實に人數と時間の節約を如何に調和するかに付苦心仕り居り候、然るに八月頃より日に高騰に向ひたる小洋錢は十二月に入りて益々甚だしく、彼等の所得は金計算に於て増加するも、小洋錢勦定に於ては却つて減少する事と相成り、既に優良なる人夫の逃亡する者を生じ、或は勞銀少きたため一般苦力の勞働能率を減殺し作業の澁滯を來す事不尠之儘に看過し難く候に付、不致左記の方法にて、

- (一) 人夫賃支給に際し小洋錢一圓二十錢に對し金一圓を標準とし金圓下落する時は其差額だけを補給する事。
- (二) 小洋錢相場は日々の當地現物公定相場を毎十五日間平均し決定する事。  
從來當驛にて人夫賃は一日より十五日迄十五日分を二十日に支給し、十六日より月末迄の分を翌月五日に支給する事と致し居候。
- (三) 右方法は十二月一日より實行し來る二十日の支拂より施行する事。
- (四) 右の方法は臨時の處致しして採用し作業の繁閑と金銀比較の變動を參酌し、最も早き適當なる時期に於て斷然撤廢する事。

當驛積卸作業の進捗を維持致し度候間御證議の上御許可相成度候。

尙右は積卸作業に従事する人夫にのみ適用し當分の内役夫雜役夫其他の支那備人に適用せざる事とし、暫く其成行を見る事と致し候へ共、現在の如き小洋錢の高騰繼續するに於ては近く何等かの方法にて前記支那備人の給料をも増給せざるべからざるやも不計と被存候。

追て右は全部當地方事務所主任、保線係主任、車輛係主任及興業課販賣係主任と充分打合せたる結果に御座候。  
貨物積卸苦力勞銀値上げ承認の件 (大正五年十二月二十日 運茂辰第六二三號ノ八一)

本月十六日附長驛貨第一四八號貴驛貨物積卸直營苦力勞銀に關する件は御申出の通り補給方承認致候也。

(註一一九)

一部請負苦力を直營とし並同賃金改正の件 (大正六年九月十九日 長驛貨第二六〇號)

當驛貨物積卸作業中其の東清連絡積替、木材積卸及新一車扱線の作業は之を請負苦力に委し、一般到着貨物及小口發送貨物及范家屯扱東清連絡積込作業は、驛直營苦力をして之を行はしめ居るも、十月一日以降新一車扱線作業を全部直營苦力をして之を行はしめ、其賃率を左の如く改正致度  
但し新一車扱線は貨物ホームとの距離遠く同一苦力作業上の不便あるに付、直營の統一を缺き且苦力宿舍の餘席も無く請負として残し置き度候。

左記



- (一) 従來の直營苦力に支拂ふ普通貨物の積卸一人當り最低計算噸數八噸迄一人に付金三十錢、八噸以上二噸に付金二錢六厘を増すを變更して、
- 最低作業計算噸數八噸迄一人に付賃金三十錢、八噸を越ゆる時は最初の一噸より計算し一噸に付金四錢ミテ、例へば八噸迄は三十錢なるも、九噸に達せば三十六錢十噸に達せば四十錢ミなるが如し。
- 計算噸數の計算は従來の通りミし噸の端數は四捨五人するものミテ。
- (二) 木材は従來請負人に支拂ひたる積一噸金十三錢卸一噸十錢を廢し、
- 最低計算噸數三噸迄は一人に付賃金三十錢、三噸を越ゆる時は最初の一噸より計算し一噸に付金九錢ミテ、例へば三噸迄は一人に付三十錢なるも、四噸に達すれば三十六錢五噸に上らば四十五錢なるが如し。
- 木材の計算噸數は積を一、卸を〇・八、荷繰は一・五ミテ。
- (三) 直營苦力數は普通物積卸作業人夫百六十名。

内 譯

- 小口發送及到著ホーム 八〇名
- 東清連絡ホーム 七〇名
- 豫 備 一〇名
- 木材積卸作業人夫百名。

内 譯

- 東清連絡木材線 八〇名
- 吉長著木材線 二〇名
- (四) 普通貨物に於ける従來の苦力頭四名を廢し、全體(木材線共)大苦力頭一名を置き其下に普通貨物作業に、小苦力頭五名、木材積卸に小苦力頭三名を置く、大苦力頭の給料は苦力一人收得の三倍、小苦力頭は苦力一人收得の一倍八分ミテ。
- (五) 従來の驛夫名義の大苦力頭李萬福を、既に辭職したる當驛現業助手趙維藩の後任ミナす事。
- (六) 木材積卸請負人、泊邦三郎の使用人吉富金助を驛夫に特別採用の上、木材積卸し一切を監督せしむる事(此件は別に申請可致候)
- (七) 木材積卸作業苦力は東清連絡木材線附近に存在せる従來彼等の宿泊せる宿舍を苦力をして家主より賃借せしめ收容し置く事。

改正の理由

- (一) 東清連絡貨物積卸賃金を一車(東清二車)に付卸し金一圓、積金一圓五十錢ミテ請負者に請負はしめたるは、東清貨車の荷卸を時間に依り急速の作業をなさしむるため、特殊の制度を設けたるものにて、現在に於ては到著車減少し、時間卸をなさしむる程の必要なく(現在東清著車普通貨物一日約五十露貨車)而して木材の積卸



は從來特殊の作業として、請負人をして請負はしめ居るも、斯は一時的の現象にして、永續せしむべきものに非ず、而も苦力賃の計算人夫の利用等に不便多きのみならず、一部分割直營は苦力の作業能力を低からしめ噸當り賃高率となり、且苦力一人當り賃金も減少する等の不利もあれば、此際取縮め直營に改むるは時期なりと思惟せらる。

(二) 今般の苦力賃の改正は普通貨物に於て其支拂賃金は別表の示す如く、現行苦力賃に比し其率に於ては稍高率なるも、東清連絡作業の特殊賃金ミ一部直營賃金の合算に比すれば、其支拂計算額に於て利する處多く、又材木積卸改正賃金は其輸送期節に非ざる時は改正の最低計算噸數に達せざる事ありて、現行賃率に依る仕拂額を超過するも、木材輸送期節には最低作業計算噸數三噸を超ふる事多きに伴ひ改正率は現行率に比し有利なる。

(三) 苦力統一のため受くる利益は材木の期節ミ特産物輸送期節ミに於て、苦力を相互に遣り繰り利用し得るに在り。  
貨物積卸直營賃金改正並に從來一部請負苦力を直營に變更申出承認の件 (大正六年九月三日運戊巳第百三號ノ四) (長春 春 譯 長 宛)  
本月十九日附長驛貨第二六〇號貴驛貨物積卸作業の新一車扱線以外の全部を直營にし並同賃金改正の件御申出の通り承認致候也。

(註二一〇)

社用品作業料金及構内荷線料設定の件 (大正六年十月二十日) (長驛貨第三一一號ノ二)

從來當驛構内に於て積卸の社用品は總て當該課所荷主直接其作用を行ひ居候處、過般當驛苦力制度改正の結果構内取縮上社用品の積卸及普通貨物の荷線をも當驛直營苦力を以て作業爲致其作業賃を當該課所又は荷主より徴收し其料金を左の通り設定致度候に付御承認被下度稟申候也。

左 記

(一) 社用品

(イ) 普通貨物 (一車扱、小口扱共)

積 込 一噸に付 金 六 錢

荷 卸 同 金 五 錢

但し積卸は特別の作業準備を要する時は其都度之を定む。

(ロ) 木 材 (一車扱、小口扱共)

積 込 一噸に付 金 十三 錢

荷 卸 同 金 十 錢

但し積卸に特別の作業勞力を要するものは其都度之を定む。

(二) 荷主の依頼による發着普通貨物の構内荷線料ミして一噸に付金八錢五厘。

以 上



直營苦力賃金及苦力賃計算方一部追加の件(大正六年十月二十日長春驛貨第三二號ノ四)

大正六年九月二十九日運戊巳第六〇二號ノ四五(註一一九)を以て御承認相成候當驛構内直營苦力賃金中に、左記追加致候に付御認可被下度候。

(一) 木材積卸小苦力頭の上に中苦力頭一名を置き其給料を苦力收得の二倍半ミす。

(二) 普通貨物構内荷練料計算噸數を一倍半ミす。

右に對する回答(大正六年十月二十五日運戊巳第六二〇號ノ六〇) 長春驛

本月二十日附長驛貨第三一一號の二及三三一號ノ四を以て御申出相成候件左の通り承認候也。

(一) 三一一號ノ二に對するもの

(イ) 社用品の積卸を直營苦力にて作業の件は、規程上當該箇所直接之を爲す事に定め居候に付、斷定的に貴驛をしてなさしむる事は承認難致候へ共、當該箇所より貴驛に依頼ありたる場合は御申出の賃率に依り作業方承認可致候。

(ロ) 申出の通り承認可致候へ共、荷練を要する區域不明に付略圖を以て申出相成度、尙本件に對しては貴驛荷扱所又は驛に之が徴收方揭示し一般荷主に知らしむる方法を講ぜられ度爲念申添候。

(二) 三一一號ノ四に對するもの

(一) 二項共申出の通り。

以上

第三項 常備人夫操縦資金

華工の作業意識をして積極的ならしむるには操縦資金を準備し置き、嚴寒の期に夜間作業を命じた場合だもか、雨天に出働を命じた時或は中秋、歳暮等に際し機に先んじて、臨時支給を爲す事の必要なるは、其局に當る者の等しく認むる所である、長春驛に於ても直營實行に當つて、これが資に充てるため五百三十五圓を計上して置いたのである(註一一)

大正三年十一月に入るに及んで東支連絡貨物が激増し、當時華工一人一日平均作業量は、構内の不備に拘らず、十一噸半にも達し連日夜間作業を爲すに云ふ有様であつたので、長春驛長は運輸課長に對し十一月二十二日附を以て前記五百餘圓の豫算額を數回に分與することに付き承認を求め(註一二)諒解を得るに至つた、この五百餘圓の金は四年三月十日を以て支給し盡したるも、特産の發送は依然盛況を續け遇々解氷期に際し足場悪しく作業困難であるからこの理由により華工頭に三圓華工一名に對し一圓五十錢の割合にて賞與金を支給したしこの申請あり(註一三)四月十二日運戊卯第三四號ノ四にて承認を見るに至つた。尙臨時支給の實例を示せば、次の如きものがある。

直營第一年の舊正月の差し迫つた大正四年二月七日、舊正月に際し作業の激減を防止するには割増金を支給し彼等の勞働心を刺戟するに肝要であるを認め、鐵道部に對し其旨を申請し二月十日承認を得るに至つた。

(註一二)

積卸苦力賞與金交付方の件(大正三年十一月二十二日長春驛乙第八二七號)



拜啓八月二十六日附長驛乙第六二三號にて申請致候貨物積卸直營に關する支出豫算表に計上せる、規定の給料の外に繁忙期に於て、別に賞與金ミして苦力取締一名に對し金十圓、苦力一名に對し金五圓宛、合計金五百三十五圓を交付する事御承認を得置候處、本月初より東清連貨意外に激増致し、苦力一人一日の作業力平均十一噸半に及び早朝より晩遅く迄勞役に服する事ミ相成り、事情氣の毒に候に付ては、今後一層奮勵せしむるため、前記賞與金は一回に交付せず、豫算の範圍内に於て數回に分ち適當なる時期に適當なる金額を臨時賞與ミして交付する方、現金主義の苦力輩に對して効果多かるべしミ被存候、尙此議御詮議の上小職に於て相計らひ其都度御報告申上ぐる様委任方御許可相成度此段申請候也。

(註二二一ノ一)

積卸苦力に賞與金交付方承認の件 (大正三年十一月三十日 運戍寅第五號ノ一八)

本月二十二日附御申出相成候積卸苦力に賞與金交附方の儀は、左記金額の範圍内に於て貴驛長に於て必要に應じ支給相成候事に承認致候、右申進候也。

追て支出科目は鐵道經費運輸費貨物積卸保管費に有之候。

(一) 苦力取締六名

右一名に對し一箇年間金十圓。

(二) 苦力九十六名

右一名に對し一ヶ年間に金五圓

以上

(註二二三)

常備人夫に對する賞與金に關する件 (大正四年四月四日 長驛寅第四號)

拜啓本年は特産物の出貨開驛以來未曾有の盛況を極め殊に東清連絡南下貨物の數量非常に多く大正二年度の三噸は別ミして大正元年度の二萬噸に比して本年度は大豆のみにて六萬二千噸に達し猶東清南部線の滯貨報告に據れば南行すべきものミ惟はる、もの三萬噸以上あるこのこにて昨今の如く毎日社の三十五車宛中繼するこしても尙一箇月許も要すべく實に東清連絡開始以來の新記録に候。

扱て本年出貨夥多に連れ設備其他につき不便を感じたるもの妙からざる内にも積卸人夫の不足には屢々心痛仕候當驛常備人夫の數一〇五名は昨大正二年度の貨物出廻の最盛期を標準ミして定めたるものに候へども本年は到底この數を以ては其要を充たす能はず依て日々營業課長の認可を得て四十名乃至八十名の臨時人夫を雇入れ積卸作業に従事せしむるこに致居候ひしも何分南滿一帶の苦力拂底し如何も致し難く日々雇入に苦心致居候此の時に常備苦力百〇五名の働き振りは多少の賞すべきもの有之候苦力拂底のため當地一般の苦力賃は二倍以上に騰貴し隨分各所より誘拐ありしにも拘らずよく着實に従順に作業に従ひ然かも相當の成績を挙げたるは多年恩顧を享け且つ夏の閑時にも相當の給與を受くるこは申せ又多少彼等の奉行心に依るものありミ被存候。

昨年十月苦力直營開始以來本年三月末日まで六箇月間の成績を賃金支拂の結果より觀るに六箇月間に請負制度の



場合に支拂ふべき金額一萬四千六百八十三圓〇三錢より六箇月間に支拂ひたる人夫賃（臨時人夫賃及賞與金を含む）九千四百四十八圓九十五錢を差引き五千二百八十四圓〇八錢は即ち苦力を直營制度になしたるが爲め生じたる計數上の利益に御座候。

要するに當驛の苦力直營制度は猶改良すべき點は有之候へども初めての試みとしては好結果を得たるものと被存候此の後改良すべき重なる點は効程非常に多きことには相當の割増金を給與し以て彼等の勞に報ひ彼等の勉勵心を刺戟誘導する方法を設くるにあるか存候、昨年度は幸ひ賞與金として苦力頭一名に付十圓、苦力一名に付五圓を限り支出することの御許可を得置きたる金額を十二月以來時々少額宛分與し以て彼等の勞を犒ひ又他面には割増金の効用を幾分發揮したりしも該金額は三月十日にて支出し盡し候今後當分特産物の發送は少しも減少せず且つ四月上旬より中旬に互りては寒氣は去りたれき泥土のため彼等苦力の作業上には却つて困難を來すの状況に御座候間この際苦力頭一名に付三圓、苦力一名に付一圓五十錢の範圍内に於て賞與金給與方御許可相成候は、作業進捗上非常の便利を存じ此段具申候間御證議の上御許可被下度候他（四月十二日運戊卯第三四號ノ四を以て承認さる）

（註一三三）

直營苦力に割増金支給の件（大正四年二月七日）  
（長興貨第三四號）

本年は特産物の出貨開驛以來の盛況を極め毎日百十車内外の配給車を以てするも僅かに貨主の託送貨物の十五分一内外を輸送し得るに過ぎざる有様に有之候へば、一日一時の發送作業休止雖も其影響の貨主及會社に取りて甚

大なる可きを顧慮し是非共來る支那曆正月に於ても例年の如き發送貨物の激減の無き様に致し度き心組にて種々手配致し居り候處、平素に大差無き様作業し得らる、様見込も付き候へ共、専用線の苦力其他の振合上當驛直營の苦力に對しても幾分の割増金支給致さず候ては作業困難を來す虞なきを保し難く、此邊豫め御含置願度此段得貴意申候也  
（二月十日運戊寅第一五九號ノ二〇に依り承認さる）

#### 第四項 華工の人員

長春驛に於て直營開始に當り採用せる常備人夫百三名は、大正二年の貨物出廻期の最盛期を標準として決定した員數である、つまり人員の決定標準を繁忙期に限り閑散期に於ける剩員は材木の積卸作業等に充當せしむる方針であつた。そして臨時に必要な場合には其都度本社承認を経て、一日四十名乃至八十名の臨時人夫を役使して來たが、大正三年十一月以來毎日二十名以上の臨時人夫を役使する状態なるに、一一伺立てることは煩に堪へないこと云ふ理由から常備人夫を更に二十名増員方を申請し（註一二四）一月十九日認容されたのであるが、この二十名の増員は臨時的のもので、三月十五日迄云ふ期限附であつた、然し其期に至るも作業の減少を見なかつたので、更に三月末日迄延期することになつた（註一二四ノ一）長春驛の直營は繁忙期の所要人員を標準として人員を決定し、成るべく臨時備入れをなさない方針を採つたが、作業の増加に對してはそれに相應した人員の必要なことは極めて當然であるが、この場合臨時備入人員の増加に伴ひ必然生ずる直營制度の豫算超過云ふことを懸念し、一部の作業に對し荷主をして積卸を爲さしめんとしたるも、鐵道部の承認を得るに至らなかつた、然し作業は益々増加し何等かの應急對策の必要を切に感じた結果、大



正四年二月五日電報を以て、一車の積込實費金一圓四十錢を支拂ひ、荷主の華工をして積込ましむることに承認ありたしし申請をなし、即日承認されたのである（註一二五）

（註一二四）

貨物積卸定備苦力採用の件（大正四年一月十六日長春驛乙第四五號）  
（運 輸 部 長 宛）

拜啓當驛にて貨物積卸を客年十月より直營制度に改正の際之に要する積卸苦力の員数は取締六名苦力九十六名にて作業に適當なる人數を以て申請の上御認可を得備入置候處、昨年十一月末以降當驛の發著貨物未曾有の激増あり殊に東清連絡貨物も從來に比し頗る増加致候ため常備の苦力のみにては作業廻り兼候間、明治四十四年五月運甲第三二號達に依り臨時苦力の備入に就ては其都度本課の御承認を得居候處、昨年十一月二十五日以降殆んど毎日二十名以上臨時使用致し、一々其手續を致すは頗る煩雜に有之、今後發當驛の貨物出廻状態は現今の如く以降二箇月は少く共繼續し臨時苦力備入の必要有之候間寧ろ最も優秀なる苦力を撰拔致し此際二十名を日給金三十五錢の割合にて三月十五日迄を期限し常備苦力に採用せば、毎日臨時に備入る、よりは積卸作業上にも慣れ一層撈取り、却て經濟にして又其都度御伺致すよりは簡便に有之被存候間右常備苦力備入の義御設議の上至急御認可相成度此段申請候也。

（註）

積卸苦力増員承認の件（大正四年一月十九日）  
（運 輸 部 長 宛）  
（運 輸 部 第一五九號ノ一七）

本月十六日附長驛乙第四五號を以て御申請の貨物積卸のため定備苦力二十名來る大正四年三月十五日迄増員採用の件差支へ無之候間此段及回答候也。

（註一二四ノ一）

常備苦力二十名備入期間延期の件（大正四年三月十六日）  
（長 春 驛 第三三三號電）

一月十九日附運戊寅第一五九ノ一七にて認可を得し常備苦力二十名雇入は、本月十五日迄の見込の處當驛發送貨物多數にて積卸間に合はぬため引續き三月三十一日迄備入れ置き度し認可を乞ふ。

大正四年三月十七日營業課、二六號電

昨日第三三號電見承認す。

（註一二五）

荷主苦力使用の件（大正四年二月五日長春驛第二〇五號）  
（營 業 課 長 宛）

一八三號電返、積卸直營主義維持に就ては特に留意し居り、始め荷主の苦力に賃支拂積込を社負擔とする事も交渉せしが、何分直營苦力を以てする積込は一噸四錢以下なるため此割合にて荷主に支拂へば荷主に多少の増金を出さしむるの虞れあり、荷主に少しの負擔もなさしめざる程度迄出せば同一場所にて同じ作業を爲すに荷主苦力との間に賃金の差を生じ、苦力作業上困難を來す虞れあり、積込荷主負擔の件申請せし譯なるが、貴意の次第もあれば一車に金一圓四十錢噸金四錢七厘以下にて實費を支拂ひ荷主の苦力を利用する事としたし、指令待つ。



大正四年二月五日一二六號電

二〇五號電見承知。

第五項 常備華工の夏期利用

常備華工をして夏期閑散期に際し如何に彼等を利用するかについては、直營實施の頭初材木の積卸作業をも、この常備華工をして實行せしむることに計畫をなしたことは前述の如くなるも、大正四年四月愈々閑期に直面するに及んで、當局者は土木工事の附帯作業を爲さしむるこれが最も適當であるに感知した、この作業の一つとして近く長春保線區卸として、大屯驛から約六十車のバラストの到着があり、これを一車につき金五十錢の割合にて、直營華工全員に對し公平に荷卸をなさしめ、五十錢の内三十錢を特別収入として別途に保管し、二十錢は華工の日給に充當せしめんとした、この収入金の分配につき鐵道部より再三照會する所があつたが(註一二六)五月十一日に至つて正式に承認され、この作業は四月二十六日から五月三日迄八日間に亘つて遂行された(註一二七)それで更に地方事務所並にヤマトホテル等にも連絡をとり雜役に服せしめた。其後毎年閑散期に際し同様の方法に依り華工を有意義に利用することに努めたのである(註一二八)

(註一二六)

夏期に於ける苦力利用の件(大正四年四月二十四日長驛人第二五號)

當驛の貨物積卸作業も追々閑散に相成候處反對に當地保線係に於ては漸く繁忙の期に入り苦力の勞力を要する事

頗る多く有之候に就ては今後驛の作業の餘暇に於て適當なる時期に適當なる保線係の作業を驛の苦力に擔當致させ候は、双方の利益かみ被存候に付き、此旨保線主任に協議致候處其贊成を得候に就ては今後適宜協議の上右の取計致度豫め右御承認願上度候、尙手始まして近々大屯より當驛構内に運搬さる、「バラスト」の取卸を一車取卸料金五十錢にて保線係より請負ひ内三十錢は苦力の特別収入とし残り二十錢は彼等の日給に充當する事致度候此儀如何に候哉何分の御指令有之度此段及御候候也。

(註一二七)

夏期に於ける苦力利用の件(大正四年五月二十二日長驛人第二五號ノ四)

拜啓五月十一日附運戊卯第三四號ノ六及五月十二日附運戊卯第三四號ノ一七拜承仕候。

陳者四月廿四日附長驛人第二五號を以て申請致し御認可を得候、當驛苦力にて大屯より當驛構内に運搬さる、碎石取卸作業は四月廿六日より五月三日迄八日間に四十車取卸させ候處結果極めて良好にて保線係よりも謝意を表せられ候、今後此種の作業は出來得る限り驛苦力に擔當致さる様打合せ致置候。

然して去月來保線係を始め電燈營業所經理係及び「ヤマトホテル」に臨時苦力入用の場合は驛の作業に支障なき限り數の多少に拘らず、驛苦力を供給致し度き旨申込候處、各所主任にも、頗る其主旨に賛同せられ、是非供給方御依頼すべしとの回答有之手始めにして「ヤマトホテル」の土工及除草に延人員七十名を供給し去る二十日より、保線係に毎日八名宛供給致候。



然る處苦力一名一日の賃銀の儀に就き種々考慮致候結果一日一名賃金を金十錢とし内五錢を苦力の特別収入とし残り金五錢を運輸部収入とし其整理方法運戊卯第三四號ノ一七に準じ度此儀如何に候哉何分の御指令有之度此段御伺申上候也。

(註一二八)

夏季に於ける利用の件(大正五年八月二十九日  
長驛貨第七八號)

去日小職出達の節拜省御相談申上御内諾を得候夏期に於ける苦力利用の件其後地方事務所主任及保線係主任と協議の上左の通り假取極め候に付、御證議の上御許可相成度願上候。

(一) 地方事務所より沿線各驛に配給する枕木積込作業を當驛常備苦力を以て擔當せしめ、積込賃として枕木一本に付金五厘を申受くる事。

枕木は吉林より當驛に到着し此處より各所へ配給するものに有之、其總數約三萬本の豫定に候。

(二) 保線係に到着するバラスト取卸を擔當し一車に付取卸料金六十錢を申受くる事。

バラストは大屯より當驛に輸送さる、ものにして、本年度所要數量は約五百車の豫定に候。

(三) 保線係土木勞役に從事せしむる時は一人一日金二十五錢を申受くる事。

當驛常備苦力は目下の處土木勞役には最も不向に候へ共、特に修練させ度希望に候、本年度は差當り當驛倉庫内土面改築工事に從事さする事に打合せ供給延人員約五百名の見込に候。

就ては(一) 枕木積込料一本五厘の内三厘を運輸部収入とし二厘を苦力の特別収入とし(二) バラスト取卸料一車六十錢の内三十錢を運輸部収入とし三十錢を苦力の特別収入とし(三) 土木勞役に從事する苦力賃二十五錢の内十五錢を運輸収入とし十錢を苦力の特別収入として支給致度候。尙苦力使役に就ては充分衡平を期すべく候間此段申添候也。

#### 第六項 華工宿舍

長春驛が最初直營を計畫するに當つて金四千圓の經費を計上して、宿舍を建設せんを畫りたるも、時恰も事業緊縮の折柄にて一旦中止となり機會の到來を待つて居たのである、其後宿舍新設の許諾を得、建設地を一車扱東側の一部東五條街に沿ひたる地域に選定し、大正四年九月に起工し、竣工を告げたのは同年十二月五日である。

宿舍の總面積は二百二十二坪、二棟の煉瓦建であつて、各部屋は何れも幅六尺、長さ二十四尺とし收容人員は一部屋につき夏期は八名冬期は十名、二棟の總收容力は夏期百二十八名、冬期百六十名であつたが、當時の常備數は百二十餘名に過ぎずして充分の餘裕があつたので、便宜驛使役の常役夫をも收容することにした、尙華工頭に對しては特に一部屋を割當て二棟の中央には炊事場、浴場等をも附設した。

この收容所に收容する華工からは一ヶ月一人當り金三十錢宛の家賃を徴收した、この家賃月額三十錢の算出方法は當時長春驛長から營業課長に宛てたる文書(註一二九)に詳記されて居るが、華工の負擔力に投下資本に對する利廻りを基準として算出したものである。



尙この宿舍の總價格は七千五百圓であるが、これを年四厘の保險料にて横濱火災海上運途信用保險會社に保險を附し、保險料の月割二圓五十錢はこれを華工に轉嫁し家賃と共に取り立てることにした(註一三〇)

(註一二九)

新設苦力宿舍の家賃徴收に關する件及同宿舍に火災保險を附する件 (大正四年十二月十二日長驛設第五〇號) 業 課 長

拜啓當驛積却常備苦力宿舍は十二月七日附長驛設第四六號を以て御報告申上候通り工事竣工し、去る六日引繼を了し候間不日検査員の検査を俟ち收容する事相成り苦力一同も満足の意を表し居り候。今後該宿舍に收容の上、水道及電燈は苦力總取締李萬福の名義し其料金を苦力をして自辨せしむるの外家賃として幾何額を徴收すべきやに關し(一)彼等の負擔力により(二)投下せる資本に對する利廻り等より考究致し當分の内試みに左の如く定めたるべきか被存候。

一箇月苦力一名(苦力頭同様)

金 三十 錢

十五日以内は十五日分

金 十五 錢

十五日を超ゆる時は一箇月分

金 三十 錢

を徴する事、右家賃の定め方につき詳細左に申上ぐべく候。

(一)負 擔 力

現在常備苦力は各班各別に借家をなし各自共同生活を營み居り各班の借家賃を表示すれば、

班 別	家賃額(小洋)	各班人員	一人當り負擔	金に換算	記 事
第一班	一〇四	二〇人	五〇	三五	一圓四十錢にて換算す
第二班	一五	二〇	七五	五三	
第三班	一三	二〇	六五	四六	
第四班	一三	二〇	六五	四六	
第五班	一四	二〇	七〇	五〇	

即ち一人割第一班の金三十五錢を最低し第二班の金五十三錢を最高とす。

附 帶 料 金

(イ)薪 炭

炊事煖房用の薪炭は主として石炭にして極めて少量の薪を併用す。石炭の消費量は夏期と冬期とに依り差違あるは勿論なるも、概して云へば各班炊事用として石炭約一噸を要し、冬期最寒期に於て煖房用として約二噸を消費し居り、新宿舍に入舎後は炊事用として從來の合計七噸半(五班分)より少しく減少の見込にて煖房用として從來の合計十噸より少しく増加の見込に付、之を合すれば差引同一額なるべし。

(ロ)電 燈 料

點燈は第五班を除き凡て、洋燈を用ゆ、石油代は略一箇月一罐二、三分を要す。一罐の代價は小洋錢二圓五十錢



内外なれば、一箇月の點燈料約三圓に見て差支へなからん。第五班は十六燭光二個を點じ居れり、即ち五班料金合計金十圓九十七錢也、而して新宿舍の電燈料は一箇月金約八圓五十錢（十六燭五、十燭二、五燭二）を要し差引金二圓四十七錢減少の見込なり。

(ハ) 水道料

水道料は現在支拂居らざる爲新宿舍へ入りし後は、一箇月金約三圓を要し全部増加するなり。以上家賃及附帶料金を新舊宿舍にて比較すれば左の如く約金十五圓九十錢負擔額を減少する事なる。

種 類	舊 宿 舎	新 宿 舎	比	較
家賃	四六・四三	三〇・〇〇	一六圓四三錢減少	
炊事用石炭	三七・五〇	少しく減少	差引〇	
燈用石炭	五〇・〇〇	少しく増加		
點燈料	一〇・九七	八・五〇	二圓四七錢減少	
水道料	〇	三・〇〇	三・〇〇増加	

新宿舍の經費金十五圓九十錢減少の見込

以上の比較により負擔力よりして苦力一箇月金三十錢にして少しく餘裕ある様なれど、豫算としては先づ妥當ならんと思はる。

(二) 投下せる資本に對する利廻り

投下せる總資本額は目下保線係にて精算中にて確定せざるも、假りに認可の豫算額金六千六百五十七圓二十九錢を資本額と見做し考ふるに

常備苦力一箇月宿泊人員百名	金 三 十 圓
同 一箇年總計	金 三百六十圓
資本金に對する利廻り	五 分 四 厘

右の如く五分四厘強に相當すれど、元來新宿舍は百六十名の收容力を有すれば、積卸作業増加するに従ひ苦力數を増し従つて七分以上の利廻りに當るを得べし。

若し從來宿舍を支給せざる當驛雜役夫を御認可を得て適當なる者二十名を選抜し同時に之を收容するにせば、家賃一箇年七十二圓を増し、資本金に對し六分四厘強となり、利廻りとしては相當の額と思はる。

前記の如く苦力の負擔力と資本金に對する利廻りの兩方面より考究致したる家賃（一箇月一人金三十錢）を徴收する事に致度候間御證議の上御認可相成度候。

苦力宿舍に火災保險を附する件

當社の建物に對しては全部火災保險を附せざる事に相成居候へ共、今回新設の苦力宿舍の如きは特別の性質を帶居候間、特例として火災保險に附する方然るべしと存じ當地三井洋行（明治火災保險株式會社）に見積を依頼せし



處、資本金に對する年四厘の割、即ち資本金六千六百六十圓に對し金二十六圓六十四錢にて火災保險を引受くる様  
回答有之候、該保險掛金は一箇月僅かに金二圓二十二錢にて、入舎の苦力にて負擔し得る様被存候に付、此儀如何  
御詮議の上御指示相願度及御伺候也。

新築苦力宿舎に關する件其他(大正四年十二月十八日運戌卯第三四號ノ七九)  
長 春 驛 長

本月十二日附長設第五〇號御申出の新築苦力宿舎家賃の件一人につき月額金三十錢徴收の儀承認致候、又同宿舎  
に雜役夫收容の儀承認致候

同宿舎に火災保險を附するの件、極めて適當の思付ミ存候間實行方細目御申出相成度候。

追て右家賃は鐵道收入雜收入ミして御整理相成度申添候

(註一三〇)

苦力宿舎に火災保險を附するの件(大正五年一月二十一日)  
長 驛 設 第 五 〇 號 ノ 二

拜啓十二月十八日附運戌卯第三四號ノ七九にて御承認を得候當驛新設苦力宿舎に火災保險を附するの件、保線主  
任の計算に依る總價格金七千五百圓也を全部を年四厘の保險率にて、橫濱火災海上運送信用保險會社に保險を附す  
る事ミし、別紙火災保險申込書の様式に記名捺印すれば受理する様打合せ済に有之、保險料金年額三十圓也は苦力  
一同にて負擔する事も承知済に候間、右にて差支無之候哉此段及御伺候也。

右に對する回答(大正五年一月二十四日)  
運 貨 第 二 六 九 號

本月二十一日附長驛設第五〇號ノ二を以て御申出相成候苦力宿舎に火災保險を附する件に關し御申越の儀は承知  
致候へ共、尙被保險者及保險料轉嫁方法につき

(イ) 保險契約者及被保險者は共に驛長名たる事。

(ロ) 保險料は家賃の中に含め取立つる事。

ミして差支無之候哉、御回示相成度申進候也。

苦力宿舎火災保險を附する件——保險料轉嫁方法——(大正五年一月二十九日)  
長 驛 設 第 五 〇 號 ノ 四

拜啓一月二十四日附運貨第二六九號にて御照會の趣拜承仕り候被保險料轉嫁方法に關しては

(イ) 保險契約者及被保險者は共に驛長名義ミ致度候

(ロ) 保險料は家賃の中に含め月賦ミして徴收する事ミ致候、而して徴收方法は保險料年額金三十圓也は契約申  
込ミ同時に一回拂に付、最初全額を會社より立替拂込置き、來月より該保險料月賦金二圓五十錢宛を、豫て御  
認可を得て長驛設第五〇號認可に依る家賃定額ミを合算したるものを、家賃ミして毎月徴收する事に致度、此  
儀苦力輩にも豫てより申聞かせ一同異存無之候

右御認可の上は早速保險契約申込可致に付保險料年額金三十圓也の支出に對する科目御指示相煩度候。

右に對する回答(大正五年二月一日)  
運 戌 卯 第 三 四 號 ノ 八 四 號

苦力宿舎に火災保險を附する件に關し本月二十一日附長驛設第五號ノ二を以て御申出の儀承認致候支出保險料は



假拂金ミシ支拂置き、月賦収入の分は假拂金收入ミシして整理せらるべく候  
追て曩に御提出相成候保險申込書一葉御返附申上候也

第七項 請負制度への復歸

以上述べたる如く長春驛にありては大正三年十月一日確固たる自信を以て直營實行以來賃銀制度を改善し、常備華工  
收容上の施設等につき常に意を注ぎ、請負制度上の缺點を除去し、會社の支出を減じつゝ、しかも作業能率を増進し、一  
面中間搾取の排除に依る華工の収入増加、生活の安定等につき努力を盡まなかつたが、本制定實施後滿四箇年を経過せ  
る、大正七年十一月

- 一、毎年輸送期に於ける華工員數の伸縮自在ならざること。
- 二、直營制度運用上に於ける係員の心勞大なりしこと。
- 三、直營制度が請負制度に比し障害尠なからざりしこと。
- 四、賃銀制度上缺陷を免れざりしこと。

等の理由に依り十一月十日限り直營制度を廢止し(註一三二)十一日から永松豐太をして請負はしむる事になつた(註  
一三三)

(註一三二)

苦力制度改正の件(大正七年十月二十五日長興貨第二四三號)  
大正連管理局長長宛

大正三年末當驛貨物積卸苦力制度を請負制度より會社直營制度に改正され、其可否に就き研究さるゝ事茲に四年  
而して(一)毎年輸送期に際し苦力員數の伸縮自在ならざる事(二)苦力の直營制度に對する觀念より起る障害等  
のため係員の心勞多大なる事(三)貨車停滯時間を長からしむる事(四)其他直營制度の請負制度に比し障害尠な  
からざる事等を経験し此際請負制度に改正致度茲に稟申致候。

直營制度の否なる點は、苦力伸縮力の自由ならざる事に御座候、其爲め仕事を長引かしめ、引いては貨車停滯時  
間を長からしめ、會社の蒙る損害少なからず、然るに請負制度は其憂なく仕事の分量に應じ、苦力員數を自由に増  
減せしむる事を得て、作業を敏速ならしめ貨車停滯時間を短縮せしめ得るの利あり、又苦力の直營制度に對する觀  
念は請負制度の如く仕事の出來高に應じて賃金を支拂はるゝに非ずして(現在の直營制度は仕事の出來高に依つて  
賃率を異にすれど、彼等の直營制度に對する觀念は、請負制度に對するものミ全然異にす)働くも働かざるも一日  
勤務すれば金三十錢丈は得られ、夫れ以上は得られざる様に考へ、貨車の停滯時間等を顧慮する所なく、其動作緩  
慢にして、其日に終了し得る仕事も習日迄延ばし、係員之を叱咤するも容易に作業せず、從て積卸等に影響し貨車  
停滯時間を長からしむ、然るに請負制度には係員命ぜざるも苦力より仕事を請求し係員が常に苦力に追は、が如き  
状態にて作業の夜に及ぶも尙辭せず、如斯請負制度は直營制度ミ全く相反し、貨車停滯時間を短からしめ係員の心  
勞少く、會社長年月間に蒙る利益多大なる事ミ存せられ候。而して勞働者を使用するに日に一定の金額にて作業せ  
しむるミ、出來高に依り賃金を支拂ひ作業せしむるミは、後者の有利なる事は茲に喋々するの必要無之候殊に貨物



積卸作業に於て、支那苦力を使用するに際し、特に請負刻度の有利なる事は前述せる所に依り明らかに御座候。されば來る十月初旬より直營制度を改めて請負制度に致し度、請負者は普通貨物、東清連絡貨物積卸作業は勿論、材木の積卸等も全部或一人をして全然責任を持たしめ度、其候補者にして當地運輸會社最も適當に被存候、若し運輸會社不可能なる時は、當驛新一車扱實際の積卸作業者永松豐太なる者をして全部請負はしめ運輸會社をして後援せしむる事を得ば好都合に存候同人は當地に於て相當の資本もあり、苦力間に最も信用ある人にして、運輸會社にも直接馬車運搬方面に於て關係ある事なれば最も適當なる人物に存候。

而して其賃率は(金)

扱種別	單位	積込	荷卸	荷	雜
一車扱	一噸に付	八	七	十	錢
小口扱	百斤に付	一	一	錢	五厘
材木	一噸に付	十	二	二	十錢

ご致度右御詮議の上御承認被下度願上候。

以上

(註一三三)

貨物積卸苦力制度改正並賃率承認の件 (大正七年十一月二日) (大管丙第二九八號ノ二〇)

本月二十五日附長驛貨第二四三號を以て御申越相成候貴驛貨物積卸苦力制度改正の儀は、御申出の賃率を以て永松豐太に請負はせ十一月十一日より實施方承認可致候、就者新請負人に對しては、別紙貨物積卸請負契約書を以て契約致度、尙舊請負人に對しては右契約締結前解除の手續相成度右申進候也。

追て積卸制度改正に依る積卸人夫は相成可從來の人夫を使用致させ、制度改正に際し紛擾等無之様御注意相成度此段申添候。

別紙

長春驛貨物積卸請負契約書

南滿洲鐵道株式會社 長春驛長 (以下單に驛長と稱す) は該會社を代表し長春驛に於ける營業貨物の積卸庫入庫出及其他の附屬作業を永松豐太をして左記各項に據り請負はしむ。

第一條 契約期間は、大正七年十一月十一日より大正八年九月三十日迄とす。但し會社の都合に依り何時にても契約を解除する事を妨げず。

第二條 請負人は會社の諸規定を遵守し作業に關する一切の事項に就ては驛長又は其代理者の指揮監督に服すべきものとす。

第三條 作業に従事する人夫は常に一定の徽章を帶ぶべし。

第四條 積込に使用する器具は會社所有のもの、外は總て請負人の自辨とす。



第五條 請負人は自己又は其使用人の行爲に依り生じたる一切の損害に付會社に對し賠償の責に任ず。

第六條 積卸賃金及荷繰料左の通りミす。

普通貨物

一 車 扱(一噸に付) 積 金八錢也

卸 金七錢也

荷繰 金十錢也

小 口 扱(百斤に付) 積 金一錢也

卸 金一錢也

荷繰 金一錢五厘也

材 木(一噸に付) 積 金十四錢也

卸 金十二錢也

荷繰 金二十錢也

第七條 賃金は作業の實量に依り一句計算を以て支拂ふものミす。

第八條 請負人は毎旬會社より支拂たる積卸賃金の百分の二を保證金ミして會社に供託すべし。

但し右供託金に對しては利息を付せず。

第九條 請負人に於て荷主の依頼に依り荷卸し又は荷繰をなす時は豫め其作業の性質及料金を驛長に届出許可を受くへし。

第十條 請負人は驛長の適當ミ認むる保證人を立つる事を要す。

第十一條 請負人は驛長の許諾なくして自己の請負たる作業を更に第三者に請負はしむる事を得ず。

大正七年十一月 日

長春東三區一號地

右請負人 永 松 豊 太

長春東四區一號地

右保證人 染 谷 保 藏

### 第三節 公主嶺驛の直營

公主嶺驛が直營制度を實施したのも長春驛と同様大正三年十月一日からである。直營實行案の内容は(註一三三)の如く一箇年總經費七千八百十八圓餘であつて總經費ミして前年度の請負制に比し僅かに百圓未滿の支出減に過ぎないが、荷主の依頼を受け改装其他の作業をなし請負人が荷主から收受して居た九百餘圓の金額が、直營後は請負人の掌中に入らず、驛の收入ミなるを以て結局經費の點から觀ても九百八十圓七十三錢の利益があるミ云ふにあつた。



直營制度の實行に當り從來荷主對請負人間に行はれて居た、附帶雜作業を驛對荷主間に於てなすことに改め、荷主よりは一定の作業料を徴收することに、し(註一三四)華工頭は從來の者を其儘使役し華工の備入れは一應華工頭がなし、驛長が證衡をなすに云ふ方法をこり(註一三五)十月一日から三十一名の常備華工を採用し、實行に移つたのである(註一三六)

この驛の請負人梁福山は明治四十三年以來引續き請負作業に關係して居た者であるに云ふが華工宿舍は別に所有せず同人が經理係(地方事務所の前身)から適當な家を家賃月額二十圓にて借受け配下華工を收容して居たのである。然るに直營計畫前この家を請負人に賣渡しては如何に云ふ意見が持ち上つたが請負人を解約した場合は、驛に向つて買上げを要求するに相違ないから寧ろこの問題は中止した方がよいに云ふ意見が強かつた、然し直營實施後再び宿舍問題が擡頭し、其當時迄經理係に於て管理して居た該宿舍を、驛が譲り受け直營華工を收容することにした、此の場合驛としては經理係時代に二十圓の家賃を徴收した點を考慮し、無償にて入合せしむれば、この二十圓一箇年二百四十圓の金額は直營の利益の中から消へ去るに云ふ點から有料制となすべく鐵道部との間に再三交渉を重ね(註一三七)たるも、結局無料にて入合せしむることに決定された(註一三八)

- 斯くて直營の基礎が逐次築かれて行つたが、直營實施後約三箇月を経過した大正三年十二月二十四日、
- 一、今年は鹽の到着が多く、
  - 二、毎日發送貨車は有蓋車のみを配給され作業が困難であり、

三、臨時華工の備入も意の如くならず、

に云ふ理由に依り電報にて請負制度への復歸を申請し、翌二十五日鐵道部の承認を得るに至つた(註一三九)公主嶺驛の直營制度は僅か三箇月にして廢止になつた。最初同驛としては少くも一箇年間は經續し體験を通じて、請負、直營兩制度の得失、長短を比較考察したいに云ふ意氣込であつたに云ふが、豫期に反した支障が起り滞貨は益々増加するに云つた状態で、餘儀なく請負制度への復歸を急いだのである。

(註一三三)

貨物積卸直營の件(大正三年九月十四日 公主嶺驛)

運戊寅第二四號ノ九により大正二年度を標準として講究致候計畫大要左の通りに有之候段報告候也。

左記

直營に要する人員並に費用明細

名	稱	人員	日	給月	額年	額總	額賞	與被服費	記	事
大	苦力頭	一	一	一〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	三〇六		
小	苦力頭	一	一	七〇	二二〇〇	二二〇〇	一〇〇〇	三〇六		
先	生	五	五	六〇	一八〇〇	二二〇〇	五〇〇〇	一〇一〇		
苦	力	三	三	四〇	二二〇〇	二二〇〇	一			
						三、六〇〇〇				



臨時	苦力	三	三	10.00	三.00	一,五五〇.〇〇	六,八六〇.〇〇	合.〇〇	二四.六	自十一月五箇月間 至三月
計										

金七千〇八十八圓九十六錢

前表の諸給與金

金三十圓

器具料

合計金七千十八圓九十六錢也

大正二年度に於ける請負者の收得金額次の如し、(附表)

金七千二百八圓三十七錢 (換算率 一・二七九) 會社より支拂し總額

(洋錢 九,二一九圓五一錢)

金八百九十一圓三十二錢 (換算率 一・二七九)

(洋錢 一,一四〇圓)

驛長承認の下に荷主請負人間にて授受せる改装其他の總金額

合計金八千九十九圓六十九錢也

右差引計算の結果次の如し。

會社より支拂たる金額と直營總計費との差

金八十九圓四十錢

右差額に請負人が荷主より收受せる金額を加算せば

金九百八十四圓七十三錢

驛長承認の下に荷主請負人間に行はれし作業賃金を除けば、僅かに八十九圓の利得に過ぎざるも實施の場合は改装のため荷主の人夫を構内に入出せしむるは、取締上不都合に付、驛の直營にせば多少前年度よりは減少を見るならんも大體九百圓位の利益ある事に見て大差なからん。

荷主請負人間に於て驛長承認の下に行はれつゝある主なる作業は次の如し、依て此際會社にして改装賃率の制定する必要あり。

一、麻袋改装

二、荷主積卸負擔の石炭卸

現在の賃率次の如し。

麻袋改装 (口縫看貫共)	一袋	洋	二	錢
同 (何れか一方のみ)	同	同	一	錢五厘
石炭取卸	一噸	洋	六	錢

當驛の如き夏季冬期異なる驛に於ては、全員を常備する時は却て現制度より支拂を増し不利益なる故に、繁忙期五箇月間は臨時備入の方法によりし次第なり、從て給額人員は從來の經驗に徴し推定せし故多少の差違は免れざるも大差を生ずる事は無之に被存候、尙臨時苦力の給額の如きは其時の場合に依り三十五錢と定めあるも時には四十錢にて備入るゝ事もあるべく、或は人を減じて高給にて使用する事寧ろ得策の事もあるべきに付此點に就ては融通をなし得る様驛長の權限の範圍を擴大せられ度希望す。

附表

貨物積卸其他の賃金調 (大正二年)



月次	貨		計
	金	積卸賃金	
四	六三七・四三	八九・〇八	七二六・五一
五	五六九・六四	六三・六二	六三三・二六
六	三七五・六〇	六・三四	三八一・九四
七	二四六・六〇	四一・六六	二八八・二六
八	三〇四・八八	一四・九八	三一九・八六
九	三一四・一一	三七・四四	三六一・五五
一〇	九二〇・三七	三四・七六	九五五・一三
一一	一、二六六・〇九	一〇五・七二	一、三七一・八一
一二	一、六〇二・六四	三〇四・八四	一、九〇七・四八
一	一、〇〇三・五八	一三四・三〇	一、一三七・八八
二	九六三・三〇	八一・三二	一、〇四四・六二
三	一、〇〇五・二七	二二五・九四	一、二三一・二二
計	九、二一九・五一	一、一四〇・〇〇	一〇、三五九・五一

(註一三四)

貨物積卸直營承認の件(大正三年九月十九日運戍寅第二四ノ五五) 主 嶺 驛 長 宛

貴驛に於ける次期貨物積卸の件九月十四日附御申出の貴案に基き直營の義承認仕り候間充分慎重の準備を以て御

着手相成度候也。

追て麻袋改装及石炭取卸の作業料金は金建に改めて左記の通りとし適當公示方御取計らひ相成度申添候也。

麻袋改装(口縫看貫共) 一袋 金一錢六厘

同 (何れか一方) 同 金一錢二厘

石炭荷卸 一噸 金四錢八厘

但し收入科目は鐵道收入雜收入雜手数料として諸料金收入報告を以て報告するものとす。

備考

右金建率は現在賃率金一圓に對し洋一圓二十五錢にて換算す。

(註一三五)

運戍貨第二〇八號に對する回答(大正三年九月二十一日) 主 嶺 驛 長

本月十九日附運賃第二〇八號を以て御問合せ相成候件左に回答致候。

- 一、人夫備入は苦力頭をして臨時備入れしむる考に有之候驛長が一應詮衡するは勿論なり又現在の苦力頭は其儘苦力頭として使役可致候
- 二、前報告の成績は擧げ得らる、見込なり

但し先便申述し如く臨時備一人一日金三十五錢見積りあるも場合により四十錢或は夫れ以上を要する時も之



れあるべく且つ可成少數の人員にて多額の日當を給したる方全體上より見て利益のこももあるべきに付臨時備  
の日額は驛長を信頼して一任するの雅量を示さる、こも肝要に存じ候。

尙當驛にては此際麻袋改装料金設定の必要有之候。

貨物積卸直營に關する照會 (大正三年九月十九日運貨第二〇八號) 主 嶺 驛 長 宛

九月十四日附を以て御報告に相成候貴驛次期貨物積卸直營につき左記爲念御尋致候。

左 記

- 一、人夫傭入は如何なる方法に依らる、御考にや又從來の苦力頭は如何御處置相成御考にや。
  - 二、直營實行上成功の御見込。
- 以 上

(註一三六)

直營作業人夫傭入の件 (大正三年十月一日公親第二八號營業課長) 主 嶺 驛 長 宛

本年十月一日附にて左記の通り貨物積卸常傭人夫傭入れ候に付此段報告候也。

日給一金圓	日給金七十錢	日給金六十錢	日給金四十錢	計
一	一	四	二五	三一

右の中人夫頭及小頭の二人に對しては支那驛夫通り被服支給相成度先生は當分四人に被服は支給不致候。

(註一三七)

苦力宿舍に關する件 (大正三年九月二十八日) 營業課 長 宛

積込人夫に對し宿舍供給せらる、事は理想とする所なるが、元來今回の改正は經費節約に外ならず、然るに今回一ヶ月約二十圓の家賃を揚げ居るものに對し無料配給せば夫れ丈け改正後の利益を減ぜらる、事なる譯なり(會社一般上より見て) 最も家賃を給付する代り人夫傭上賃を減少する方法なきに非ざるも前便具申の如く支出豫算には家賃を計上し居らず殊に當驛は、冬夏人員を異にせるを以て此方法も餘り適切と思はれず候、故に改正後相當効果を上げ得る時期に於ては、將來無賃配給を願ふ事し差當り該家屋を經理係より讓受け相當家賃を徴し其費用にて必要なる假修繕費に當つる事にしては如何に存候、最も本社に於て整理上此際該家屋を社宅として無料配給相成便宜なれば固より異存無之候、要は將來成績の如何を氣遣ひたる迄に外ならず候。尙本人は直營なる上は家屋の拂下を希望せず、又驛側に於ても將來苦力頭交替等に際し再び買上を會社に要求するなご面倒なる問題も發生すべきに付、此際直營の事に決定せば家屋拂下は御中止相成度候、尤も現在に於て危険の部分は一通り假修繕を會社に於て施行せられ度、又家賃徴收方法は苦力頭をして苦力より集金せしめ納金せしむる考に有之候、其收入科目の如きは適宜御指示相成度、將來積卸に關しては全く特別會計として其成績を上げ度希望に外ならず候。

(註一三八)

苦力宿舍無賃貸與の件 (大正三年九月二十八日第三四號電) 主 嶺 驛 長 宛



現在使用の家屋を無賃貸の事にせられ度し。尙此際多少修理を要する見込岡氏に其事話置きた。

(註二三九)

直營制を廢し請負制に變更の件(大正三年十二月二十四日 公主嶺驛第八三號電)

今年鹽の著荷多く毎日積有蓋車のみ配給せらるゝため荷操作業に困難を來し、今保管二百車あり、託途七日以後ならでは發送出來ぬ状態にて臨時苦力備上にも適當の者得難く、過日の御意見もありしに付、此際請負制度に復舊し卸一噸五錢五厘として其他本年九月二日公貨第三九號申請率にて請負はしめたし、すれば年約五百圓是迄より支拂金額減少する譯にて直營の利益を餘り變らず、苦力頭には未だ交渉せぬも承諾さす見込、直返事。

(註)

請負制に復舊方承認の件(大正三年十二月二十五日 發)

第八十三號電見、承認す。

## 第八章 積卸及附帶作業賃率

### 第一節 賃率構成の因子

貨物積卸賃率については明治四十四年八月一日附を以て、

一 車 扱	一噸に付	小 洋	七錢以内
小 口 扱	百斤に付	同	七厘以内
人 夫 賃	一人一日	同	二十七錢以内

と定め中間驛は成るべく人夫を使役するに、一箇年間に使役せる人夫總數に對し支拂たる總賃銀額を、同一期間内に取扱はれたる作業總量を以て除したる結果、この賃率を比較し兩者の得失長短を論じ、人夫制が不利と認められた場合は請負制に更改し、反對に請負賃率が割高である場合は翌年度の賃率を引下げると云ふが如き方針を採つて來たのである。

この一噸七錢と云ふ賃率は何を基準として算出されたか明かでないが、現行賃率の算定方法に比ぶれば遙かに單純であつたことは云ふ迄もない、當時は賃率に高低を生ずる原因を目すべき、

#### 一、取扱貨物の種類

#### 二、運搬距離



- 三、荷役用具の良否
- 四、作業時間が制限されて居るか否か
- 五、華工 數
- 六、地方物價
- 七、華工の需給關係

なきについては殆ど關心する所なく、單に驛勢、隣接驛の賃率或は銀相場等を參考として、賃率が高過ぎるに値上げを認容するに或るが、若くは請負人を變更せしむるか否か云ふ程度の統制を行つて居たのであるが、大正九年度の賃率査定に當り。

- 一、作業の難易
- 二、一人當り作業量
- 三、華工の平均賃銀
- 四、氣候の良否

等を査定要項の中に入れ、公正なる賃率の算定に向つて一步を進むるに至つた。茲に最も公平にして且妥當なりと認められる賃率の算定基準は多數の因子から形成されて居ることは勿論であるが、積卸賃率査定に當り看過するに當り出來ない重要性を有するものとしては、

- 一、華工の生活費
- 二、華工一人一日平均作業量

の二つである、華工の生活費は銀相場を通じて觀察しなければならない、そして統制の必要上各驛共一定の方針の下に調査を爲す必要がある、次に華工の一人一日平均作業量は、運搬距離、一組の華工數、貨物の種類、驛の構造等に依り變化が伴ふ、この點について大正十年度の賃率査定に當り鐵道部に於ては各驛の作業の實績に徴して一人一日の標準作業量を十六噸半と指示する所があつたが、大正十一年度の賃率査定に際し長春驛にありては驛の事情に相違する點があるから、十六噸半では無理である、それで十五噸にて査定することを認められたし電報にて申請を爲し、大正十一年二月十三日附を以て成るべく的確に知ることを望むも、實際上困難の場合あらん貴見の通り平均十五噸位にて差支へなしと思ふ。返電ありこれに依り長春驛にありては大正十一年度の賃率査定の時から標準作業量を十五噸とし、其後毎年これに依つて居る（註二〇三）

現行制度では積卸賃金は總て請負人若くは華工頭（華工頭にして請負人である者も少くない）を介して個々の華工に支拂はれ請負人はこの間にありて自己の収益に充てるため任意搾取を行つて居るから、賃銀が個人計算個人拂ひなり、請負人の利得がこの賃銀の外割にない限り、そして賃率構成の主要因子たる生活費、作業量が正確なる數字に基準を置くにせば、賃率構成の因子の中に更に請負人の利得金を加へなければならぬ。

更に取扱貨物の種類の如何に云ふことが作業能力に大きな影響を與へるものである、それ故に公正なる積卸賃率を算



定する爲めには、勞力を費すことの多少を云ふ點から品種別に賃率を定める必要がある、即ち勞力を費すことの程度が假に十階級に區分されたらすれば積卸賃率を十種類設けなければならない。品種に關係のない單純賃率を定めて置けば賃率計算の實務に携はる者としては簡便ではあるが、作業に従事する華工としては、或貨物に對しては勞多くして収入が之に伴はないことになり、扱易い貨物の場合は勞力に比較して収入が割高となり公正を缺く事になる。然しこれを一箇年通觀し總平均として觀察すれば、公正に近い賃率なるであらう、けれどもこの反面を窺へば、

- 一、扱貨物の種類は期節に依り變化すること。
- 二、華工の移動が頻繁に行はれ一箇年勤続する者が稀であること。

の二つの理由から賃銀を受領する華工の立場からして考察をせば單純賃率は公正を失する場合が多い。

## 第二節 積卸賃率査定方針の更移

### 第一項 營業開始より大正二年迄

會社の營業開始の當初積卸制度に人夫制度を請負制度との二つあつた事は既に第二章に於て述べた如くなるも其當時の請負賃率は明治四十年五月示達第三一號に依り次の如く示されて居る(註二)

通常斤扱	百斤に付	銀七厘
通常噸數	一噸に付	銀十錢

勿論此の當時は一車扱の積卸は總て荷主の負擔であつたので、一車扱の賃率を云ふものは設定する必要がなかつた。

其後四十二年九月一車扱貨物の積卸も會社が直接積卸をなすことに改正され、其翌年三月運丙第六一六號を以て、請負制度に人夫制度の限界を次の如くに示されたのである、即ち一噸何錢として請負はせ、重量に依り賃金を支拂ふよりも、人夫を備入れ人數に依り賃金を支給する方が利益なりと認められた場合には、定備人夫、又は臨時人夫に改めらる事、(註五)そしてこれが比較を何うして算出したかが、疑問であるが當時は一箇年間に支出せる人夫賃金の總計を作業總噸數を以て除したるものと請負賃率を比較し高低を論じて居たことは既述せる如くである。

貨物積卸賃金整理手續の制定直後明治四十四年八月人夫賃を請負賃の最高標準が次の如く示された(註一四〇)

一、人夫賃率	一日十時間	銀二十七錢以内
二、請負賃率	一車扱一噸	同七錢以内
	小口扱百斤	同七厘以内

然し人夫制度を云ふものに二つの種類がある一つは一日銀二十七錢の日給を支給し備入れるものと、他の一つは、作業のある場合に限つて臨時人夫を備入れ賃銀は日給制に依らず、豫め賃率を定め置き作業の出來高に應じて支拂ふものがそれである、斯くの如く賃率の最高標準を示したのが四十四年の八月であるのに同年十一月に至り鐵道部貨物課から下馬塘驛長に對する回答に依れば、各驛共左記賃率以内に内定して居る旨が記されて居る(註一四一)

一車扱	小洋	九錢
-----	----	----



小 口 扱 小 洋 九 厘

一面人夫賃を見るも一日小洋二十七錢以内と定められて居るが大正元年十一月普爾店驛長より人夫賃銀を一日三十錢にては備入れ困難なるにつき、三十五錢を支給せられ度しこの申請に對し貨物課としては承認を與へて居る(註一四二)要するに此の當時は標準勞銀云ふものも確然されず、従つて賃率算定の基準も極めて幼稚なもので、總てが試練時代であつたのである。

請負制度の上に期限を定めたのは大正二年一月であるが(註四〇ノ三)それ迄は大體一箇年云ふことになつては居たが、期間の始期、終期等は一定して居なかつた。それで請負人が賃率が安くて收支が償はない云つて、解約を申出れば、他に心當りの人物を物色し更に契約を取り交はし、前契約率や隣接驛の賃率なきを參考として新率を設定して居つたのである。

然し請負期間が一定するに至つて、期間の終期に近づいた適當な時期を見計らひ、本部より直接各驛に對し、請負制度上の改善意見、賃率變更の要否其他の點につき質す所があつた、それで、大正三年十月の期間更新期以後は、各年度毎の基本材料が保存されて居るので、以下年度別に項を更め請負契約、主として賃率査定方針が何んな變化を示して来たか、賃率査定基準が何う動いて来たかについて考へて見たい。

(註一四〇)

貨物積卸賃率の件(明治四十四年八月  
運内第二四七號)

本年五月示達運甲第三一號貨物積卸報告及賃金整理手續第十九條の賃率は當分左の通定む。

- 一、人夫賃率 一日(十時間) 金 二十七錢 以内
- 二、請負賃率
  - 一車扱一噸 金 七錢 以内
  - 小口扱百斤 金 七厘 以内
- 三、人夫賃は實際使役時間に依り第一號の割合を以て増減すべし

(註一四一)

貨物積卸請負方申請の件(明治四十四年十一月九日  
下 譯 第六號)

廣軌開通と同時に當驛發木粉、薪炭等漸次出荷の季節に相成昨今これが積卸に困難を致居候處、附近に人家乏しく隨て臨時使役すべき苦力無之差支居候に付、當分の内別紙の通り高木小治郎をして請負致させ度につき特別の御證議を以て御許可相成度申請候也

追て料金の儀は漸次引下ぐる事に可致候も當分止むを得ざる儀に候條御了承願上候

貨物積卸請負願

原 籍 京都市六角通新京極東入ル五番地  
現住所 安奉線下馬塘驛前

高 木 小 治 郎



私儀今般實驛に於て左記料金を以て貨物積卸方請負致度に就ては御社の御命令相守り可申は勿論何時御解約相成候共聊か苦情無之此段奉願候也。

一、一車扱	一噸に付	小洋銀	十三錢
一、小口扱	百斤に付	同	一錢一厘

右

高木小治郎

下馬塘驛長殿

右に對する回答(明治四十四年十一月十三日運丁宛第八四八號)

本月九日附下驛第六號御申出の貨物積卸請負方の件は他驛に比し非常の高率となり承認難致候に付低率にて請負に付するか若くは常備人夫にて作業候様致度右申進候也。

追て當課にては各驛共左記賃率以内に内定致居候に付可相成此賃率にて請負はしめられ度候。

一車扱	一噸に付	小洋錢	九錢
小口扱	百斤に付	小洋錢	九厘

(註一四二)

人夫賃金増額の件(大正元年十一月一日普驛乙第一四四號)

當地人夫拂底のため勞銀騰貴當驛貨物積卸人夫も隨て從來の一日小洋錢三十錢にては備入困難に付當分の中小洋三十五錢を支給致候間豫め御認可を得置度候此段及上申候也。

追て去る二十一日普驛乙第一三六號を以て上申致置候供給者の件至急何分の御指命仰度候。

貨物積卸人夫供給者設定及人夫賃金の件(大正元年十一月七日運丁第七一五號)

十月二十一日附貴驛貨物積卸人夫供給者設定方に付御申出有之候處是れが爲め自然賃金を増し直接勞役に従事する人夫には却て勞銀を減せらる儀に被存候間多少の不便を忍び從來の通り直接人夫使役相成様致度、尤も勞銀騰貴人夫備入困難の時期に限り一人一日小洋錢三十五錢迄適宜支給相成り差支無之候右申進候也

備考

從來日給三十錢にて本年度中の平均支拂賃金は一車、小口扱平均一噸洋三錢九厘に當り他の數量請負に比して良成績なり。

第二項 大正三年度

大正三年は從來の小洋建を金建に變更の可否を各驛長に質し大半の驛が賃率を金建に變更した年である、そして金建に變更の場合は最高標準を一車扱一噸に付き金七錢、小口扱百斤に付き金七厘とした(註一四三)この七錢及七厘云ふ率は曾て明治四十四年八月運丙第二四七號(註一四〇)の銀建を金建に改めたのみであつて、數字の内容は全く同一である、然し當時の小洋錢相場は金一圓に付き一元三十錢であつたから、銀七錢を時價に依り金に引き直せば五錢餘なるがこの場合金七錢としたのは最高標準として定められたもので成るべくこれ以下にて協定を望む云ふ趣旨であつ



たに相違ない、然し附表第三を見るに大正三年十月改正の賃率の中には金三錢五厘云ふ低率もあるが金八錢云ふ高率もあり其開きが甚だしいものであるがこれは地方的事情から起つた當然の差であると思はれる。

大正二年度の契約が終期に近づく大正三年八月に運戊寅第二四ノ四を以て、請負人又は賃率に變更の必要、若くは引下の餘地の有無につき、金州、普蘭店其他の人夫制度の實施驛を除いた以外の各驛に對し問合せたるも(註一四四)この回答の中には特に注意を惹くものはない唯范家屯驛にありては請負人が荷主より小櫃子を買ひ受けて居るのは事實である(註一四五)云ひ、又鐵嶺驛の回答に依れば庫出入、荷繰等も積卸作業の附帶的のものとして請負人をしてなかしめ、之に對しては何等の報酬を與へない事が記されて居る。(註一四六)

(註一四三)

積卸賃率承認の件(大正三年九月十二日 運戊寅第二四號ノ二一)  
得利寺、沙崗、他山、湯崗子、李石寨、鷄冠山の各驛長宛)

曩に貨物積卸請負賃率並金建に變更の件に付御報告相成候處從來の最高標準は金建に換算の場合は左記に依ること、致候間其の範圍内に於て出來得る限り節約を計られ度銀建を金建に改め其の他は従前通繼續の御申出承認致候右申進候也。

左記

扱種別	單位	作業別	賃率
一車扱	一噸に付	積卸共	金七錢

小口扱	百斤に付	同	金七厘
人夫賃	一日(十時間)		金廿七錢

(註一四四)

貨物積卸契約期満了に付き各驛長に照會(大正三年八月十五日 運戊寅第二四ノ四號)  
金州、普蘭店、瓦房店、龍岳城、蓋平、大石橋、海城、蘇家屯、大連、營口、安東を除く)

拜啓

今期貨物積卸契約期も近々満了致候に付ては從來の請負人又は賃率に變更の必要若くは引下の餘地有之候は之を機として夫々整理致度候間、之に關する御研究詳細來る九月一日迄に當課へ御報告相成度此段及照會候也。

(註一四五)

積卸料金につき范家屯驛長へ照會(大正三年八月二十一日 運戊寅第二四號ノ七)

范驛乙第七八號を以て貨物積卸請負契約從前の儘に繼續致度旨御申出相成候處貴驛一車扱積卸共小洋錢九錢は割房子、孟家屯の小洋錢八錢に比し尙引下の餘地有之認められ候間今一應御研究相成度又貴驛にては請負人に於て馬車卸賃を客より請求し居るやにも聞及候間御取調べ相成度右申進候也。

貨物積卸賃金の件(大正三年八月二十三日 范家屯驛長)

貨物積卸の件に付運戊寅第二四號ノ七を以て再び御申聞の儀至極尤もの次第にて候へども、目下諸物價非常に騰貴し苦力の生活上に多大の影響を受け居る且冬期多忙の場合積込場所の都合にて常に貨車の手押入替多く、又倉



庫内に於ても時々整理上より生ずる零碎なる作業も有之、自然他の中間驛を異にする點より旁々斟酌の上出來得べくんば現状維持を希望致す次第に外ならざれば此儀御諒知相成度、御参考迄に苦力生活主要物、物價比較を御覽に供し候。

(洋錢)

品名	年次	單位	大正元年多			大正二年多			大正三年夏		
			米	麵	斗	米	麵	斗	米	麵	斗
高梁	—	斗	五〇			八〇			一・二〇		
洋米	—	升	〇五			〇六			〇八		
梗米	—	斗	二・〇〇			三・〇〇			四・二〇		

追て馬車卸賃ミし一定の金額を請求するが如き事は萬々無之候へども、支那商側より苦力に對し「小櫃子」ミ稱し一種の祝儀を提供し居るは事實にて候此標準金一車に付洋一圓、尤も附近各驛は公然(驛の關知せざるは勿論なり)馬車卸賃ミして、

劉 房 子 一車に付 洋 二 圓  
 大 屯 同 洋 二 圓  
 孟 家 屯 馬車一臺に付 洋 三 〇 錢  
 の割合を以て徴收し居れば、前記小櫃子が自然同様の性質のものミ解釋せられたるものミ存せられ候。

(註一四六)

運戌寅第二四號ノ四に對する回答(大正三年八月二十九日 鐵脚貨乙第五九號)

八月十五日附運戌寅第二四號ノ四にて御照會相成候積卸料金の件研究の結果左に御回答申上候。

當驛に於ける目下契約の賃率は他驛に比し數字上に於て稍高率なるも、貨物の庫出入は總て請負者をして之を實行せしめ、殊に近事到着激増せる綿糸布の荷練及保管貨物の發送預りミなりたる場合、到着倉庫より發送倉庫迄勾配ある阪路の荷練をなさしめ居候爲め一層の勞力を要し居候へ共之等の作業は從來積卸請負に附帶する義務ミして請負人の負擔たらしめ居候次第にて賃率改正上多少斟酌を加ふべき點有之候、依て今後の契約には右等の如き勞力に對しては相當支拂をなして可然ものミ存候間、來期よりは積卸作業勞力ミして別に計上仕り候、而して請負者は多年の經驗を有する者を繼續請負はしむる方便宜に有之現請負人は此の不都合だも無之忠實に働居候に付此際變更の必要を認め不申候、契約賃率は當地に於ける各方面勞力供給及苦力の生活狀態より打算し既往十箇月間の平均數量に依り其成績を視るに尙幾分低減の餘裕有之候間、來期は金建ミし左記賃率にて契約致度希望に候。

積卸料金	金 五 厘 五 毛
小口扱積	金 五 厘
同卸積	金 五 錢 五 厘
一車扱積	金 五 錢 五 厘



一 車 扱	卸	金 五 錢
個 數 扱	積卸共一箇に付	金 三 錢
荷 繰 料	百斤に付	金 三 厘
中間車積替料	百斤に付	金 三 厘
シート運搬賃	一枚に付	金 五 厘
シート洗滌賃	一枚に付	金 三 錢

右に對する本部の回答(大正三年九月十四日)  
(運戔寅第二四ノ二四)

八月二十九日附を以て貨物積卸請負に關し研究の結果御報告相成候處御申出の通り改正金建賃率に依り從來の請負人契約繼續の儀承認致候也。

追て個數扱のために特別の率を設くるは數量の極めて少きに拘らず統計上其他に手數に付相成るべくは小口扱の中に御包括相成度此段申添候也。

備考

運戔寅第二四號ノ二四に依り契約更新に際し個數扱を小口扱の中に包括す。尙請負人は野村傳吉なり。

第三項 大正四年度

大正三年中に於ける銀對金の各月平均相場は八十圓から九十二三圓の間にあつたが、四年に入り漸次下落を示し、請

負期末の近づく四年八九月の頃には遂に八十圓臺を割るに至つた、それで九月六日運戔寅第三四ノ四三號に依る各驛への照會には(註一四七)特に「昨年未來支那小銀貨暴落致候に就ては現在の金建率に依りては自然低減の餘地相生じ候事」存候」にある。

これに關しては通遠堡、湯崗子、得利寺等中間驛にありては作業量が僅少なるため、請負人の收支が償はず、洋錢の下落の際ではあるが賃率は從來通りにせられ度し希望して來た、又九寨驛の回答に依れば、現在の金建賃率を低下する場合は請負人に於て、人夫の供給に應じ難い云つて居る(註一四八)

大房身驛の請負人は大正三年度限り解約の申出でがあり、従つて十月一日以降引續き數年間請負制度に依らず、驛員が積卸をなし、必要に應じ人夫を備入れることになつた(註一四九)二十里臺驛にありては賃率は定めて居るが、一定の請負人がなく、必要に應じ人夫を備入れ、この人夫に對しては日給を支拂はずして、作業數量に依り其都度人夫賃の支拂をなして居た(註一五〇)附表第三に依り大正三年度と四年度の賃率を比較するに中間小驛は何れも現狀を維持し主要驛は、何れも引下げを斷行して居る。大正四年度に至り大半の驛は金建に改まつたのであるが、既に第四章に於て述べし如く大正三年小洋建を金建に改むるに當つて引直相場を金一圓につき小洋一元三十錢の割合を以てした、然るに大正四年の小洋相場は更に下落し一元五十錢程度になり益々下落の徴が見えた爲め、四年度一箇年間の固定賃率を金建にて幾何に決定すべきかに就ては各驛共相當な苦心を拂つて居る、鐵嶺驛に於ては大正二年十月以降二箇年間の平均相場を基準とし、各種の條件を加味して査定して居る(註一五一)



次に大正四年度に於ける賃率の建貨幣に就いて見るに、石河、松樹、太平山、立山、煙臺、沙河、新城子、新臺子、蔡家、大榆樹、陣相屯、石橋子、火連寨、本溪湖、郝家堡、草河口、秋木莊、撫順、の各驛は何れも小洋建である（註一五二）又姚千戸屯驛は三年度の賃率を金建に變更せるも、銀の下落の折柄小洋建に復舊した方が得策である云ふ點から、再び小洋建に變更するに至つた（註一五三）それでこれ等十九驛を除き他は總て金建であつたのである。

（註一四七）

貨物積卸請負契約期間満了に付照會の件（大正四年九月六日運戊卯第三四ノ四三）  
長春、大石橋、鳳凰城を除く各驛長

今期貨物契約期も近々満了致候、然る處昨年來支那小銀貨暴落致居候に就ては現在の金建率にありては自然低減の餘地相生じ居候事ニ存候間、此點特に御研究相成來る十五日迄に次期の請負人及び請負率御申出相成度此段申進候也。

（註一四八）

運戊卯第三四號ノ四三に對する回答（大正四年九月八日）  
九寨驛長回答

運戊卯第三四號ノ四三を以て貨物積卸賃率に關しては當驛の如き少數貨物の積卸に際し現在の金建率を低減候時は到底請負人に於て人夫の供給に應じ難く自然低減の餘地無之候也

次期請負人

王

作

霖

（註一四九）

運戊卯第三四號ノ四三に對する回答（大正四年九月十五日）  
大房身驛長

運戊卯第三四號ノ四三達に對し當驛貨物積卸請負者は今期限り解約可致申出有之從而次期請負者の有無及率等不明に有之候條此段及報告候也。

（註一五〇）

運戊卯第三四號ノ四三に對する回答（大正四年九月十日）  
二里第三六號

去る六日運戊卯第三四號ノ四三達にて御下問の件當驛は從來貨物發着に際し臨時に請負はし積卸致居候、今後も本方法が好都合に依り之に依る考に有之候。

支那小洋銀下落に依る金建との關係は從來定められたる範圍内にて請負はしむる際充分割合を考慮して積卸を致さすべく候、此段及報告候也。

（註一五一）

貨物積卸請負の件（大正四年九月十四日）  
鐵驛甲第五九號

運戊卯第三四ノ四三を以て御照會相成候貨物積卸請負の件左に御回答申上候。

現に實行致居候金建賃率は昨年八九月の交一昨年十月以降の洋錢相場を標準として調査せしものに有之候、其當時洋錢相場は稍下落の氣配を示せしも、平均相場は百三十二圓見當に候間此割合にて金建賃率を査定仕り候處其後時局の關係上本年に入り洋錢益々下落の結果當初の見込に對し別表に示す如く銀九百餘圓の損差を見るに至り候、



由來洋錢相場は高低の變化甚だしく、今茲に來期の豫想相場を見出さんとするも到底不可能の儀に候間、假に大正二年十月以降即ち既往二箇年間の平均相場を以て其見當り假定すれば百四十一圓換に當り候に付、是に依て如何に現行賃率を改正すれば當初百三十二圓換にて算定せし金額に近き數字を得べきか取調候處、小口扱並に一車扱の發送を到著同様の賃率に低減すれば其差僅に銀十七圓餘に過ぎず、略同一の見當に相成候間次期賃率は之に據る事致度又積卸の儀は現在の通り野村傳吉をして繼續請負はしむる事に致度此段答申に及候也。

追て爲念重ねて改定賃率を左に摘記仕り候。

小口扱	百斤に付發著共	金五厘
一車扱	一噸に付發著共	金五錢

積換及荷線料(百斤に付金三厘) 覆布運搬積卸料(一枚に付金五厘) 覆布洗線料(一枚に付金三錢) は従前の通り。

鐵嶺洋錢高低相場表

年月	最高	最低	平均
二年十月	一二四・五〇	一一一・〇〇	一一二・七五
同十一月	一二三・八〇	一一三・二〇	一一三・〇〇
同十二月	一二四・五〇	一一三・六〇	一二四・〇五
三年一月	一二六・〇〇	一一四・一〇	一二三・〇五

年月	最高	最低	平均
同二月	一三六・二〇	一一三・二〇	一二三・七〇
同三月	一三五・六〇	一一三・〇〇	一二四・三〇
同四月	一四〇・〇〇	一一一・五〇	一三五・七五
同五月	一三一・八〇	一一〇・五〇	一三一・一五
同六月	一三五・六〇	一一一・〇〇	一三三・三〇
同七月	一三九・〇〇	一一四・五〇	一三六・七五
同八月	一四三・〇〇	一一三・〇〇	一三七・五〇
同九月	一四五・〇〇	一四一・五〇	一四三・二五
總平均	一五二・〇〇	一四四・〇〇	一四八・〇〇
同三年十月	一五三・五〇	一四九・〇〇	一五一・二五
同十一月	一五二・五〇	一四一・五〇	一四七・〇〇
同十二月	一四八・五〇	一四四・二〇	一四六・三五
四年一月	一四九・〇〇	一四七・五〇	一四八・二五
同二月	一四八・三〇	一四四・五〇	一四六・四〇
同三月	一四九・八〇	一四四・八〇	一四七・三〇
同四月	一六〇・〇〇	一四八・二〇	一五四・一〇
同五月	一四九・二〇	一四六・八〇	一四八・〇〇
同六月	一四九・〇〇	一四八・〇〇	一五一・〇〇
同七月	一五四・〇〇	一四八・〇〇	



第八章 積卸及附帶作業費率

同 八月 總平均

一五四・七〇

一五二・〇〇

一五三・三五

三五〇

(註一五二)

貨物積卸料金に關する回答 (大正四年九月八日 大檢關乙第二〇號)

御下命相成候貨物積卸料金建率改廢取調候處、當地は交通機關に乏しく運輸狀態又敏ならず、從來通り小洋建率にて御承認相成度候也。

一、一車扱	一噸に付	小洋錢九錢
一、小口扱	百斤に付	同 一錢

(註一五三)

運成第三四號ノ四三に對する回答 (大正四年九月十五日 大檢關乙第一九號)

貨物積卸請負人は現在の儘とし積卸賃率に於ては小洋錢の暴落の結果幾分低減の餘地有之やみの御照會に依り寧ろ現在の金建を左記の割合を以て小洋錢に移したる方却て得策かミ存候間此段希望申上候也。

一車扱	一噸に付	小洋錢十錢
小口扱	百斤に付	同 一錢

貨物積卸賃率の件 (大正四年九月十四日 運貨第一二二號)

桃驛第一九號を以て貨物積卸請負賃率小洋錢建に變更方御申出相成候處、貴驛同一直態にある、隣驛陳相屯、石橋子驛等に於て左記の如き低率に有之候間、今一應御研究被下度右及照會候也。

陳相屯、石橋子兩驛共

一車扱	積卸共	一噸に付	小洋錢八錢
小口扱	同	百斤に付	同 八厘

運貨第一二一號に對する回答 (大正四年九月十六日 大檢關乙第二〇號)

此度御照會相成候貨物積卸請負賃率の件に付、陳相屯、石橋子同率を以て御定め相成度此段回答候也。

一車扱	積卸共	小洋錢八錢
小口扱	同	同 八厘

貨物積卸請負承認の件 (大正四年九月營業課長)

大正四年十月一日より大正五年九月三十日迄に於ける貴驛貨物積卸請負賃率の件は御申出の請負人をして左記賃率に依り請負はせ候事に承認致候、右申進候也。

一車扱	積卸共	一噸に付	小洋八錢
小口扱	積卸共	百斤に付	同 八厘
中間車扱	積卸共	百斤に付	同 三厘

第八章 積卸及附帶作業費率



## 第四項 大正五年度

大正四年末頃から銀相場は漸次昂騰を示し、五年度の賃率を査定すべき九月の平均銀相場は銀百元に付き金百〇一圓即ち殆んど同價ミなるに至つた。當時蓋平驛の賃率は各驛中の最低率で一車扱一噸積卸共金二錢五厘、小口扱同じく百斤二厘五毛であつたので、鐵道部にありてはこの點を考慮に入れ五年九月八日運成辰第六二三號ノ三一を以て各驛長に對し十分研究の上請負人及賃率を申出られ度し通知する所があつた(註一五四)

大正五年度の新賃率を見るに増率せる驛が二、三あり反對に低率された驛もあつたが全體から見れば四年度の率を踏襲した驛が多い事は附表第三に依り明かである、賃率を値上げした遼陽驛の意見に依れば、遼陽市場相場は、會社公表率に比し常に二、三圓の高値である云ふことが主なる理由であつた(註一五五) 鐵嶺驛にありては、賃率を金建ミする以上は小洋相場の變動に依り多少の損益は免れ難い、故に次年度も今年度と同様にせられ度い云つて居る熊岳城驛に於ては一箇年を二期に分ち、十月一日から翌年一月末日迄は一車扱積卸共金四錢小口扱は金四厘とし二月一日より九月三十日迄は一車扱金三錢五厘、小口扱三厘五毛にせられ度し申請をなしたるも、一箇年を通して一車扱金四錢小口扱金四厘にて契約することに決定された、この一箇年を繁閑二期に分ち賃率を二様にする點については大正十一年十二月問題ミなり、各驛より意見を求めた事があるが、(註一八三) 熊岳城驛に於ては大正五年既にこの點に迄考慮を拂つて居たのである(註一五六)

斯くの如くにして十月一日から新契約に基き作業を繼續するに至つたが、年末に近くにつれ、銀相場は次第に高まり

金百圓に對する小洋銀は九十五圓前後ミなつた、然し當時の賃率は大正三年八月金一圓につき小洋一元三十錢の相場を以て、從來の小洋建を金建に變更し、其後一部の驛にありては賃率の引下げをも行ひ、一般に可成り切り詰められた賃率に依つて居た結果各地から賃率引上げの要求が起つて來た、それで鐵道部に於ては此の際臨時引上げは止むを得ないものミ認め、大正五年十二月十八日電報を以て各驛に對し、小洋錢騰貴につき請負賃率値上げの必要の有無を問合せ(註一五七) たのであるが、この結果三十里堡普蘭店を始め十六驛は賃率引上げの要求をなし、十二月二十一日即ち下旬分の賃率から増率を認められた(註一五八) 又奉天驛にありては、金百圓につき小洋百二十元を標準とし、小洋がそれ以下に下落した場合には常に百二十元を保證せられたし云ふ申請をなす所があつた(註一五九)

次に大正五年十二月一日現在に於ける小洋建驛、即ち未だ金建に變更せざる驛及請負制度ミせず常備人夫制を續行して居る驛名を記せば、

## 小洋錢建驛

南關嶺、石河、松樹、太平山、立山、煙臺、沙河、新城子、新臺子、十家堡、蔡家、大榆樹、撫順、陳相屯、姚千戸屯、石橋子、火連寨、本溪湖、福金、祁河堡、秋木莊以上二十一驛其他は全部金建。

## 常備人夫制驛

大石橋、鳳凰城の二驛

## (註一五四)



各驛貨物積卸契約期限満了に付來期分申請方照會の件（大正五年九月八日運戊辰第六三號ノ三一）  
 今期貨物積卸請負契約期限も本月末日を以て満了致候處現在一車扱一噸金二錢五厘、小口扱百斤二厘五毛の低率にて請負の驛も有之候に付充分御研究の上來る二十日迄に次期の請負人及賃率御申出相成度右申進候。

（註一五五）

貨物積卸料金に關する件（大正五年十二月十日 選貨第二二一號）

貨物積卸請負人より別紙の通り願出候處先月來より銀貨價格暴騰致し一時の現象に存居候處容易に下落の模様無之尙市場換算率は當社公表率に比し常に二三圓の高値にて先月來は殆んど銀貨率金より高値に有之候、而して持込貨物は構内餘地の存する限りは充實致候状態に御座候ため積卸に多大の勞力を要し、從て積付の位置に依り苦力に割増手當の必要も有之に拘らず換算率前記の通りにして願意無理ならぬ次第に被存候間御詮議相成度左に當地換算率を附記し申請候也。

備考

請負人の願意は小口扱を一厘、一車扱を一錢値上し一車扱積卸共金五錢、小口扱積卸共七厘にせられ度しと云ふにあり。

金百圓に對する小洋錢換率額

月	日	換算額	月	日	換算額
一〇	一	一一二・四〇	一一	五	九八・〇〇

同	五	一一二・〇〇	同	〇	九六・〇〇
同	〇	一〇八・九〇	同	一五	一〇二・〇〇
同	一五	一一〇・〇〇	同	二〇	一〇〇・五〇
同	二〇	一〇八・〇〇	同	二五	九八・〇〇
同	二五	一〇七・五〇	同	一	九四・五〇
同	一	一〇四・〇〇	同	五	九五・〇〇

（註一五六）

運戊辰第六二五號ノ三一に對する回答（大正五年九月十四日 熊驛乙第四三號）

本月八日附運戊辰第六二五號ノ三一を以て御達の十月以降貨物積卸請負賃率左記の割合に依り現在の請負人谷口慶治へ契約の義御承認被下度申進候也。

- 小口扱百斤に付積卸共金四厘 十月一日より六年一月三十一日迄
- 一車扱一噸に付積卸共金四錢
- 小口扱百斤に付積卸共金三厘五毛 二月一日より九月三十日迄
- 一車扱一噸に付積卸共金三錢五厘

（註一五七）

小洋錢騰貴に付積卸請負賃率増額方に付照會（大正五年十二月十八日第五四號電）



小洋錢騰貴に付積卸請負賃率にも臨時増額の必要なきや、其有無及程度詳細直ちに書面提出され度し。

(註一五八)

貨物積卸請負賃率臨時増額の件 (大正五年十二月 日營業課長)

小洋錢騰貴に付貴驛貨物積卸請負賃率を本月二十一日より當分の内左記金額丈け臨時増額致候但し當方の見込にて何時低減致すやも計りがたき旨篤き請負人に御申含相成度候也

左記

一車扱	積卸各一噸に付	金	厘
小口扱	積卸各百斤に付	金	毛

以上

(註一五九)

貨物積卸請負賃率に關する件 (大正五年十二月二十一日 奉貨第一二二〇號)

十八日附貴電第五四號拜誦仕り候、本件に關しては過日課員川口桑次郎氏御來奉の節愚見申上置候が、本期の請負率締結に就ては去る九月十五日附奉貨乙第七二號を以て詳細申述候通り先づ作業高に對する所要人夫數き請負人の實際收得額を見、當時小洋錢價格百二十元位に御座候ひしも、こは突飛の値段にして最近五箇年間の平均相場百

三十元迄には回復すべしとの見當にて昨年より少しく率を下げ。

一車扱	積卸共	一噸に付	金	四錢
小口扱	同	百斤に付	金	四厘五毛

まして契約の事に御認可を得候次第に御座候處今日迄の處は事實は全く豫想き相反し銀價は益々昂騰の一方にて九月以後の當地平均相場は實に左の如く相成り請負人も苦痛罷在る次第に候

九月中 奉天銀市平均相場 百十五元五十錢

十月中 同 上 百十三元八十錢

十一月中 同 上 百〇三元四十錢

十二月中 同 上 (自二十一日至二十日) 九十六元三十一錢五厘

尤も本年十月以降は當驛發著貨物激增の爲請負人で支拂は從來の記録を破り居り候、從て臨時増員苦力も例年より多く現在毎日百十四名を従業致さしめ居候へば請負人の實際支出は必然増加し、結局銀貨の騰貴せる丈けが請負人の損益に影響する事となり苦痛罷在り候次第、但し仕事の増加せる割には人員増加致居不申候へば小洋相場が先づ百二十元位に止れば多少の無理は有之きも打捨て置き可然き存じ候へ共其れ以上昂騰の場合には多少の補給を要すべく殊に昨年の契約期間後半は貨物の減少き銀貨昂騰の結果請負人も殆んき引續き困難罷在る次第に御座候へば、此儘にては立行申間敷き存じ候、即ち愚見は、



請負率は本契約期は現在の儘とし、當地小洋錢毎旬の平均相場百二十圓以上の場合には契約率の通りを支拂ひ何等補給を爲さず、百二十圓以下となりたる場合は、其れ以下となりたる額だけを其間の實際支拂高に應じ補給する事と致しては如何かニ奉存候、御詮議の上如何御決定御下命相仰度候也。

## 第五項 大正六年度

大正五年度の契約期限の近づいた大正六年九月五日運戌巳第六二〇號ノ三七を以て直營實施中の長春驛、常備人夫制の大石橋驛、積卸作業を扱つて居ない大連驛等を除外したる各驛長に對し現在小洋錢騰貴に次いで賃率増額の要求をなす向が少くないが既に五年十二月に臨時増額を行ひ、且今日迄金銀の差益を得て居た故此際多少の損失は忍ばしめ、尙金銀を比較し低減の餘地ある場合は引下げしむる様にこの注意を促したのである（註一六〇）

然しながら契約更新期の九月中に於ける銀對金の相場を見るに（第一號表）最高百七十一圓最低百三十二圓平均百五十九圓云ふ高値を示し、金對小洋相場は七十二圓を中心として上下し金建金拂制の下にある請負人の苦痛は決して少くなかつた。一例を見るに奉天の請負人は八月中旬以後は毎旬五六十圓宛の欠損が續き、この結果作業上にも支障を來すことあるを懸念し、一車扱を四錢より五錢に、小口扱を四厘五毛より五厘五毛に何れも臨時に値上げを行つた（註一六一）開原驛にありても市中一般券銀は一年前に比し平均十錢の値上げとなつて居り六年八月の如きは金一圓に對し小洋は九十錢即ち金以上に昂騰を生じたるを以て、今後小洋が低下せる場合は賃率を引下げることゝして此際増率せられ度しと申請し（註一六二）附表第三相當欄の如く増率された。

次に建貨幣につき考察するに、六年度の賃率は一、二の驛を除き總て金建率に変更された、然しこれ迄小洋建であつた驛は小洋の騰貴せる此の際金建に改むることゝを嫌ひが、新臺子驛の如きはこれがために從來の請負人は破約を申し出で、新請負人を日本人北村清作に変更するに至つた（註一六三）

## （註一六〇）

貨物積卸請負期限更新に付請負率に付注意の件（大正六年九月五日 運戌巳第六二〇號ノ三七 大連、大石橋、長春、鳳凰城、安東を除く各驛長宛）

今期貨物積卸請負期限は本月三十日迄ニ相成居候處、來期請負率に對し現在小洋錢騰貴に次いで之が増額方希望の向不尠候やに及聞候へ共、既に客年十二月に於て臨時増額致候事、且つ從來は金銀の差に依りて利得致居る事故此際多少の損失は忍ばしむる次第にも有之又請負率を銀貨の高低に依つて動かす事は面白からず候に付、金建請負に對しては可成現在に止め、増額等無之様小洋建請負に對しては金建ニ比較し相當餘地あらば低減せしむる事に充分御研究相成度爲念申進候也。

追て來期に對する請負率は可成本月二十日迄に御申出相成度候。

## （註一六一）

貨物積卸請負率に關する件（大正六年九月十日 奉貨乙一五九號）

九月五日附運戌巳第六二〇ノ三七御通達拜承仕候。

當驛發著貨物は漸次増加致居り（別表參照）候に付此點につきましては請負者の立場は漸次有利ニ相成居候へ共た、



會社に對する請負賃率は金建にして使備苦力に對する支拂は銀拂なるため目下の如き銀價暴騰に際しては請負者は少からぬ苦痛を感じ居るに加へ一般物價の騰貴並に事業勃興に供ふ勞力の需要増加は自然に苦力賃金の値上げを強ひらるゝ結果に相成益々請負者を不利に導き居候。

御指示の如く騰落常なき金銀比價の變動に連れ請負賃率を動かすは面白からざるのみならず既に昨年末此點を酌量して臨時増額相成候事なれば目下多少の損失を被むるこゝもあるも若し一時的のものにせば之を忍ばしむるこゝも、致し度候へ共近來に於ける銀價は未曾有の奔騰にして昨年末月に於ける最低九十三圓換は何人も既に天井相場なるべしと思惟し居りしに昨八月に於ては最低八十六圓を稱へ更に本月に入りては益々騰貴し昨九日の市中相場は實に七十元五十錢換に云ふ未曾有の高値を表はし之を大正四年九月の平均相場百五十四元三十錢換に比すれば實に十割以上の暴騰にして之を昨年末月の平均相場九十八元換に比するも尙四割方の騰貴に有之候而かも更に下落の見込立たざるのみならず尙騰貴の傾向あるものも認められ候、當驛積卸請負者は既に多年之れに携はり會社の恩顧を蒙り居候こゝなれば此際勝手ケ間敷事を申出ずるは不本意に付請負賃率につきましては一つに會社の指定に従ひたゞへ損失を見るも自己の資力の續く限りは奉公致すべしと申居候へ共既に八月中旬以後は毎旬小洋五、六十元宛の缺損を續け居り本旬は更に缺損増加すべしと稍當惑致居候模様にて御座候。

利益を見ざるは此場合已むを得ずするも缺損を續けつゝあり、而かも之を一時的の現象と断定出來ざるものもせば之れに對し何等かの方法を講じ之を補給しやる必要有之候か存候。

請負者の手元缺損に於ては自然の結果にして彼れは苦力賃の支拂節約を企畫するこゝも、なるべきも當驛の如く小口扱の貨物大部分を占め之れが作業は敏活に且つ慎重を要し之れに従事する苦力は熟練せるものを必要とするものありては現在以上に苦力賃の節約を行ふこゝもは苦力の待遇其他に悪影響を及ぼし延びては作業成績に關係するを以て到底之れを認容するこゝも能はず候然れども彼れ請負者は多年會社の恩顧を蒙りつゝ、あるものも云へ一つに利を以て動くものに付如何に督勵監督するも飽く迄犠牲的奉公を強ふるこゝもは困難なるべく若し之れを強ふるに於ては何れにか面白からざる影響を及ぼすこゝもなきや之れ小職の最も憂慮する點にて御座候。

請負者の收支計算につきましては充分なる帳簿を備へ居らざるを以て精細なる計算をなすこゝも能はざるも大體左の通りに御座候。

## 支 出

## (一) 苦力賃支拂額

平均月額小洋千四百元

## 備考

九月一日現在常備人夫百〇五人月額賃金小洋千四百四十四元

常備人夫は八十人乃至百人位なれども病氣其他にて缺勤毎日四五人乃至十人位あり職務に起因する病人の外は日割給額を差引つゝあり(目下は毎日約二十人内外の缺勤あり)發著貨物多き場合に於ては薪炭、木材、麥粉、特産物等は臨時雇入苦力を使備するを常とし此分一箇月延人員二百人乃至五百人を使備し居れり。



此等を差引し平均一箇月使備苦力約百人苦力賃平均一箇月小洋千四百元は先づ適當の支拂額を認め候。

(二) 荷操用荷馬車經費月額小洋四十元、荷操用にして馬車一臺を備へ居れり而して馬夫一名の給與及馬一頭の飼料並に荷馬車の修繕及償却費を込め月額小洋四十元を要す。

(三) 苦力職務負傷治療費

年額小洋百二十元月額小洋十元

(四) 苦力の過失に依る損害賠償費

年額小洋六十元月額小洋五元

(五) 雜費

作業繁忙の場合臨時に苦力に與ふる食料並に三節句に於ける心付等

年額六百元 月額小洋五十元

(六) 請負者の生計並に交際費 月額小洋百元

計 月額小洋千六百〇五元

即ち平均一箇月小洋千六百元は必要なる支出を認め差支なきものも存候。

而して之れに對する収入は

自昨年九月一箇年會社より支給の積卸賃支拂額(荷操賃を含む) 至本年八月

金二萬三千五十七圓九十二錢にして

月額平均金千九百二十一圓四十九錢之れを小洋に換算するときは

九十元換 小洋千七百二十九元三十三錢

八十元換 小洋千五百三十七元十九錢

七十元換 小洋千三百四十五元四錢

と相成

小洋九十元換なるときは約百元(収入の約七分)の利益あるも

八十元換なるときは約六十元(収入の約五分)の損失

七十元換なるときは約二百五十元(収入の約一割九分)の損失

と相成候

昨年末臨時増率を願出候節小職は金銀の比價は平價の積りにて計算を建て目下の如き七十元臺の交換相場は之を豫想せざりしものに有之候。

而して前述の如く請負者に餘り損害を被らしむるは作業成績に影響を及ぼす憂有之候間此際特別の御詮議を以て更に増率御願致し度候。

増率の割合は金銀の比價八十元換以下なるときは